

平成21年 6 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成21年 6 月24日～25日

場 所 第4委員会室

平成21年 6月24日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第10号 みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度一般会計補正予算（第6号））
- 報告事項
 - ・県が出資している法人の経営状況について
社団法人宮崎県林業公社（別紙10）
財団法人宮崎県環境整備公社（別紙11）
社団法人宮崎県農業振興公社（別紙14）
財団法人宮崎県内水面振興センター（別紙15）
 - ・平成20年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙18）
- 環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・県庁の環境マネジメントシステムについて
 - ・森林・林業長期計画策定事業について
 - ・植栽未済地対策の取組状況について
 - ・平成20年度「大気及び水質の測定結果」等について
 - ・エコクリーンプラザみやざき問題について
 - ・企業等が行う森林整備にかかるCO₂森林吸収量認証制度について
 - ・総合評価落札方式の改正について

- ・乾しいたけ品評会等について
- ・新たな「農業・農村振興長期計画」及び「水産業・漁村振興長期計画」の策定について
- ・農業農村整備事業独自の総合評価落札方式について

出席委員（9人）

委員 長	外山 衛
副委員 長	松村 悟郎
委員	緒嶋 雅晃
委員	外山 三博
委員	十屋 幸平
委員	鳥飼 謙二
委員	凶師 博規
委員	河野 哲也
委員	濱 砂 守

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	吉瀬 和明
環境森林部次長 （総括）	豊島 美敏
環境森林部次長 （技術担当）	黒木 由典
部参事兼 環境森林課長	飯田 博美
計画指導監	水垂 信一
部参事兼 環境管理課長	堤 義則
環境対策推進課長	大坪 篤史
自然環境課長	河野 憲二
森林整備課長	徳永 三夫
山村・木材振興課長	森 房光
木材流通対策監	小林 重善
工事検査監	濱 砂 金徳

農政水産部

農政水産部長	伊藤孝利
農政水産部次長 (総括)	緒方哲
農政水産部次長 (農政担当)	原川忠典
農政水産部次長 (水産担当)	関屋朝裕
農政企画課長	上杉和貴
ブランド・ 流通対策室長	加勇田誠
地域農業推進課長	山之内稔
連携推進室長	山内年
営農支援課長	土屋秀二
農業改良対策監	井上裕一
消費安全企画監	小川雅行
農産園芸課長	郡司行敏
畜産課長	山本慎一郎
家畜防疫対策監	児玉州男
部参事兼 農村計画課長	矢方道雄
国営事業対策監	三好亨二
農村整備課長	西重好
工事検査監	溝口博敏
水産政策課長	鹿田敏嗣
漁業調整監	成原淳一
漁港漁場整備課長	山田卓郎
漁港整備対策監	坂元政嗣
総合農業試験場長	村田壽夫
県立農業大学校長	米良弥
畜産試験場長	荒武正則
水産試験場長	那須司

事務局職員出席者

議事課主査	本田成延
政策調査課主査	坂下誠一郎

○外山 衛委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○外山 衛委員長 それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○外山 衛委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託をされました議案、報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○吉瀬環境森林部長 環境森林部です。よろしく申し上げます。

説明に入ります前に、一言だけお礼を申し上げます。去る6月5日に開催されました「第54回宮崎県乾しいたけ品評会表彰式」につきまして、外山委員長、松村副委員長を初め、多くの議員の皆様にご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思います。本日は、予算議案が2件、特別議案が1件、報告承認事項が1件、報告事項が3件、その他の報告事項が8件でございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、予算議案といたしまして、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第2

号)」、そして、国の経済・雇用対策の実施に伴う補正といたしまして、追加提案いたしております議案第13号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」についてであります。

その下に、平成21年度環境森林部歳出予算の課別の表をつけておりますので、ごらんいただきたいと思っております。この表は、議案第1号と議案第13号に关します歳出予算を課別に集計したものでございます。このうち、議案第1号に关します一般会計の補正につきましては、表の中ほど、補正額Bの欄に掲げておりますが、トータルいたしますと、小計のところを見ていただきますと、9億5,506万2,000円の増額をお願いしております。また、議案第13号に关する一般会計の追加補正につきましては、同じく追加補正額、右側のCの小計の欄にございますように、24億1,231万1,000円の増額をお願いしております。この結果、補正額と追加補正額を合わせた補正後の一般会計予算額は、その右側に書いてありますように258億6,463万9,000円となりまして、環境森林部の一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は、その一番下の欄、合計の欄にございますように、264億4,788万6,000円となります。

再度資料の表紙に戻っていただきたいと思っておりますが、2番目の特別議案であります。特別議案につきましては、議案第17号「宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例」についてお願いしております。この条例は、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用しました林業・木材産業等の地域産業の再生を図るために、まず、基金の創設をお願いするものでございます。

次の、Ⅲ、報告承認事項につきましては、専決処分の承認を求めることとありますが、中

身は、産業廃棄物税の基金と森林環境税基金の積み立てにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、専決処分の承認をお願いするものでございます。

次の、Ⅳの報告事項につきましては、財団法人宮崎県環境整備公社と社団法人宮崎県林業公社の平成20年度の事業報告及び平成21年度事業計画の報告とあわせまして、環境森林部の平成20年度繰越明許費について御報告させていただきます。

次の、Ⅴ、その他の報告事項につきましては、県庁の環境マネジメントシステムを初め、合わせて8項目について御報告をいたしたいと思っております。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、それぞれ担当課長等から説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○飯田環境森林課長 それでは、環境森林課の平成21年度6月の補正追加分の予算について御説明をさせていただきます。

お手元の資料の歳出予算説明資料(議案第13号)というのがお手元にあると思っておりますので、その赤いインデックスの環境森林部の次の青いインデックス、環境森林課。議案第13号と書いてあるほうでございます。

それでは、説明させていただきます。ページでいきますと、31ページをごらんください。今回お願いしております補正は、国の経済・雇用対策の実施に伴う補正でありまして、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で779万8,000円の増額であります。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように、28億3,253万5,000円となります。

それでは、事業について御説明をいたします。

1枚お開きいただきまして、33ページをごらん
いただきたいと思います。

上から5段目の(目)環境保全費の(事項)
環境保全推進費であります。419万8,000円の
増額であります。これは、中央保健所と高千穂
保健所の公用車をハイブリッド車に更新するた
めの経費であります。

次に、その下の(目)林業振興指導費の(事
項)林業普及指導費であります。360万円の増
額であります。説明欄の1、多様な森林づくり
普及推進事業につきまして、お手元に配付して
おります環境農林水産常任委員会資料で御説明
いたしますので、申しわけございませんが、環
境農林水産常任委員会資料の5ページをお開き
いただきたいと思います。

この事業は、1の事業の目的にありますよう
に、本県の民有人工林の約6割が標準伐期齢を
超えておりますことから、森林資源の平準化を
図るため、高齢級間伐による長伐期施業への移
行を推進するものであります。

内容は、2、事業の概要の(4)の事業内容
にありますように、長伐期施業技術の普及・定
着を図るため、県内6カ所に多様な森林づくり
モデル林を設置するものであります。

補正予算については以上であります。御審議
のほどよろしく申し上げます。

続きまして、同じ委員会資料でございます
が、19ページをごらんください。これにつつま
しては、平成20年度の繰越明許費について御説
明をさせていただきます。昨年の台風などによ
り工法等の検討に日時を要したことや、国の補
正予算の関係などによりまして、表にごしま
すような繰り越しが生じたところあります。
その内容は、自然環境課、森林整備課及び山村・
木材振興課所管事業でありまして、合わせて15

件、繰越額が31億1,394万4,000円で、118カ所と
なっております。

環境森林課からの説明は以上でございます。

○大坪環境対策推進課長 それでは、環境対策
推進課につきまして3点ほど御説明をいたしま
す。

まず、1点目は、補正予算案についてでござ
いますが、もう一つ別のほうの6月補正の歳出
予算説明資料をごらんいただきますでしょうか。
これの青いインデックスで環境対策推進課とさ
れておりますが、そのこのところですが、35ペー
ジになりますけど、ごらんいただきますか。

今回お願いしておりますのは、左から2列目
の補正額の欄でございますように、一般会計で
6億8,000万円の増額補正でございます。この結
果、右から3列目、補正後の額は11億9,399
万7,000円となります。

内容について若干御説明します。1枚めくっ
ていただきまして37ページのほうをごらんくだ
さい。今回の補正は、中ほどにございます(目)
環境保全費の中の(事項)産業廃棄物処理対策
推進費の6億8,000万円であります。これは、宮
崎県環境整備公社が本年3月から着手しており
ますエコクリーンプラザみやぎの浸出水調整
池の補強工事に要する費用につきまして、県と
関係市町村、関係11市町村ですが、総額13億6,000
万円を折半して立てかえまして、公社に無利子
で貸し付けるものでございます。

最終的な費用負担につきましては、今後の法
的な手続を経まして、責任の所在等踏まえなが
ら協議することとしておりますが、現時点では
どの程度の期間を要するかわかりませんので、
最終的な負担割合が決定するまでの間、公社か
らは年度末に全額を一たん償還させまして、県
は新年度当初に再度貸し付けると、そんなふう

な手続を毎年度行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目ですが、報告承認事項の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。お手数ですが、環境森林部の常任委員会資料にお戻りいただきますでしょうか。常任委員会資料のほうの16ページになります。

専決処分の承認を求めることについて、(1)の産業廃棄物税基金積立金の執行に伴う補正でございます。20年度の産業廃棄物税の税込等が確定しましたことから、積立金1,732万6,000円を補正するものでございます。この結果、20年度の産業廃棄物税基金への積立額は、補正後の額になりますが、2億7,065万9,000円となります。

それから、委員会資料の17ページのほうをごらんいただきますでしょうか。3点目になりますが、報告事項の1、財団法人宮崎県環境整備公社について御説明をいたします。この公社は、その沿革にありますように、平成7年3月に設立をされまして、エコクリーンプラザみやざきの運営を通して、(2)の設立目的にありますように、産業廃棄物や一般廃棄物の処理等の事業を行うことによりまして、本県のすぐれた自然環境の保全や県民の生活環境の保全等に取り組んでいるものでございます。(3)から(5)の組織や基本財産、事業につきましては、そこに記してあるとおりであります。詳細につきましては、別途報告書がございますので、そちらのほうで御説明をしたいと存じます。

何度も恐縮ですが、今度は、平成21年6月定例県議会の提出報告書をごらんいただきますでしょうか。79ページになります。

財団法人宮崎県環境整備公社の平成20年度の事業報告書でございますが、まず、公社では、

1の事業概要にありますように、県央地区11市町村の一般廃棄物の広域処理並びに県内の産業廃棄物の処理を行ってまいりました。また、(2)の諸課題の解決につきましては、浸出水調整池の破損等を受けまして、①の安心・安全なシステムの構築ですとか、②の組織の全体的な見直しと活性化、さらに③の原因のさらなる解明と責任の所在の明確化につきまして、それぞれ記載されていますとおり事業に取り組んだところでございます。

それから、80ページをごらんいただきますでしょうか。2の事業実績につきましては、表の中に整理してありますように、一般廃棄物や産業廃棄物の処理を初めとしまして、廃棄物に対します普及啓発事業ですとか、温浴施設の管理運営、さらには周辺環境整備事業を行ったところでございます。

それから、右の81ページから93ページにかけましては、財務資料を添付しておりますけれども、81ページの総括表で簡潔に御説明をしたいと存じます。

81ページの貸借対照表の総括表ですけれども、まず、Iの資産の部ですが、1の流動資産につきましては、現金預金とか未収金等でありまして、下のほう、流動資産の合計欄、線で囲まれたところですが、合計で12億9,934万円余となっております。それから、2の固定資産ですが、固定資産につきましては、ずっと下のほうをごらんいただきまして資産の合計の欄ですけれども、29億1,966万円余、資産の合計としましては、42億1,900万円余となっております。

それから、IIの負債の部ですけれども、1の流動負債が、未払い金などで合計8億3,988万円余、2の固定負債が、長期借入金などで合計が18億9,328万円余、その結果、負債の合計、その下

の欄ですが、27億3,317万円余となっております。

次に、その下のⅢの正味財産につきましては、下から2段目ですが、合計で14億8,583万円余で、この結果、一番下の負債及び正味財産の合計は42億1,900万円余となっております。

それから、飛んでいただきまして94ページをごらんいただきますでしょうか。平成21年度の事業計画書でございます。

まず、1の事業概要についてでありますけれども、日常の廃棄物の適正処理につきまして、自然環境や生活環境の保全に留意しながら、日常のごみ処理に支障を来さないよう適切な処理を行うことといたしております。また、(2)諸課題の解決につきましては、昨年度に継続しまして、①から③の事項について取り組むことといたしております。

さらに、2の事業計画につきましても、昨年度とほぼ同様ですけれども、そこに記してありますように、一般廃棄物や産業廃棄物の処理を初めとしまして、諸事業に取り組むことといたしております。

それから、96ページをごらんいただきますでしょうか。96ページが収支予算書の総括表でございます。

まず、事業活動収支でありますけれども、1の事業活動収入につきましては、大きなものとしまして、②の補助金等収入、③の廃棄物の処理収入等がございます。そうしまして、合計としましては、線で囲まれていますけれども、28億4,153万円余となっております。

これに対しまして、2の事業活動支出ですけれども、①の管理運営費、②の施設運転管理事業費、右側の97ページになりますけど、③の産業廃棄物処理事業費等々、合計しまして、事業活動の支出計ですけれども、線で挟まれたとこ

ろですが、29億5,263万円余、そして、収支差額は、その下の1億1,110万円余のマイナスとなっております。

さらに、その下の投資活動収支につきましては、それぞれ収入ですとか支出とかございますけれども、合計しますと、投資活動の収支差額ですけれども、7億6,490万円のマイナス、それから、その下の財務活動収支もそれぞれ収入、支出ございますけれども、合計しますと、下から5段目になりますけれども、差額が8億6,808万円余となっております。

この結果、下から3段目になりますけれども、当期の収支差額は1,230万円のマイナスとなっております。ただ、その下ですが、前期の繰越収支差額が1,231万円余ございますので、次期繰越収支差額は、一番下の1万5,000円となったところでございます。

その次の98ページ以降につきましては、それぞれの会計の内訳となっておりますので、説明は省略をさせていただきます。

環境対策推進課につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
○河野自然環境課長 自然環境課でございます。当課の6月補正追加分の予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成21年度6月補正歳出予算説明資料、議案第13号のほうでございます。青いインデックスの自然環境課のところ、35ページになりますが、ごらんいただきたいと思っております。

今回の補正は、国の経済・雇用対策の実施に伴うものでありまして、左から2列目の補正額の欄にございますように、一般会計で2億511万円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額にありますように、合計で47億8,698万4,000円となりま

す。

それでは、事業について御説明いたします。
1枚めくっていただきまして37ページをごらん
いただきたいと思います。

4行目の(目)林業振興指導費でございます。
その下の行の(事項)環境緑化推進事業費で2,236
万円の増額をお願いしております。これは宮崎
の県の木でありますフェニックスが、近年、害
虫ヤシオオサゾウムシによります食害を受け、
枯死に至る木が発生しているため、県下一斉に
専門家による被害状況調査を行いまして、被害
木の徹底駆除により、被害の蔓延防止を目的と
いたしまして一斉伐倒駆除を行うものでありま
す。

次に、中ほどの(目)治山費でございます。
その下にあります(事項)県単治山事業費で6,000
万円の増額をお願いしております。これは、国
庫補助の対象とならない小規模な箇所災害復
旧などを行うものであります。

続きまして、(事項)県単補助治山事業費
で5,000万円の増額をお願いしております。これ
は、市町村が実施する小規模な箇所の災害復
旧などに対しまして補助を行うものであります。

次に、一番下の行、(目)狩猟費でございます。
1枚めくっていただきまして38ページをごらん
いただきたいと思います。一番上の行、(事項)
鳥獣管理費で7,275万円の増額をお願いして
おります。説明欄にあります㊟特定鳥獣(シカ)適
正管理支援事業でございますが、詳細につきま
しては、お手元の環境農林水産常任委員会資料
で御説明をさせていただきます。

委員会資料の7ページをお開きいただきた
いと思ひます。

1の事業の目的にありますように、この事業
は、シカによる農林作物被害が近年増加し、農

家や林家の生産意欲の低下を招く一因ともな
つておりますことから、個体数調整のためのシ
カの特別捕獲を支援し、被害の軽減を図るも
のであります。

右側の8ページをごらんいただきた
いと思ひます。一番上の1のシカ被害額等の
推移にありますように、平成18年度までの被
害額は3,000万から5,000万円で推移して
おりましたが、平成19年度には8,000万を
超えるなど被害が急増して
おります。また、表の一番下に
ありますとおり、シカの推定
生息数も年々増加してきて
おります。

その下の2のシカ被害対策の
フロー図にありますように、
ニホンジカの適正な保護管
理を行うため、被害防除と
個体数調整の2つを柱に対
策に取り組んでおりますが、
今回、個体数調整の一つと
して新たに、太ゴチックで
書いてお
ります「特別捕獲」に
取り組むものであります。

恐れ入ります。左側の7
ページにお戻り
いただきまして、
内容でございますが、
2の事業の概要の
(4)の事業の内容
にありますように、
アの適正管理計
画の策定では、
学識経験者など
で構成します
検討委員会にお
いて適正管理計
画(案)を策定
いただきまして、
自然環境審議
会の答申を経て
これを決定いた
します。この個
体数調整のため
のシカの特別
捕獲に対する
助成では、適
正管理計画に
基づいて、各
地域での捕獲
実施協議会が
行います特別
捕獲に対しま
して、市町村
が1頭当たり
8,000円以上
を補助する場
合に、県が1
頭当たり5,5
00円を定額
補助するもの
であります。

補正予算につきましては以上でございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、報告承認事項について御説明
します。

資料の16ページをお開きいただきた
いと思ひます。

ます。専決処分の承認を求めることについての（２）の森林環境税基金積立金の執行に伴う補正であります。森林環境税基金積立金につきましては、ことし２月の議会で補正をお願いしたところではありますが、３月末の時点で税収額が増加しましたことから、積立金310万8,000円を補正したものであります。この結果、平成20年度の森林環境税基金への積立金は、合わせまして2億7,785万4,000円となったところでありませ

説明は以上でございます。

○徳永森林整備課長 森林整備課でございます。

まず初めに、当課の補正予算について御説明いたします。

何度も済みませんが、歳出予算説明資料の議案第13号と書いていないほうをお願いいたします。森林整備課の39ページをお願いします。

今回の補正は、国の経済・雇用緊急対策に伴いまして補正をするものでありまして、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で2億7,506万2,000円であります。この結果、右から3列目、補正後の額は110億4,672万3,000円となります。

41ページをお開きください。補正の内容ですが、4行目の（目）林業振興指導費の（事項）県営林機能強化促進事業費で2億1,000万円、その下の（目）造林費の（事項）植栽未済地造林緊急特別対策事業費で6,506万2,000円です。事業の詳細につきましては後ほど御説明いたします。

恐れ入りますが、次に、6月追加補正について御説明いたします。議案第13号と書いてあります予算説明資料の森林整備課で、39ページをお開きください。

追加補正につきましても、国の経済・雇用対

策に伴うものでありまして、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で6億369万8,000円です。この結果、右から3列目、補正後の額は116億5,042万1,000円となります。

41ページをお開きください。追加補正の内容ですが、4行目の（目）造林費の（事項）森林機能保全対策総合整備事業費で2億8,450万円、その下、（目）林道費の（事項）県単林道事業費で3億1,919万8,000円です。これらの事業は、主に今回創設をお願いしております宮崎県森林整備加速化・林業再生基金を活用いたしまして、地球温暖化防止対策のための間伐の集中的な実施と作業道の整備を行うものであります。

それでは、補正予算に係る新規事業について御説明いたします。恐れ入りますが、委員会資料の2ページをお開きください。県民の森施設整備事業についてであります。

この事業は、地域活性化生活対策基金を活用いたしまして、1の事業の目的にありますように、県西地域の観光拠点の一つとなっておりますひなもり台県民ふれあいの森等におきまして、施設のリニューアルによる利用促進と、太陽光発電施設の設置による地域経済の活性化を図るものであります。

2の事業の概要ですが、予算額2億1,000万円で、（４）の事業内容にありますように、①の県民の森施設のリニューアルといたしまして、右のページの写真にありますように、森林学修展示館やオートキャンプ場施設の修繕等を行うこととしております。また、②のクリーンエネルギーの普及拠点施設の整備といたしまして、50キロワット級の太陽光発電施設を整備するものであります。

次に、4ページをお開きください。間伐等促

進事業であります。

この事業は、ふるさと雇用再生特別基金を活用いたしまして、1の事業目的にありますように、地球温暖化防止対策として間伐を集中的に実施するとともに、雇用の創出を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額6,506万2,000円で、平成21年度からの3カ年間、森林組合へ委託し、実施することとしております。

(4)の事業内容であります。県下8つの森林組合に新規雇用者2名を含む3名の間伐等促進班を設置いたしまして、活動の内容にありますように、森林の現況調査を行うとともに、森林所有者への制度事業の周知や作業計画の提案を行い、間伐の促進を図るものであります。

なお、新規雇用者の採用に当たりましては、林業への就業を希望する方を優先的に採用いたしまして、森林組合等への継続的な就業につなげるため、技術習得のための実務研修をあわせて実施することとしております。

補正予算につきましては以上であります。

続きまして、宮崎県林業公社の平成20年度事業報告等について御報告させていただきます。恐れ入りますが、定例県議会提出報告書の69ページをお開きください。なお、林業公社の概要につきましては、委員会資料の18ページに記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、69ページ、平成20年度事業報告であります。

林業公社は、平成19年度に新たに策定いたしました経営方針及び第3期経営計画に基づき、現在、全力で経営改善に取り組んでいるところであります。

次に、70ページをお開きください。平成20年

度は、2の事業実績にありますように、各事業に取り組み、収入の確保に努めるとともに、植栽未済地の解消等にも取り組んだところであります。

次に、71ページ、3の貸借対照表であります。

まず、表の上段、Iの資産の部であります。1の流動資産と2の固定資産を合わせた資産合計は、表の中ほどにありますように、365億7,105万円余でありまして、その内訳の大半が、その6行上にあります357億3,036万円余の森林勘定であります。

次に、IIの負債の部であります。1の流動負債と2の固定負債を合わせた負債合計は、383億7,283万円余で、その大半は、その8行上にあります政策金融公庫等からの338億7,136万円余の長期借入金であります。

次に、IIIの正味財産の部であります。正味財産は、表の下から2行目にありますように、マイナス18億177万円余であります。したがって、負債及び正味財産は、一番下にありますように、365億7,105万円余となっております。

次に、72ページをお開きください。IVの正味財産増減計算書であります。

まず、1の正味財産増減の部につきましては、表の下から8行目にありますように、伐採した森林にこれまで投資した経費の売り上げ原価に見合った収入が得られなかったこと等によりまして、当期一般正味財産増減額がマイナス4億9,935万円余となっております。その下の一般正味財産期首残高がマイナス13億242万円余でありますので、次の一般正味財産期末残高及び表の一番下の正味財産期末残高は、マイナスの18億177万円余となっております。

次の73ページの5の財産目録につきましては、貸借対照表と同様でありますので、省略させて

いただきます。

次に、74ページをお開きください。6のキャッシュ・フロー計算書であります。

まず、Ⅰの事業活動によるキャッシュ・フローは、表の下から11行目にありますように、マイナス3億2,789万円余となっております。次に、Ⅱの投資活動によるキャッシュ・フローは、次の75ページの表の上から4行目にありますように、マイナス1,479万円余となっております。また、Ⅲの財務活動によるキャッシュ・フローは、表の下から4行目にありますように、2億2,551万円余となっております。このため、1年間の資金、現金の増減は、Ⅳの現金及び現金同等物の増減額にありますように、マイナス1億1,716万円余となったところであります。この結果、表の一番下にありますように、期末残高は1億7,289万円余となっております。

次に、76ページをお開きください。平成21年度事業計画書であります。

1の基本方針、及び次の77ページ、2の事業計画にありますように、公社は、第3期経営計画等に基づきまして一層の経営改善に取り組むとともに、県の重点施策である植栽未済地対策や県民参加の森づくり事業等に引き続き取り組むこととしております。

次に、78ページをお開きください。3の収支予算書であります。

まず、Ⅰの事業活動収支の部は、表の中ほどの事業活動収支差額にありますように、マイナス7,671万円余であります。次に、Ⅱの投資活動収支の部は、表の中ほどから下の投資活動収支差額にありますように、2,092万円余であります。また、Ⅲの財務活動収支の部は、表の下から4行目の財務活動収支差額にありますように、3,533万円余となっており、この結果、当期

収支差額はマイナスの2,045万円となり、次期繰越収支差額は2億8,403万円余となっております。

森林整備課からは以上であります。

○森山村・木材振興課長 それでは、山村・木材振興課の平成21年度6月補正追加分予算について御説明いたします。

御面倒ですけれども、表紙に議案第13号と書いてございます「平成21年度6月補正歳出予算説明資料」をごらんください。青いインデックス、山村・木材振興課のところ、ページでいきますと43ページでございます。

今回お願いしております補正は、国の経済危機対策に伴うものでございまして、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で15億9,570万5,000円の増額をお願いしております。この結果、山村・木材振興課の全体予算額は、一番上の行、右から3列目にございますとおり、53億2,300万2,000円となります。

今回の補正内容の事項について御説明いたします。45ページをお開きください。

上から5段目の（事項）林業・木材産業構造改革事業費14億7,400万円の増額でございます。これは、国の全額補助であります森林整備加速化・林業再生事業補助金の決定に伴う補正でございますが、事業内容等につきましては、関連条例とあわせまして、後ほど環境農林水産常任委員会資料により御説明させていただきます。

次に、下のほう、（事項）木材産業振興対策費7,300万円の増額、及び一番下の（事項）木製材品普及促進費4,870万5,000円の増額でございます。これは新たな経済・雇用対策の実施に伴う補正でございますが、この事業内容等につきましても、後ほど環境農林水産常任委員会資料で御説明させていただきます。

それでは、御面倒ですけれども、常任委員会資料の15ページをお開きください。

特別議案、議案第17号「宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例」についてでございます。

まず、(1)の目的でございますが、この条例は、国の経済危機対策として創設されました森林整備加速化・林業再生事業費補助金を活用いたしまして、京都議定書の目標達成に向けた森林吸収源対策の推進、それから、木材・木質バイオマス資源を活用した低炭素社会の実現を図ることを目的に、間伐等の森林整備の促進や林業・木材産業の再生に必要な事業を実施する財源として積み立てるために基金を設置するものであります。

(2)の基金の概要であります。国からの補助金10億円を基金に積み立てまして、②及び③にありますように、平成21年度から23年度までの3カ年にかけて、基金を取り崩しながら必要な事業の財源に充てていくものであります。

事業の構成を(3)に記載しております。

また、施行期日は(4)にありますように、公布の日から施行することとしております。

次に、資料の9ページをお開きください。新規事業、森林整備加速化・林業再生事業について、いわゆる緑の産業再生プロジェクトについて御説明をいたします。

1の事業の目的につきましては、ただいま御説明いたしました基金条例と同様でございますので、省略させていただきます。

次に、2の事業の概要でございますが、予算額は、森林整備課の執行分と合わせまして20億150万円をお願いしております。現在、市町村や林業・木材産業関係者に対しまして要望調査を行っているところでございますが、今回の補正におきましては、国から1次配分として10億

円の内示をいただいております。このため、①にあります10億円を基金に積み立てるとともに、②にありますように、事業実施に必要な予算として10億円を計上しております。なお、150万円につきましては、基金の運用利子として見込んでおります。

(4)の事業内容でございますが、まず、①のプロジェクト推進費によりまして、右ページ1の事業の進め方にも記載しておりますように、市町村や林業・木材産業関係者で構成します協議会の意見や要望を参考に、県が全体事業計画を策定いたしまして、その計画に基づいて、2の事業イメージにありますような②から⑦までの各事業を3カ年間で実施していくものでございます。

まず、間伐の森林整備につきましては、事業内容の②により、間伐の推進、森林境界の明確化に加えまして、③によりまして、森林内の路網を整備し、低コスト林業の推進に努めることにしております。次に、④から⑦の間伐材の有効利用等につきましては、④により、伐採・搬出・加工の各分野でのコスト低減に向けまして、イメージ写真にありますような高性能林業機械の導入あるいは木材加工施設等の整備について支援しますとともに、⑤に記載しておりますけれども、木質バイオマスの利用促進を図るため、定額方式によります加工利用施設の整備、あるいは燃料となる間伐材等の安定供給コストを支援することとしております。さらに⑥によりまして、公共施設の木造化・木質化を支援しますとともに、⑦によりまして、間伐材の運搬コストあるいは間伐材等購入資金の利子助成を行いまして、県産材の需要拡大、間伐材の有効利用に積極的に取り組むこととしております。

次に、1枚おめくりいただきまして11ページ

でございます。

新規事業、間伐材等需給安定緊急対策事業についてでございます。

昨年の秋口以降、我が国の経済は急激に落ち込んできておりまして、そのあおりをうけて住宅着工戸数が大幅に減少しまして、木材の需要あるいは木材価格ともに大変厳しい状況でございます。このような状況を踏まえまして、1の事業目的にありますように、間伐材の搬出コストの低減を図るとともに、一斉伐採から間伐への転換や、原木市場での原木のストック管理を行うことによりまして、原木需給の平準化あるいは価格の安定に努めることとしております。

予算額は7,300万円をお願いしております。

(4)の事業内容であります。①の低コスト搬出機械等の整備では、森林所有者や素材生産事業者等を対象に、収集・運搬コストの低減につながる林内作業車などの整備を支援するものであります。

次に、②の素材需給安定調整の支援につきましては、右ページで御説明させていただきます。

1の原木価格の推移の左のグラフにありますように、原木価格は、昭和54年の3万5,500円をピークに年々低下をしております。特に、右側のグラフにありますように、平成19年の2月の1万2,200円をピークに、ことし5月では8,000円を割り込むなど、これまでにない危機的な状況となっております。

このため、2の素材需給安定調整のイメージにありますように、山元におきまして、上段左の四角で囲っておりますように、素材生産事業者等が一斉伐採から間伐等に転換するための必要な資金の借入れに対しまして、国の経済危機対策の緑の産業再生プロジェクトの3分の2

の利子助成と連携して、本事業でゼロ金利とすることによりまして、円滑な間伐への移行、出材量の調整を図っていくこととしております。

また、原木市場の出材量は、左側の網かけの棒グラフのとおり、素材の生産が活発する秋口から春先にかけて多くなります。その後、夏場にかけては、梅雨や台風等の影響による道路事業の悪化から、出材量は減少し、価格も低下する傾向にございます。また、今回の補正対策である緑の産業再生プロジェクトが軌道に乗っていくとすると、間伐材のさらなる出材も予想されているところでございます。このため、季節にとらわれないで原木の供給をいかに安定させていくかが重要な課題となっております。

このようなことから、グラフの太枠で囲っておりますように、原木市場におきまして、秋口から順次、品質の安定した原木を一定量ストックして市場にダム機能を持たせ、出材の少ない4月から8月にかけて製材工場等の需要動向を見ながら、矢印の白枠の部分に安定的に供給する経費を助成することによりまして、原木供給の平準化を図り、価格の安定回復を目指すこととしております。

次に、1ページをおめくりいただきまして、13ページであります。

新規事業、「みやざきスギ」の家づくり促進緊急対策事業であります。

この事業は、1の事業目的にありますように、みやざきスギを活用した木造住宅の普及促進を図り、県産材の需要拡大を推進するものであります。

予算額は4,870万5,000円をお願いしております。

事業内容は、(4)にありますように、①の「みやざきスギ」住宅たっぷり体感事業では、工務

店あるいは設計事務所などを対象に、PR効果の高いモデル的な住宅づくりの取り組みや、展示説明会の開催に要する経費を支援するものがあります。また、②の建てよう「みやざきスギ」の家普及促進事業では、一般県民を対象に、本県ならではの太い大黒柱を含む柱81本や内装材の提供を行うものであります。

右のページに事業の流れを整理しております。左側のフロー、①の「みやざきスギ」住宅たっぷり体感事業では、PR効果の高い木造住宅10件をコンペ方式で選定いたしまして、展示会の開催などを通して、県産材をふんだんに使った住宅の取り組みを体感してもらおうと考えております。

右側のフロー、②では、柱81本のプレゼント100棟と内装材の提供20棟分を公開抽せんしまして、話題性を高めたいと考えております。事業は、宮崎県県産材流通促進機構を通じて実施しようと考えております。

いずれの事業につきましても、「建てるなら県産材で」という県民意識を醸成しまして、県産材の需要拡大、ひいては地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。

山村・木材振興課の説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いたします。

○飯田環境森林課長 それでは、その他の報告事項ということでございまして、委員会資料の20ページをお開きください。

これは、県庁の環境マネジメントシステムについてでございます。

まず、(1)の現在のシステムでございますが、平成12年にISO14001の認証を取得いたしまして、これまでに2回の更新を行っております。適用範囲につきましては、本庁周辺の所属のみでございまして、登録の有効期限はことし6月29

日までとなっております。②の取り組みの成果でございますが、これまでの取り組みを通じまして、職員の環境保全の意識が向上し、県庁内の省エネ、省資源についても、資料の表にございますように一定の成果を上げてまいりました。

次に、(3)新たなシステムの必要性でございます。昨年、省エネ法や地域温暖化対策推進法が改正されましたことによりまして、県庁もエネルギー管理規則の対象となったことから、省エネや温室効果ガス排出削減に一層の徹底が必要となってきているところでございます。しかしながら、現行のISOでは、適用範囲を本庁周辺に限定していることや、固定的なメニュー設定となっていることなどの課題もございまして、こうした法改正などに十分な対応が困難な状況となっているところでございます。このため、今後の取り組みの徹底につきましては、本県独自のシステムによる取り組みが必要となっているところでございます。

次に、(4)でございます新たなシステムの内容につきましては、現行のISOマニュアルに準じまして、まず、PDCAサイクル、Plan、Do、Check、Actionというふうに言うんですけども、その維持を図っていくと。それと全所属を対象に拡大していくと。それとあわせて、やはり外部的な評価も必要だということでございまして、環境マネジメントの審査の専門家等の意見評価を反映させるということなどによりまして、引き続き、システムの実効性と信用性を確保しつつ、さらに、すべての職員が主体的・積極的に取り組めるシステムとしたいと考えております。なお、ISO14001につきましては6月29日までで登録を終了いたしますが、今年度中はISOの事務を継続しつつ、新しい仕組みを検討し、平成22年度当初から新システムの運

用開始をすることといたしております。

このマネジメントについての説明は以上であります。

○水垂計画指導監 森林・林業長期計画策定事業及び植栽未済地対策について、私のほうから続けて説明をさせていただきます。委員会資料の21ページをごらんください。

森林・林業長期計画策定事業についてであります。

(1)の事業の目的にありますように、森林・林業長期計画は、新みやざき創造計画の部門別計画に位置づけられる本県林政の基本方針となる計画でございます。現在の計画は、平成17年度を初年度とする26年度までの10カ年計画であります。社会経済情勢の変化等に対応するため、原則として策定から5年後に見直すということになっており、本年度中に改訂することとしておりました。

しかしながら、森林・林業・木材産業を取り巻く現状は、景気の先行き不安等から新設住宅着工戸数の伸び悩みが続くなど、将来の見通しが一段と不透明さを増しており、改めて現計画の中長期的な方向性を検討する必要性が生じております。また、現在の新みやざき創造計画について、中長期的なビジョンを含め、新たな計画策定に向けた検討を本年度から行うとの方針が県民政策部から示されたところでございます。

このようなことから、新たな視点で、森林・林業・木材産業の中長期的な方向性を示すとともに、県総合計画との整合性を高めるため、計画期間を平成23年度から32年度までの10年間とする新たな森林・林業長期計画を、平成21年度から22年度にかけて策定したいと考えております。

なお、この計画は、条例の規定により、議会

の議決が必要とされておりますので、今後、県議会の皆様の御意見を伺いながら進めさせていただきますと考えております。

事業内容につきましては、(2)の①にありますように、本年度から来年度にかけて県民との意見交換会等を実施し、県民の幅広い意見を計画に反映するとともに、今年度、木材需給量の予測を行い、伐採・造林・保育の面積や、必要な労働力などの指標を決定することとしております。また、計画書につきましては、計画書本体と概要版を作成することとしております。策定のスケジュールにつきましては、今後詳細を詰めてまいります。平成22年1月までに計画骨子、6月までに素案、11月までに原案を作成し、平成23年2月議会に議案として提出する予定で考えております。

続きまして、22ページをごらんください。植栽未済地対策の取り組み状況についてであります。

(1)の植栽未済地面積についてであります。植栽未済地は、「伐採後3年以上経過して更新が完了していない人工林伐採跡地」と定義されており、平成18年8月調査時点で1,959ヘクタールが確認されておりましたが、平成20年度から植栽未済地対策を実施するに当たり、再調査をしたところ、新たに平成15、16年度に発生した分が564ヘクタール確認され、全体で2,523ヘクタールとなっております。

次に、(2)の植栽未済地対策の取り組み方針であります。図の下のほうに示しておりますように、平成16年度までに発生した計2,523ヘクタールにつきましては、解消対策事業で対応し、また、平成17年度以降の伐採分につきましては、発生抑制対策事業で対応することとしております。

次に、(3)の平成20年度解消対策事業の実施状況であります。表にありますように3つの事業で実施しております。まず1つ目の植栽未済地解消対策事業は、市町村のあっせんにより林業公社が高率の補助で造林を実施するもので、計画量150ヘクタールに対し、実績156ヘクタールとなっております。2つ目の森林環境税を活用した広葉樹造林につきましては、計画40ヘクタールに対して実績が53ヘクタール、3つ目の分収林制度等を活用した造林は、森林農地整備センターが実施するもので、計画150ヘクタールに対して実績が145ヘクタールとなっております。全体では、計画340ヘクタールに対して実績が354ヘクタールで、達成率は104.1%となったところでございます。

この結果、平成20年度末の進捗状況は、植栽未済地2,523ヘクタールに対し、これまでに1,120ヘクタールが解消されておりますので、進捗率44.4%となっております。今後とも、平成22年度までに植栽未済地が解消できるよう、市町村や関係機関と連携を図りながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

環境森林課の説明は以上でございます。

○堤環境管理課長 環境管理課でございます。委員会資料の23ページをごらんいただきたいと思います。

平成20年度大気及び水質の測定結果等についてであります。

まず、(1)大気及び水質の測定結果についてであります。

①大気の測定結果でございますが、アの大气汚染常時監視におきましては、二酸化硫黄などの測定を行いましたところ、光化学オキシダントにつきまして、11のすべての測定局で環境基準を達成しておりませんでした。平成18年度以

降、九州各県で光化学オキシダント注意報が発令されておりますが、本県では注意報の発令基準であります0.12ppm以上になったことはないことから、注意報はまだ発令されていないところでございます。二酸化硫黄等その他の項目については、すべて環境基準を達成いたしました。

次に、②水質の測定結果でございます。アの公共用水域ですが、いわゆる有害物質であります健康項目につきまして、80地点のうち、砒素が、土呂久川や岩戸川、日之影川や、日之影川が五ヶ瀬川と合流直後の五ヶ瀬川の合計6地点で環境基準を達成いたしませんでした。基準を達成しなかった地点のうち、岩戸川の岩戸用水取水点は、20年度初めて、わずかながら環境基準を超えたものであります。これらの6地点が環境基準を超えた原因でございますが、旧土呂久鉦山の廃水の影響や、地域の砒素を多く含む地質に由来するものと考えております。

次に、生活環境項目についてであります。代表的な水質指標でありますBODにおきまして、都城市の中心部であります大淀川の中流域とその流入河川である沖水川下流の2つの水域で環境基準を達成しませんでした。主な原因といたしましては、生活排水によるものと考えております。

次に、イ、地下水でございます。概況調査でございますが、概況調査といいますのは、地域の全体的な地下水質を把握する調査でございますけれども、86本の井戸で測定した結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が3本の井戸で環境基準を達成しておりませんでした。モニタリング調査ですが、過去に環境基準を超過した井戸などの継続的な監視を行う調査でございますが、51本の井戸で測定した結果、砒素が3本、テトラクロロエチレンなどの洗浄剤などで使用されて

いる物質が16本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が5本の、合計24本の井戸で環境基準を達成いたしませんでした。

次に、24ページの(2)ダイオキシン類調査結果についてであります。

①環境調査ですが、大気6地点、水質26地点などの合計80地点について調査を行いましたところ、すべての地点で環境基準を達成いたしました。②発生源の自主検査でございますが、廃棄物焼却炉など97施設から報告があり、すべての検査結果について排出基準以下でございました。③発生源立入検査でございますが、廃棄物焼却炉などの56施設について立入検査を行ったところ、廃棄物焼却炉2施設の排出ガスが排出基準を超えておりましたが、指導を行いまして、その後2施設とも改善をいたしました。

なお、図の1でございますが、大気の高年変化を示しております。代表的な項目であります二酸化硫黄濃度の年平均値でございますが、昭和45年当時に比べまして、最近では非常に改善されて、良好な大気状況となっております。

下のほうの図の2でございますが、大淀川についての水質の高年変化を示しております。上のほうのグラフが都城市の志比田橋でございます。環境基準B類型の3ミリグラムパーリットルでございます。50年当初は環境基準をはるかに超えておりましたけれども、近年では環境基準は達成できる状況となっております。ただ、20年度はわずかながら環境基準を超えております。

下のほうのグラフは、宮崎市の下流でございます。宮崎市の水道局の水源地の近くですが、相生橋のデータでございますけれども、昭和50年当時、A類型の環境基準2ミリグラムちょうどぐらいでございましたが、最近では環境基準の半分ぐらいということで、大変良好な水質と

なっております。

以上のように、総括いたしますと、23ページ一番上に記載しておりますけれども、本県の大気、水質及びダイオキシン類の測定結果は、一部の測定項目で環境基準を超えた地点がありましたが、経年的に見ると改善の傾向にあり、おおむね良好な状況でございました。

以上が調査結果の概要であります。なお、この内容につきましては、本日、記者発表を予定しております。

説明は以上であります。

○大坪環境対策推進課長 それでは、常任委員会資料の25ページをごらんください。エコクリンプラザみやざき問題について御説明をいたします。

まず、(1)の関係市町村との協議状況についてでございますが、去る1月14日に外部調査委員会の報告書が出されて以降、工事費の費用負担等につきまして、県央地区の関係11市町村と協議を進めてまいりましたが、今般、浸出水調整池補強工事費の立てかえを行うに当たりまして、別紙にございます確認書のとおり、27ページから28ページに添付してございますが、今後、県、市町村、協力して対処していくことで合意したところでございます。概要につきましては、その①から④に記しているとおりでございます。

まず、①の浸出水調整池補強工事費用の立てかえにつきましては、先ほど補正予算の議案のところでお説明したとおりでございます。なお、下のほうの米印にございますように、貸し付けに伴う補正予算につきましては、県及び全市町村とも6月議会に提案しているところであります。

それから、②の塩処理システムの改善につき

ましては、公社が浸出水処理水を宮崎市の公共下水道に接続しようとする際には、これに協力するとともに、接続に伴う費用負担については別途協議するということといたしております。

それから、③の売電等の取り扱い及び公社組織のあり方につきましては、いずれも公社の財務や組織に関することですので、今後、公社の理事会を中心に検討することといたしております。

それから、④の公社が行う予定の損害賠償請求ですが、これは去る2月の理事会で議決されていますので、この議決を尊重しまして公社を支援していくことといたしております。なお、この確認書につきましては、先週の水曜日になります。6月の17日に、全市町村とも所定の手続を踏まえまして、すべて押印を終了したところでございます。

次に、(2)の補強工事の進捗状況について御説明をいたします。

①ですが、工事は3月3日に着工しまして、来年5月末の完成を目指して進められておりました。本年5月末の進捗率は9.8%でございます。

②になります。これまでに調整池上部の土砂やふたの撤去、さらに作業用構台の設置等を行いまして、現在、調整池内部のコンクリートの取り壊し等を実施中であります。なお、5月26日に、遮水壁としての矢板の打設中に地盤の一部が陥没をいたしました。現在、矢板の設置作業を中断をして原因を調査しているところであります。

この件につきまして、現時点での御説明ということで、お手元に写真を配付しておりますので、そちらをごらんいただきますでしょうか。別冊で写真をおつけしております。全部で4ページございますが、1ページ目が概況の写真、5

月26日に発生してから直近の6月22日までの状況でございます。それから、めくっていただきまして、2ページ目がボーリング調査の概要でございます。それから、その下の3ページ目が内部を撮影した写真であります。陥没した箇所は、ちょうど真下に直径1.5メートルのポリエチレン製の暗渠管が通っている場所なんです。3ページの写真を見ますと、この管が破損をしまして、管の中に大量の土砂が流入していることがわかります。遮水壁設置の作業と申しますのは、ウォータージェットという方法で、大量の水を高圧で噴射しながら矢板を打ち込んでいくんですけれども、写真を見る限り、工事中にこの管が破損をして周辺の土砂が流出し、陥没したものと考えられるようでございます。

それで、4ページのほうをごらんいただきますでしょうか。今後のさらなる調査と復旧対策ですけれども、公社のほうでは、当該箇所に、上の図の真ん中のほうの丸で記してはありますが、立て坑といいます直径3メートルの穴を掘って、実際に中に入って状況確認を行いますとともに、この暗渠の中にたまっています土砂の除去ですとか、暗渠の修復、さらには緩んだ地盤の改良等を行いまして、残りの矢板工事を再開したいということでございます。

それでは、もう一回、委員会資料の25ページのほうに戻ってください。一番下の③になりますけれども、今回の工事につきましては、情報公開を十分に行うことといたしております。工事の進捗状況等に関しまして、毎月「現場便り」というものを公社が発行して、地元公民館等に掲示することといたしております。右側の26ページのほうに「現場便り」の5月号を添付しておりますが、このような形で毎月発行いたしております。また、必要に応じまして工事現場

の公開も行うこととしておりまして、5月の20日には地元の対策協議会役員を対象に現場説明を実施しましたほか、本日午後になりますけれども、ただいま申しました陥没の調査の状況についても御説明する予定というふうに伺っております。

今回の工事を通しまして、浸出水調整池の機能回復を図りますとともに、地元に対しましても信頼回復を図っていくことが大変重要でありますので、この点に十分留意しながら工事を進めることといたしております。以上でございます。

○河野自然環境課長 委員会資料の29ページをお開きいただきたいと思います。

6の企業等が行う森林整備にかかるCO₂森林吸収量認証制度についてでございます。

初めに、制度の趣旨であります、(1)の①にありますように、県では、企業等が取り組みます森林づくりを支援しておりますが、こうした森林づくり活動による環境保全上の貢献度を、CO₂吸収量として数値化してこれを評価し、県が認証するものであります。

②にありますとおり、実施は、今年度7月1日からの予定であります。

次に、③の認証の対象者及び対象となる活動でございますが、認証は、企業・団体、森林ボランティア団体を対象とし、植栽、下刈り、除間伐の森林整備活動を対象といたしております。

④の申請及び認証につきましては、(2)の制度の仕組みの欄、フロー図を書いておりますが、こちらをごらんいただきたいと思います。これは企業による森林づくりの場合ということで載せております。まず、協定締結時に、県が協定期間中の吸収見込み量を企業のほうに通知をいたします。その後、企業が単年度ごとの森林整

備が終了した時点で県に申請を行いまして、これを受け、県がCO₂吸収量を算定し、右の30ページのほうに載せておりますが、この認証書を交付する流れとなります。

(1)の⑤のほうにCO₂吸収量の算定方法とございますが、これは国が京都議定書の削減目標の達成度に関する報告を行う際に用います計算式により算定することとしております。下の欄、点線の枠に、参考ということで算定例を掲載しておりますが、例えば、広葉樹を1ヘクタール植栽した場合の10年後のCO₂の総吸収量は約53トンとなりますけれども、これは自家用乗用車約23台が1年間に排出するCO₂の量に相当いたします。

最後に、⑥の認証書の活用方法でございますが、企業等においては、認証を受けることによりまして、社会貢献活動の一環として取り組んだ森林整備活動が、より具体的な形で数値化され、あらわされますので、PRに利用しやすくなるとともに、事業活動においてみずからが排出したCO₂を自主的に相殺する、いわゆるカーボンオフセットとしての活用も可能となります。

説明は以上でございます。

○徳永森林整備課長 森林整備課からは、総合評価落札方式の改正について御報告いたします。

次のページ、31ページをお開きください。

改正の目的でございますが、主な改正の目的は、入札手続の簡素化ということを主眼に見直しを行うものであります。

主な改正点ですが、①の適用範囲の見直し、②の評価事項の見直し、③の事務手続の簡素化の3項目について改正をいたします。

まず、①の適用範囲の見直しにつきましては、右側の32ページ、資料2にありますように、技術提案は求めますが、企業へのヒアリングを行

わない簡易Ⅱ型を、事務手続の簡素化等考慮いたしまして原則廃止といたします。また、資料3にありますように、3,000万円以下の建築一式工事につきまして、地域企業育成型を導入いたします。

次に、②の評価項目の見直しにつきまして、33ページをお開きください。資料4に、今回の見直しにつきまして網かけで表示しておりますが、まず、受注状況についてであります、恐れ入ります、下の資料5の3にありますように、過去3カ年の各企業の平均受注金額または同じ格付企業の平均受注額のいずれか大きい額を基準にいたしまして、当該年度の受注金額を評価いたすこととしております。この結果、上の2の導入の効果にありますように、特定の企業が独占的に受注することを防止し、幅広い受注の確保につながるものと考えております。

資料4に戻っていただきまして、雇用者の状況につきましては消防団員を、工事成績につきましては現場代理人の成績を、新たに評価の対象として追加することといたしました。このほか、環境森林部では、斜線で網かけをしておりますボランティア等の地域貢献につきまして、山地災害防止等の支援活動協定への加入について、新たに評価することとしております。

次に、③の事務手続の簡素化であります、同じく33ページ、資料4の右側の列に丸印をしております資料につきまして、発注機関による審査確認書を発行いたしまして、その後の入札におきましては技術申請書を省略するというものであります。

以上の見直しによりまして、発注者、受注者双方の事務改善、負担軽減につながるものと考えております。

恐れ入りますが、31ページに戻っていただき

まして、一番下の(3)の改正の時期であります、平成21年8月1日以降に公告する工事から適用することとしております。

森林整備課からは以上であります。

○森山村・木材振興課長 山村・木材振興課関係のその他の報告事項、乾しいたけ品評会等について御説明をいたします。

委員会資料の34ページをお開きください。

まず、(1)第54回宮崎県乾しいたけ品評会があります。

③の実施概要にありますように、去る6月5日、J A アズムホールにおきまして、生産者約400人の参加のもと、品評会の表彰式が開催されました。

④の出品等の状況でございますが、今期は、立春以降の高温あるいは3月の雨不足など、例年より気象条件が悪かったことなどから、出品数の減少を心配しておりましたが、昨年とほぼ同数の732点が出品されました。

審査の結果、右端に記載しておりますように、袋物の部、箱物の部、合わせまして182点が入賞しております。このうち、アの個人の部では、農林水産大臣賞に椎葉村の山中誠さんの袋物の部のこうこが入選いたしまして、那須定雄さんが出品されたどんこほか11点が林野庁長官賞などを受賞しております。さらに、イの団体の部では、椎葉村が平成6年以来、15年ぶりに優勝を遂げております。35ページ上段のほうに袋物の入賞品と当日の状況を記載しております。

次に、(2)しいたけの生産状況等についてでございます。

まず、①の乾しいたけについてでございます。本県の乾しいたけ生産量は、平成20年は646トンと前年と比較して約7%増加しており、大分県に次ぎまして全国第2位となっております。ま

た、価格につきましても、近年、食の安心・安全への関心の高まりから、消費者ニーズが国産にシフトしてきたことなどによりまして、平成20年は1キログラム当たり平均4,707円と上昇傾向にあります。

次に、②の生しいたけについてでございます。本県の生しいたけの生産量は、菌床栽培を中心に伸びてきておりまして、平成20年は生産量1,682トンで、平均価格は1キログラム当たり945円となっております。

しいたけ生産が中山間地域におきます貴重な収入源となっておりますので、今後とも、生産体制の強化あるいは新規参入者の促進などの支援に努めてまいりたいと考えております。

山村・木材振興課の報告事項は以上でございます。

○外山 衛委員長 ありがとうございます。
暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○外山 衛委員長 では、委員会を再開します。
執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案、報告事項についての質疑をお願いしたいと思います。

○鳥飼委員 いろいろ意見があるようですから、最初に1点だけ確認しておきたいんですけれども、もし資料がなければいいんですけれども、1号の補正ですね、2次補正では9億5,500万が環境森林部の歳出予算だというふうに思います。県全体では60億近くなんですけど、それから3次補正、13号ですね、13号では環境森林部は24億1,200万、24億ぐらいなんですけれども、全体が122億ということになっています。

私が確認をしたいというのは、今回の第3次

補正、13号では、見込みのところは財政課も含めてあるものですから、財政調整基金を55億ちょっと取り崩しているんですね。財政課のといえますか、総務部の見込みでは、これはいろんな国の予算、補正ですね、これがすべて都道府県に配分された時点では、また財政調整基金のほうには返すんですよ、一時財政調整基金を取り崩しますというふうなことになっているんですけれども、それでお伺いをしたいのは、今回、歳入財源で財政調整基金、いろんな交付金として積み立てた基金はもういいんですけど、財政調整基金を財源としている部分がどの程度あるかというのを集計しておられれば、ちょっとお尋ねします。集計していなければ結構です。

○飯田環境森林課長 財政調整基金のほうは、経済危機対策のほうから4億1,081万1,000円、それと、森林整備加速化のほうから400万を充当しているということでございます。

○鳥飼委員 手持ちで課長のところになれば結構なんですけど、ただ、私が心配するのは、今回、国が15兆近い補正を組んだと。従前、ずっと以前ですけれども、国がいろんな県単事業なり公共事業をやれやれと行って、結果的に後で地方交付税で面倒見ますよと言っていたわけですよ、当時は。ところが、現実的には9,000億を超すような借金が残っておるわけですね。それがあるもんですから、国の言うことをはいはいはいと聞いていても借金だけ残ったら、宮崎県の財政にとって将来的には負担になりますよというのがあるんです。ですから、国の今回の15兆円近い補正の結果、予算措置をされるということで私ども理解しているもんですから、環境森林部もそういう予算構成になっているかどうかということを確認をしておきたいと思えます。

○飯田環境森林課長 とりあえず財政調整基金というのを取り崩しはいたしますけれども、その後、国のほうから、99億円とかそういう地域活性化・経済危機対策臨時交付金というのが来ますので、そういうものを充当していくということで、基本的には、国のほうの財源で今回の事業はやっていくということでございます。

○緒嶋委員 今の関連で。九州で宮崎県が、公共投資は、経済・雇用対策ということでは今度の補正額は一番少ないわけです。全体的に70億。ほかは、鹿児島とかは300とか400とか皆組んでいるわけです。そういう中で、環境森林部は、基本的に、財政課から、これぐらいの範囲内で要求せよというその要求の限度額というのが最初に出たんじゃないかと思っておるけど、そのあたりはどうか。

○飯田環境森林課長 基本的には、鹿児島と長崎につきましては、国のほうから内示がないまま要求しているということでございますので、私どもにつきましては、財源の裏づけがあった形で要求しているということで御理解いただきたいと思えます。

○緒嶋委員 経済・雇用対策というのは、早く打たにゃ経済・雇用対策にならんわけよ。それが逆に、次の補正が今度は9月ということになるわけじゃろ。そういうことからすれば、できるだけ景気をよくするという前向きの姿勢じゃないと、国から来る金が明確じゃないからということだけでは、私は前向きの姿勢じゃないと思うんです。そこ辺を含めてもうちょっと積極的な予算を組めんかったかなというのが、ほかの県はそれをやってきているわけです。そこ辺のもうちょっと姿勢そのものを私は問いたいわけです。

○飯田環境森林課長 例えば森林整備加速化・

林業再生事業につきましては、県といたしましては、要求としては90数億円を一応積み上げております。ただし、今回国のほうから内示が来ましたのは、先ほど申しましたとおり、10億ということになっておりますので、我々としては、今度の9月補正に向けてそれについては積極的に要求していきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 そのあたりはタイムラグがあっちゃいかんというのが一つの基本的な考え。特にここ1～2年でこれは勝負を決して、そして将来的には景気をよくするんだと、そういう前提で出血サービスぐらいにやりよるわけだから、それを県が受けて努力するという姿勢を少なくとも見せるということが、今の段階では必要だと。そして、国の交付金で来るわけだから、これは交付税という形じゃないわけだから。国はうそを言ったじゃないかとある意味では言えるけど、今度は99億とかそういうものは大体明確になっておるわけですね。だから、私は、もうちょっと積極的でよかったんじゃないかという気持ちが基本的にしておるわけです。

○飯田環境森林課長 先生の気持ちは十分私ももっていますし、今後、先ほど申したとおり、うちは林業県でございますので、そっちについては積極的に国のほうに予算要求していきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 一番最初の頭出しだけど、そういうことでよろしく願いしておきます。

○濱砂委員 今の関連なんですが、今回、17号の宮崎県森林加速化・林業再生基金条例の中で、積立金が10億円ですね。これを取り崩して今回予算が出ているんですけども、県の交付金は10億円、ただし全国枠が1,238億円ですから、これから換算しても10億円以上のものは見込まれる。

となれば、都道府県で割っても26億円ぐらいになるわけですね。ですから、今回当然にこのものが追加補正として出てくる。次に出てくるのは、1兆3,000億円ぐらいの公共投資枠がまた入ってくるということですから、今言われるように、当然、将来入ってくる見込む金額というのは出てきているはずなんです。その計画が今回出ていないじゃないかと、私どもそう思うんですが、そこ辺はどうなんですか。

○飯田環境森林課長 20年度からずっと、補正から、交付金とか、臨時のいろんな基金というのが出ておりますけれども、基本的に、総合政策課とか労働政策課のほうに私どもが要求したのについては全部上がっています。ただ、今回、計画として明確に皆さんのほうに御提示ができないのは、国へ要求として、要求は一応案としては上げておるんですね。例えば森林加速整備については、先ほど申したとおり90億ということで上げていますけれども、先生のおっしゃるとおり、割った場合、26億しかありませんので、今後9月補正でそういうものについても、恐らく基金に積み立てて事業をやっていくということになります。計画としては大体90億ということで御理解いただきたいと思うんです。あとは、ニューディール基金というのがございます。グリーンニューディールというのがありますが、これについても460億ということでございますけれども、これは非常に使途が限られておりますので、これについては、今、各市町村とか県庁の各部について要望調査をやっているところでございます。以上であります。

○濱砂委員 言われることはわかるんですよ。20年度2次補正があって、その基金も積み立てて取り崩しても出ている。ないし、その後にもまた新年度予算が入って、今度また21年度第1次補

正が出てきた。にもかかわらず、次の公共投資の補正額もまた出てくる。じゃ、9月補正でこれを出したときに、あと追加分が幾ら来るかわかりませんが、10億か20億か出したときに、そのときはまた追加補正分が、21年度2次補正分がまた出てきているという状況になるんじゃないかという心配なんです。今言われているのは。だから、先取り、先取りしていかないと年度内に予算消化ができないし、経済浮揚対策にならんというのが我々の考えなんです。

○飯田環境森林課長 先生の御意見も十分わかっております。ただ、国のほうの内示というのがございますので、それを越して、新しい財源手当てのないままに事業はできませんので、そういうことで、例えば9月、多分今後は補正については9月ということでございますので、早目に取り組んで9月以降に執行をやっていきたいというふうに考えております。

○十屋委員 報告書の林業公社のところ教えてほしいのが2~3点あるんですけど、まず、71ページの森林勘定というところで357億円とあるんですが、これが前年からすると減っているもので、森林勘定というのを中身を教えてもらえますか。

それと、長期借入れがふえているんですね。2億弱。それと負債の合計が約10億近くふえています。県の借入金も10億ぐらいふえています。このあたりで本当に大丈夫なのかなというのがあるんですが、正直なところ。そのあたりちょっと聞かせていただけますか。

○徳永森林整備課長 森林勘定といいますのは、森林をしていくのに予算上独特なんです。林業公社の場合は約1万1,000ヘクタールぐらいの社営林があります。そこに昭和42年から今までその森林に投下してきた経費、それプラス公庫

等から借り入れた、償還してきた利息を課したやつが森林勘定として積み上がってきているという状況にあります。そして、森林勘定が去年より少なくなっておりますが、これは、主伐で伐採してしまいますと、その森林が資産としてなくなりますもんですから、その分をこの森林勘定から外すということになります。これでいきますと、71ページを見ていただきますと、20年度は約200ヘクタールぐらいの森林を伐採して、社営林としてはなくなります。その200ヘクタールで大体どれだけ今までつぎ込んできたかといいますと、正味財産の財産計算書、次のページ、72ページですが、真ん中よりちょっと下に森林経営間接費というのがあります。下に売り上げ原価というのがございますね。これがその200ヘクタールに対して今まで約7億2,500万余を投資してきましたよということでもあります。実際にその200を売って収入を得たのは幾らかといいますと、今度は事業収益、上のほうを見ていただきますと、3億円です。ですから、7億の投資をして、今の材価なもんですから、3億しかないということで、4億のいわゆる資産の目減りが出てきたということでございます。

それと、長期借入れにつきましては、一応、338億今現在残っているんですが、償還につきましては、県がこれからずっと無利子で貸し付けるということを条件にやりまして、最終的には、借入れのピークはことしの末、大体339億、これが借入れのピークになるということになります。あとは、今度は伐採収入によって返済していきますので、県に返し終わるのが平成80年なんです、そこまで、一応今の資産を売却していくことによって債務を消化できるという見通しを立てて継続決定したということでございます。

○十屋委員 たしか50年後ぐらいだったと思うんですが、それは前の委員会で決めましたので、それで頑張ってもらえないんですが、次に、この資料で1～2点お尋ねしたいんですが、2ページの県民の森で、太陽光発電施設と説明があったんですが、50キロワット級、この電気をどのように使うのか。売電だけなのか。写真はないんですけど、どこに設置してどういうふうに活用していくのかというのを教えてもらえませんか。それと、幾らかかるか。

○徳永森林整備課長 この事業費が、クリーンエネルギーだけで約7,100万ほど今計上しております。それで、この50キロ級の太陽光につきましては、年間1,000時間ぐらい稼働するということで、大体5万キロワットアワーの発電ができるということなんです、ひなもり台自体が年間の消費量が約11万の電力消費量が必要なもんですから、約半分をこの太陽光発電でやると、賄うということになるということになります。設置は、ひなもり台の場内の中に設置したいというふうに考えております。以上です。

○十屋委員 わかりました。次に、とんとんと行きます。今度は7ページのシカの適正管理のところなんです、これは前も質問させてもらったりしたんですけど、今度は手厚くちょっと補助をふやしていくということなんです、基本的にシカをとる人が減っているの、そっちの手当ても、猟をする人がですね、そのあたりも、農政サイドであればいいんですけど、環境森林部で狩猟する人をふやす手だてというのも考えるのが1つと、それから、結局、山の人に言わせると、シカが山からおりてきた。山にえさがなくなったんだというふうな話を聞くわけですね。どなたか言われていたましたが、電気さくの中に人間が入らにゃいかんというような、

シカが野に放たれてというふうな話もあったんですが、そういうあたりの制度というものはないんですか。猟をする方々に対する、例えば特別な狩猟免許の取得にかかる税金を補助するとか、そういう対策を打ちながら、やっぱり両方、そして、山に広葉樹なり植えてシカのえさをふやすとか、そして山に戻すような、そういう長期的な視点も必要なのかなというふうに思うんですけど、その補助制度みたいなものはないのか。

○河野自然環境課長 補助制度そのものは県としては準備しておりません。中身としては狩猟税がございます。それから、猟をするとき登録料というのが要ります。合わせまして1万8,000円か1万9,000円ぐらいかかると思います。狩猟者が減っておるのは確かでございますが、ただ、私どもとしては、狩猟機会をつくるために、狩猟者講習会を開いていまして、各地で新規の狩猟者が、試験がございますので、それに受かるための法令の講習とか、猟具の取り扱いについての講習会を開催しておりますし、また、狩猟者が試験を受けやすくするように土日の開催を心がけて開催しております、回数もまたふやしております。以上でございます。

○十屋委員 それで、前も質問したときに、狩猟期間を通年でしている県もあるわけで、山菜とりの一般の方等の事故の発生を防ぐ意味で期間が限られているわけですけど、ある程度そこを周知徹底して狩猟期間を通年ですとか、そういうところも考えておかないと、もう本当に困っているみたいなんです。そういう検討もしてほしいし、ここにある特別捕獲班というのはどういうものなんですかね。今ある有害駆除班と同等なのか、また新たに……。狩猟免許を取っていただいて、県職員とか市職員とかJAさんとかそういう方々が撃てるような法律も制度改

正があったように思っていますので、この捕獲班というのはどういう位置づけになるのか、ちょっと教えてもらえませんか。

○河野自然環境課長 従来から、市町村に有害鳥獣の捕獲班というのは設置しております。有害捕獲の場合には、地元の方が土日にボランティア的な出動でもって駆除活動を行ってもらっていますけれども、今回は、広域的に捕獲活動に従事してもらう必要がありますので、それとは別個の、別個といいますか、メンバーはある程度重複するかもしれませんが、平日でも捕獲活動に参加してもらえるような方を、数的にもかなりの数、地区の猟友会に協力いただいて特別捕獲班として新たに設置したいというふうに考えております。

○十屋委員 ちょっと具体的に。例えば、働いていらっしゃるの、日当の手当ての問題とか弾代とか、細かく言うと。そういうのはどうなるんですか。

○河野自然環境課長 確かに日当という部分では、今回助成はなかなか難しいと思っていますし、8,000円というのは1頭当たり8,000円ということにして、銃猟による捕獲班、チームを組む場合には、平均的に6名くらいで参加されるわけですね。1頭になりますと1,500~1,600円ぐらいになるんでしょうか、割ればそれぐらいしかなりませんが、頭数当たりの制限は今回取っ払おうと思っていますので、捕獲可能であれば、大いに積極的に捕獲していただきたいと思っていますし、有害鳥獣駆除で今5,000円出しておるんですが、それプラスアルファの実費程度といいますか、それを今回上乗せさせていただくということでございます。

○十屋委員 多分出てこないですよ、人は。土日でも厳しいのに平日にやってくれとって

も、なかなか出ないですよ。そういう手当まである種出さなければ。正直申し上げて。年齢的にもリタイアした人でやる方はいらっしゃいますが、夏場でも生い茂っている中でシカを撃つのは大変なので、そういうことからすると、この捕獲班をつくったからって、効果的に機動的にいくかということ、私はちょっと疑問を感じますが、手当てができるようなことがもしあればお願いしないと、実質その実が上がらないんじゃないかと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それはもういいです。それから、次の10ページで、木造公共施設整備等で、公共施設であっても病院とかで木を使いたいというのはあるんですが、結局消防法との絡みで使えないですね。そのあたり何か工夫はできないんですか。できないと、公共でも、壁はだめですよ、柱とかぐらいしか。だから、広がらないので、ある種、今、木材に薬剤注入させてするのもありますので、その辺のところもあわせて考えておかないとなかなか使いにくいんじゃないか。腰壁ぐらまでしか使えませんもんね、正直。

○森山村・木材振興課長 確かに先生おっしゃるように、消防法の関係で制限がございますし、軒高の高さだとか木造の限界というのがございます。この事業でも、特別に新用途の、地域材の新たな利用開発の支援というのが9ページの⑥の最後のほうに書いてありますけれども、先生がおっしゃるような不燃材の開発ですとか、新たな用途開発についての支援ができるというふうになっておりますので、こういうので研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○外山 衛委員長 では、暫時休憩いたします。

午後1時再開いたします。お疲れさまでした。

午前11時55分休憩

午後1時4分再開

○外山 衛委員長 委員会を再開いたします。

引き続き質疑をお願いしたいと思いますが、どなたかございませんでしょうか。

○函師委員 委員会資料の9ページの内容でちょっとお伺いしたいんですけれども、今回の基金の積み立て、有効に効果的に使われることを期待いたしますが、その1つで、(4)の⑤木質バイオマスの加工・利用施設等の整備とありますが、これは実際、加工施設を何施設つくる予定かとか、そういうものの積算というか根拠があれば教えてください。

○森山村・木材振興課長 今のところ、(4)の①にございますように、産業再生プロジェクトの推進費の中で協議会を立ち上げております。この協議会に5つの事業ごとの部会をつくらせておきまして、事業に参加される方から要望をとっている状況でございます。バイオマスの加工施設につきましては、具体的には、製材工場さんのボイラーのバイオマス化、チップボイラーにするやつとか、温泉施設の混焼施設としてボイラーを設置するとか、あるいはチップの製造機械の整備をしたいとか、そういった具体的な数字は上がってきておりますけれども、全体像としては、今、要望を取りまとめている段階でございます。

○函師委員 3カ年で実施するという内容も含まれているようですので、その具体的な事業を早目に構築されていかれることを望みますし、また、利用施設の整備ということで、今言われた木質ペレットを利用したボイラー等の利用で、以前も調査には行ったんですが、ハウスのほうの施設、加温する施設をつくっているところも

行ったんですが、そのときはまだ重油が高騰しているときで、木質ペレット化も十分効果的だという話は聞いたんですが、ここまで重油が落ちついてきますと、かえってコストが高くなって。何が言いたいかと申しますと、こういう事業で整備させるのはいいんですけども、実際それが使える整備かどうかというのをちゃんと見きわめて、整備したが、あげく、結局は基金が終わった時点でその設備も使わなくなったということがないように。多分それは単独課じゃなくて、横断的な政策として取り組まれていく必要があると思いますので、十分そのあたりは考慮してほしいと思います。

○森山村・木材振興課長 おっしゃるように、園芸用の加温機につきましては、ペレット用が1台当たり350万、通常の重油だと120～130万ということで、価格差がございます。しかも、おっしゃったように、重油が高騰していればコスト的に合うけれども、ペレットが大体1キログラム当たり25円とか30円とかしますので、コストが近寄ってきますとどうしても使えないというようなこともあります。ただ、化石燃料は量にも限界がございますので、地球環境にやさしいといううたい文句では使っていけるんじゃないかと思っています。おっしゃるように、農業サイドとも十分連携を図りながら進めてまいりたいと思っています。

○河野委員 私も同じく、これだけの大きな交付の中で事業をぜひ充実させていただきたいと思うんですが、ちょっとお尋ねをしたいと思うんですけど、4ページの間伐等促進事業のほうから、1班につき3名のうち新規雇用2名ということですが、全体的に何名の新規雇用ということで考えていらっしゃるのかが1点と、事業期間というのが21年から23年ということですか、

で、この事業が終わるとこの雇用はどうなっていくのかという、その2点でちょっと確認しておきます。

○徳永森林整備課長 8森林組合に3名ずつということで、そのうち2名が新規ということを考えておりますが、耳川流域につきましては範囲も広いということもありまして、そこは2班を置くことを考えておりますので、18名の新規を雇用したいというふうに考えております。一人前になるには、いろんな技術を習得するまでに3年ほど必要だという話もありますので、3年間実務研修もさせながら、3年後は森林組合等に、作業班か職員かわかりませんが、その辺で継続して就業につなげてほしいということ、組合のほうに指導、お願いをしていきたいというふうに思っております。

○河野委員 ぜひ、その継続というか、それを考えた新規雇用ということでやっていただきたいと思います。

2点目なんですけど、12ページ、ちょっと勉強不足なので。この考え方というか、この事業の背景というのは、原木の価格の危機的状況があるということがあって、目標として、原木供給の平準化による価格の安定と。結局、価格を安定させるためには、供給を平準化させるということを目指せばなし得れるんだという考え方でいくということは、価格が低かろうが高かろうが、安定しておけばいいというそういう事業なのか。この平準化によって、価格を今よりも高くして平均化できる事業にしようとしているのか。そこら辺ちょっと教えていただくとありがたいと思います。

○森山村・木材振興課長 後半でおっしゃったとおりでございます。要するに、だぶついているときに、だぶついているといえますか、秋

口から冬場にかけて材が出材されてきます。現在は、市場に集まってきたやつはすべて生産者に支払うものですから、安かろうが高かろうが売ってしまうと、売り切ってしまうというような状況になっています。それで、一定量を超える部分を徐々にためていきまして、夏場の材が非常に水分が多くて材質が悪くなるという状況のときに、徐々に吐き出して行ってそこで価格を高どまりさせていきたいというふうに考えております。

○河野委員 上の表でいくと、例えば、21年度前後でいくと9月に1万300円で持ってきている。春に7,900円というのがある。それを平均化するということで、この1万300円から7,900円の間でとまるようなそういう状況をつくるという考え方ですか。

○森山村・木材振興課長 確かに、需要と供給のバランスで木材価格というのが決まっていますので、高どまりさせたいという要望でございます。一番下の7,900円というのを幾らかでも底上げをしたいというふうに考えております。

○河野委員 諸塚の加工センターへ調査に行つて、あれだけの工夫をされている中で、原木の低い価格というのを何とか引き上げる方法というのをいろいろ手を尽くさなきゃいけないという御意見を受けている中で、例えば、この事業で1万円台をキープさせるというその工夫というか、平準化ということもあるんでしょうけど、そこもこの事業で手を打つことができないのかなというのが、事業を見ていて1つ考えたことなんですけど、そこら辺はいかがなんでしょうか。

○森山村・木材振興課長 やはり我々も、森林所有者に幾らかでも還元できる仕組みというのを考えたいということで、この事業を立ち上げ

ております。ただ、どうしても製材工場におきましては、やはり製材工場なりの利益を確保しなきゃいけないということもございますので、一番製材工場が利を求めるのは、原木価格を下げたって買うということが、製材工場にとっては利益の最初の追求になってしまいますので、原木市場においては、県下の素材生産量は、70%ぐらいこの原木市場が流通量を確保していますので、そこで幾らかでも価格を引き上げて森林所有者に返していくというふうなことをねらいにしております。

○河野委員 また努力をということでよろしくをお願いします。

○鳥飼委員 冒頭申し上げたのは、宮崎県とすればお金がないので、のどから手が出るほどにお金が欲しいというのがあります。ですから、今回事業化されている。今後いろいろお金が来るでしょうけれども、後々の負担になるようなのはできるだけ避けてやってくださいよというお願いですから、皆さんそうしておられるとは思いますが、そういうことを申し上げたわけなんです。

そこで、ちょっと戻りますけど、2ページに、先ほど質問ございましたが、県民の森施設整備事業の中のクリーンエネルギー普及拠点施設の整備ということで、50キロワット級のというようなことが書いてございますが、さっきは7,000万ぐらいと言われたんですね。これは緊急経済対策ということもあるんだろうと思うんですが、NEDOですね、その補助事業といいますか、それについての検討というのはされたのかどうか、お尋ねします。

○徳永森林整備課長 その制度については検討しておりません。

○鳥飼委員 一昨年ですか、企業局の壁面に、

NEDOの事業を活用してということを出ておりました。私は昨年の特別委員会で、新エネルギーの特別委員会があったんですけども、NEDOに行く機会もありまして、かなり予算を持っているんです。そして、やっているところでは、1つの町、例えば宮崎市でいえば生目台団地が全部太陽光パネルをつける。それに補助をすると。一括して太陽光をその団地が使えば相当な売電とか供給とかあるわけですから、あそこは東電ですけど、宮崎だったら九電なんですけど、それに耐え得るような設備なりそういうものができるかどうかというようなことを実験としてやっているんですけど、それが補助でできていると。こういう制度を活用しない手はないと思ったもんですから、それで念のためにお聞きしたんですが、この場合については検討されていないということですが、それ以外の事業で今、検討中があるのかどうか。自然環境課になるかと思うんですが、何かそういうことでNEDOの事業を活用しようというような検討をされておられますか。

○徳永森林整備課長 今のところ、環境森林部においてこのシステムを導入するということは、ひなもり台だけでありまして、ほかには今のところ計画はない。今、県のほうでソーラーフロンティア構想というのを20年度に策定しておりまして、それに位置づけをしながらこのひなもり台については進めていこうかなと思っているところなんです。うちの部としては、これ以外に太陽光の計画は今のところございません。

○鳥飼委員 できるだけ有利な制度といたしますか、システムですから、これは一考するに値あるというふうに思いますので、今後の検討事項としてお含み置きをいただければと思います。

それから、9ページの、これはもうお聞きし

ないでいいのかなと思ったんですが、森林整備加速化・林業再生事業で、事業内容が7項目ございますけれども、6番目に木造公共施設整備等事業というのがあるんですが、これは、今までであった、例えば保育所とか幼稚園とかそういうところには、2,000万限度でしたか、補助をするというのがあったと思うんですが、それとの関連というのは……。それをちょっと御説明いただきたいと思うんです。

○森山村・木材振興課長 これは、公共施設等と書いてございまして、先生がおっしゃるように、保育所とか、病院ですとか、あるいは大きなショッピングセンターだとか、非常にPR効果の高いところを木造化・木質化するというような事業になっております。補助金の額につきましては、国は、平米当たり13万5,000円という定額で助成するというようなことになっておりますが、今、要望をとっている最中なんですけど、大変多うございまして、県といたしましては、その額をお支払いすると、とてもじゃないけど事業費が足りないというようなこともございまして、今、定率で積算するように検討を始めているところでございます。具体的には、今週初めくらいから各地区でヒアリングをさせていただきまして、各地区の御要望とか、本当に計画性・実効性があるのか、それから、PR効果が高いものか、利用客数がどのくらいいらっしゃるのか、そういったものを総合的に評価させていただいて採択に向けて準備を進めているところでございます。

○鳥飼委員 県単のとは別ですか。

○森山村・木材振興課長 県単とは全く別でございまして、県単の分は別でございます。

○鳥飼委員 13ページに「みやざきスギ」の家づくりというのがございます。これは以前もあつ

たような感じもするんですが、確認をしたいんですけど、コンペ方式で10棟、そして、材を100棟、マンション等の材を20棟ということで、こっちは抽せんをするということだろうと思うんですが、住宅を建設した部分についてどういうふうなことになるのか。というのは、10数年前なんですけど、愛知県に行ったときに、向こうの木材を使って住宅団地を一定程度、20棟ぐらいつくってあって、それを見学して、それを売るといような、木造というのはこういうよさがあるんだとか、そういう事業を見学する機会があったんです。ああ、いいな、こういうのがあると、宮崎ももっともっと木材を使った住宅ができるんじゃないかなというふうに思って、林務の人と話をしたことがございまして、今思い出したんですけれども、この事業についても一度説明を。今申し上げたようなことでもいいかどうか、御説明をお願いしたいと思います。

○小林木材流通対策監 ただいま先生のおっしゃられたように、愛知県ですとかほかの県でも、実際、建て売り住宅みたいな形でモデル住宅そのものを見ていただいとということ、県産材のよさをPRしようという取り組みはいろいろとされているところだと思います。今回この補正事業で取り組む内容としましては、右側の14ページを見ていただきたいんですけども、①の「みやざきスギ」住宅たっぷり体感事業と、②建てよう「みやざきスギ」の家普及促進事業と、2系列あるわけなんですけれども、ただいま先生のおっしゃられたような事業に近いのが①の事業でございまして、実際にみやざきスギをさわっていただいたり、あるいはそのぬくもりを感じていただいたりといったようなことで、家の中に入っていただいて、自分も同じような家を建てたいなというようなことを喚

起しようといったような取り組みをしようというものでございまして、工務店、設計事務所等を対象として、コンペ方式で、よりよい取り組みを採用させていただきたいということで考えているものです。

それに対しまして、②にございまして建てよう「みやざきスギ」の家普及促進事業につきましては、こちらのほうは、直接お施主さんになれる候補の方々に対してアプローチをしようというものでございまして、実際、県産材の家づくり、構造材等で80%以上を県産材で建てようとおっしゃられる方に対して、柱材等をプレゼントいたしましよというふうなことで、こちらのほうは、短期的に経済状況を活性化させようというふうなことで、県産材の家づくりを背中を一押ししたいといったような事業でございまして、この2つの事業を上手に絡めまして県民の皆さんに県産材の住宅を建てていただけるように図っていきたいというものでございまして。

○鳥飼委員 まず、①のほうなんですけど、コンペ方式で、10件ですか、10社ということだろうと思うんですが、特定の敷地なり用地を準備をしてそれをやるのか、それとも、ばらばらなのか。そして、それが終わった後はどうするのかということについて、ある程度わかっておれば御説明いただけませんか。

○小林木材流通対策監 こちらの事業につきましては、モデル住宅というのを住宅会社さんが長年維持していくというのはなかなか難しいという面もございまして、今回のこの事業につきましては、建設資材を県産材というふうなことで、それをお使いになれる経費を支援をするといったようなことで、その上で県産材の住宅を建てていただいて、構造材のときの見学会、

それから完成時の見学会、その後、継続的な展示会等もできるかと思うんですけれども、そういったような活動をしたいという方に応募していただくということになりますので、場合によっては、県産材の家をお建てになりたいという候補の方と相談をしながら家づくりをして、それを展示していくといったような場合も考えられますし、工務店さんがあらかじめ土地を用意して建てて、建てた後にいろいろな方に見ていただいて、その中で一番その家を気に入った方にお売りになるといったようなことも最終的には考えられると思いますけれども、そういったような2つのことが考えられると思います。したがって、特定の場所で今のところ決まった場所というのはございません。これから県下で10件、あらゆるところで、この事業をやりたいという方を応募の中から選ばせていただいて取り組んでいくということになります。

○鳥飼委員 わかりました。それも1つの方法だろうと思います。ただ、インパクトがあるというか、とんびとんびあって、どこにあるのかみんなが知らないというようなことにはならないよということ、そこは工務店にお任せということであってはちょっと困るんじゃないかなと思いますが、そこ辺は十分な配慮といたしますか、周知の方法なり工夫をしていただければと思います。

それから、2番の建てよう「みやぎきスギ」のほうについては、家をつくれれば、仮に2,000万としますね。材が1,000万としましたら、材のみを抽せんで、宮崎県産材フェアとか何かそういうやつをやって、そこで80人が抽せんで選ばれるというようなことになるんでしょうか。

○小林木材流通対策監 こちらの事業につきましては、できるだけ事業の効果を高めたいとい

うふうに考えておりますので、プレゼントをしたい方につきましても、大勢の方に応募をいただいてというふうなことを考えております。その上で抽せん会をいたしまして、当選された方にプレゼントをさせていただくということになるかと思えます。その後、柱材等のプレゼントにつきましては、実際お建てになる工務店さんとも相談をさせていただきながら実行していきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 実施主体というか、事業主体は、県のほうで直接やられるということになるんですね。

○小林木材流通対策監 こちらのほうは、13ページの2番の(3)の事業実施主体の②にございますとおあり、宮崎県県産材流通促進機構を通じまして事業そのものは実施していきたいというふうに考えております。したがって、こちらの流通促進機構さんが実際の当選者さんと相談をして、それから工務店等々さんと相談をしながらプレゼントを差し上げるということになります。

○鳥飼委員 最後にお聞きしますが、この機構の事務局といいますか、ちょっと御説明いただけますか。

○小林木材流通対策監 こちらの事務局につきましては、県木材協同組合連合会のほうが事務局をしております。

○濱砂委員 最初に資料をお願いしたいんですが、本年度の部長マニフェストを我々にも配付していただくとありがたいんですが、委員長のほうで取りまとめをお願いします。

○外山 衛委員長 環境森林部の部長マニフェストですね。

○濱砂委員 お願いします。

それから、12ページの、先ほど河野委員から

話がありましたが、素材需給安定調整への支援の概要ということなのですが、これはいいんですけど、価格がかなり下がっていますので、年間の供給量というか生産量、この供給量の変化というのは今どのくらい、大体100万弱ぐらいですよね。数字がはっきりわからないんですが、平行線をたどっていますか。

○森山村・木材振興課長 平成20年の素材生産量が139万1,000立方でございまして、その前の年が、若干多うございまして140万を超えるような状況になっております。ただ、その上がり下がりというのはそんなにございません。

○濱砂委員 全体で1億立方ぐらいですか、全体の今の保有量。杉。単価を1,000円ぐらいで見たときに、年間の供給量の中で平均単価が1,000円、立方単価1,000円、1ヘクタールが300立方ぐらいで計算したとき、普通そうですね、どのくらい変化が出てくるものですか。いわゆる供給高。金額。県の総供給高が1,000円の変動のときにどのくらいのものが出てくるかと。9,800円と7,900円ですから、約2,000円の差があるんですが、ここでどのくらいの年間のいわゆる杉供給量の金額の差が出るかと、林家の生産額の手取りが少なくなるかという話なんですよ。わからなければ後からでもいいです。

続けていいですか。時間がないです。先ほどの1ページの予算の中で、平成20年度2次補正からの関連の繰り越し明許が118件の31億1,300万なんですけど、これプラス本年度予算の新規予算と、今回の補正3号、これへの追加予算のときに大体どのくらいの工事件数・金額になるものですか。おおよそで結構です。

○徳永森林整備課長 昨年度の繰り越しの事業と今回プラスした分が幾らになるかということですか。

○濱砂委員 そうです。新規と補正。

○徳永森林整備課長 今度の補正につきましては、予算的には、ほぼ間伐と間伐作業道の予算になってまいります。公共预算につきましては間伐と作業道が主体となっておりますので、予算説明資料の補正の中で一部……。

○濱砂委員 概算でいいんですよ。大体何件ぐらいの金額がどのくらい追加になりますかと。新規予算含めてですよ。21年度予算の補助公共、県単含めて、これだけ繰り越ししていますから、それプラスどのくらいの事業量になるんですかということです。概算でいいです。

○徳永森林整備課長 工区数、事業量のことでですか。

○濱砂委員 件数、事業量です。

○森山村・木材振興課長 済みません、先ほどの濱砂先生のお話だったんですが、蓄積が民有林、国有林合わせまして1億4,377万9,000立方、約1億4,300万立方ございます。そのうち、民有林が1億243万立方ございます。これは平成19年のデータでございます。

それから、先ほど、1,000円上がったらどうなるかというお話でしたけれども、130万立方の素材がございまして、これが全部1,000円にはね返りますと13億円ということになります。以上でございます。

○外山 衛委員長 濱砂委員、林家に入るのはその中の何割かですね。1,000円上がったって1割～2割、1割5分ぐらいで150円ぐらいですか、山に戻るの。

○濱砂委員 出しが大体9,000円ぐらいだから、ここの金額でいくと完全な赤字だね。1,000円残らん、マイナス1,000円ですね。

○徳永森林整備課長 済みません、遅くなりました。繰り越しで82カ所、20年から21年度に繰

り越しをした箇所数が工事件数で82カ所、それで、追加補正によりまして27カ所の工事を追加するということになります。

○濱砂委員 それが19ページに載っているやつですか。

○徳永森林整備課長 19ページの自然環境課の治山事業と、森林整備課の上2段は森林整備事業で間伐等のやつなんで、3つ目の森林保全林道整備事業、これから下、この部分が50工区の繰り越しをしております。

○濱砂委員 じゃ、合計109カ所、110カ所前後というところですね。先ほどの話のように、今回は緊急対策が入ってきましたので、それと20年度からの繰り越しがかなり多いものですから、本会議の一般質問でもちょっと話をしたんですが、土木に限らず、こっちのほうもかなり、早期発注していかないと本年度中にまた繰り越さないかんというようなことになります。さらにまた景気対策の雇用投資額のが出てきますので、それを先取りをしながらやっていただかないと県内の経済対策にならないというものがあったものですから、ぜひひとつそのようなことで御検討いただきたいと思います。以上です。

○外山三博委員 何件かちょっと聞いていきたいんですが、まず最初に、先ほど十屋委員がシカのことを聞かれたんですが、大分前にこの県議会でも、シカが少ないから保護しようというような議論もあったんです。時代が変わるとこうやってふえてきた。ところで、シカの適正というか、どのくらいまでだったら許容できるという頭数なんですか。

○河野自然環境課長 シカの適正生息数でございますけれども、特定鳥獣の管理計画の中で定められているといいますか、計画目標数値は県内で約1万頭とされております。

○外山三博委員 平成19年は5万6,000ですね。ということは、4万頭ぐらい多いということですか。わかりました。

猿の害も大分あるんですね。猿はここでのいいのかな、聞いて。シカだけ管理をしようという支援事業でしょう。猿も多いんですよ。なぜ猿を適正にしようという事業はここで出てこなかったんですか。

○河野自然環境課長 猿については、これについても生息調査は毎年やっているところなんですけれども、県内で約3,000から3,500頭ぐらい生息しているだろうと言われておりまして、一昨年から野生猿の被害防止のための特別捕獲班というのを設置いたしてございまして、捕獲班の活動費に対する助成、それから捕獲おりを設置しておりますけれども、これを昨年度は18基設置に助成してございまして、捕獲について県としても市町村を支援しているということでございます。

○外山三博委員 それじゃ、次に行きます。

先ほどちょっとありました素材の需給安定調整に関連すると思うんですが、中国木材の進出の話がずっとありましたね。その後どういふふうになっておるのか、この進出計画が。状況をお聞かせをお願いします。

○小林木材流通対策監 中国木材につきましては、昨年10月に、同社と林業関係団体との間で進出条件を取りまとめた覚書の調印がとり行われたというところでございますけれども、その後、御承知のように、厳しい経済状況が続くという中で、同社におきましても、具体的な進出計画を現在検討中というふう聞いております。具体的な内容につきましては、我々もまだ検討中としか聞いておりませんので、それ以上のお話がなかなかできないんですけれども、私ども

といたしましては、やはり本県の林業や工業などの産業振興、それから、新たな雇用の創出につながるというような面もございますので、関係部局や地元日向市とも連携をとりながら、こういった進出につつまして進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○外山三博委員 それから、次に行きます。20ページの環境マネジメントシステムについて、県庁内のごみの排出量が約50%減っておるといふことですね。物すごく減っておるんですが。

○外山 衛委員長 ちょっとお待ちください、外山委員。その他になります。まず議案と報告事項ですから。

○外山三博委員 大気のことこれは議案以外だな。その他だな。それじゃ、以上でいいです。

○緒嶋委員 森林整備加速化・林業再生事業、これは予算は20億150万というふうになっているんですが、基金は10億ということ。この後の10億はどういう歳入ということで考えればいいんですか。

○森山村・木材振興課長 9ページの20億150万の内訳でございますけれども、①で、国から補助金がまいりまして、10億円分を基金に積み立てます。その基金を、通常でしたら30億とか40置くとか積み立てるんですが、今回は10億円を積み立てまして、その10億円を基金事業として取り崩すという形になっております。

○緒嶋委員 先ほどは、内示の来た範囲じゃないと予算を組まんというような話だったから、それと整合性がないような気がするんですが、これはどういうことですか。

○飯田環境森林課長 内示というのが、最初内示が来たのが10億円だったんですね。というのは、これは基金事業でやるというやり方でございまして、とりあえず基金条例というのを上程

させていただきますけれども、そこに10億円積み立てまして、その10億円を取り崩して10億円の事業に充てるという事業になっております。

○緒嶋委員 そうすると、20億との絡みはどうなるの。

○飯田環境森林課長 基金というのを10億、それを基金条例で積み立てまして、そして、それを大体1年間ぐらいとれば利息は150万つく。それが終わったときに、基金を取り崩してこの事業の10億円に充てるというシステムになっております。だから、内示的には10億円ということになるんです。

○緒嶋委員 わかったようなわからんような。

○飯田環境森林課長 この制度は、産廃税とかあれと同じシステムになっているんですよ、基本的には。わかったようなわからんようなということですけど、そういうふうに御理解していただくと。

○緒嶋委員 またいつか聞きます。これは3年間でやるということになるわけですね、基金は。限定条例みたいなことだが、そうなると、さっき言われた木造公共施設なんかの希望が多いときは、それは一遍に、1年度で全部枯渇させてもいいわけですか、これは。

○森山村・木材振興課長 先生がおっしゃったとおりでございますけれども、国としましては、午前中にお話がありましたが、3カ年分を今年度中に県のほうに交付するという事になっております。この時期につつましては、多分10月前後に第2回目がまいりまして、各県の要望を踏まえてこれでほとんど充当しまして、最終的には2月の補正ぐらいに微調整があるというふう聞いております。そのときには、基金の積立額が、例えば、県の要望次第でございまして、50億円が積み立てられて、そのうち基

金事業として15億円を今年度使うというような格好になろうかと思えます。したがって、木造公共施設の整備につきまして全額を充てるということではできませんけれども、今、各事業体のほうから御要望を聞いている段階では、ことしつくりたいという御希望もありますし、再来年つくりたいというような御希望もありますので、それを段階的に踏まえまして事業配分していくということになろうかと思えます。

○緒嶋委員 であれば、基金は今、50億と言われたが、かなりふえる可能性はあるというふうに見ていいわけかな。全国的には1,230何億とか言うたわな。そのあれは。

○森山村・木材振興課長 1,238億が林野庁の全体の補正額でございますので、それを、先ほど午前中に濱砂委員のほうからお話がありましたように、単純に割りますと30億前後になります。ただし、本県の林業の素材生産量ですとか間伐量とかそういったものを踏まえまして、それよりもかなり多い額が国から配分が来るものと期待しているところでございます。

○緒嶋委員 それは期待に終わらんようにがんばってください。

次に、「みやぎきスギ」の81本、100棟、これはこういうみみちいことを言わんで、希望なら希望500棟分は先着順に500棟はやります。それは景気雇用対策になりますというようなインパクトのある——抽せんを2～3回やってなんのいうたら、抽せんに漏れた人はがっかりするだけだが、何も景気対策にならんが、そういうインパクトのあるような、知事も総理大臣になるというぐらいに言うから、少しはこういうインパクトのあるような予算は組めんとかな。

○小林木材流通対策監 先生がおっしゃられるような御意見はごもっともだと思います。我々

もできれば大いにこしたことはないなというふうには考えた次第なんですけれども、平成15年から同様の柱材プレゼントといったような事業を続けてきておったわけなんですけれども、例えば平成18年の100戸の募集に対しまして、300件ぐらいの申し込みがあったといったような状況もございます。100戸という限られた数ではございますけれども、これを何倍にも膨らませて効果のあるように事業を進めていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 何倍も膨らかすと言うたって、限定しているわけだから、膨らかせるはずはないわけだ。逆に言えば、抽せんを漏れるから希望も出さんという人もおると思うんですよ。だから、先着500棟なら500棟というぐらいのインパクトのある予算が景気雇用対策だというような、そういう前向きな発想がでんのかなど。何か後ろ向きというか、限定、限定、前例がございませんと話以外は聞いたことがないんだけど、どうですかね、これは。もうちょっと追加してやりますというような、わざわざ林野庁から来ちょっちゃろ。それぐらいやらにや。

○小林山村流通対策監 私も気持ちとしては先生と全く同じでございますが、県財政もございませんと、やはり限られた原資をできるだけ効率よく執行していくというのが我々の使命だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○緒嶋委員 これは大した金額じゃないが、財政課が言うような答弁じゃだめじゃ。もっと前向きに言わにや。

○外山 衛委員長 ちなみに、この大黒柱1本は幾らぐらいですか。81本。

○小林木材流通対策監 家1棟2,000万ぐらいの建物でしたら、大体300万ぐらい木材費に充てら

れるというふうに考えているんですけども、柱材ですとそのうちの10%ぐらいに相当するんじゃないのかなというふうには思っておりますが、そこら辺は、幾らというのはあんまり申し上げないほうが、期待感が大きいかと思っておりますので、そうさせていただけたらと思っております。

○鳥飼委員 確認をさせていただきたいんですが、16ページに専決が行われているんですが、産業廃棄物税基金積立金、森林環境税基金積立金の執行、これは処理の方法といいますか、現状というか、下のほうは一般会計に入れている使っていると思うんですけども、上も下もちょっと説明していただけますか。

○大坪環境対策推進課長 まず、産廃税のほうですけども、これは20年度の方ですけども、基金として最終的に補正後2億7,000万ということになっているわけですが、これを取り崩しまして所定の事業に充てていくということになりまして、昨年度の例で申しますと、ほぼ同額の事業の合計になっております。

○鳥飼委員 何ですか、事業は。

○大坪環境対策推進課長 昨年度、平成20年度は全庁的に全部で23本の事業を行っていきまして、これに充てています金額は合計で2億7,116万ということになっております。ほぼ同額を充てているということでございます。具体的な事業としましては、環境対策推進課でやっております廃棄物関係のいろいろな啓発事業ですとか、監視・指導等に要する事業、それから、あとは、商工観光労働部のほうで環境リサイクルに関します技術開発事業、県土整備部で行っています建設リサイクルの推進に関する事業、そんなものに充てているところでございます。

○河野自然環境課長 森林環境税につきまして

も、一般財源と別に区分しまして、それを取り崩しながら事業を実施しております。主な事業としましては、使途は、県民の理解と参画による森林づくりの推進だとか、これはボランティア等の活動費を助成するというものです。それから、公益的機能を重視した森林づくりということで、これは水を蓄え、災害に強い森林づくりということで、危ない山に対して植栽等をやると、そういった事業に取り組んでおります。

○鳥飼委員 それぞれ一般会計に繰り入れをしてということではないんですね。

○河野自然環境課長 きちんと区分して取り崩している。

○鳥飼委員 わかりました。了解。

○外山 衛委員長 次に進んでよろしいですか。

次に、その他の報告事項についての質疑をお願いしたいと思います。

○外山三博委員 さっき途中まで言いかけたんですが、県の環境マネジメントで、ごみの排出量が206トンから106トンに半減をしておるんですね。何を出さなくなっってこんなに50%も減ったんですか。

○飯田環境森林課長 これにつきましては、従前はごみを一緒くたに出しておりましたけれども、いわゆる分別を今やっておりますね、例えば金属とか瓶とか。そういうものはリサイクルされますので、その分がふえてごみの搬出量が減ったということでございます。

○外山三博委員 県庁の職員の場合は、多分こういう資料、紙関係が多いですね。これがリサイクルに全部回っていったからその分が減ったというふうに理解していいんですか。

○飯田環境森林課長 紙につきましては、見ていただくとわかるとおり、それほど減っていないんですね。4.6%ぐらいしか紙の使用量という

のは減っていないんですけれども、従前は、実際、外注とか印刷業者の方に発注しておりました。ただ、今はこういうコピーとか全部を紙として、提出資料も全部我々のほうでつくるということになっているものですから、それほど減っていませんけれども、ただ、ごみというのは、従前は、例えばプラスチックとか缶とか瓶と、通常の役に立たない紙ですね、使用してぐじゃぐじゃした紙については、全部一緒にやりましたけど、それがどんどん分別されて、実際本当に使えないような紙ですね、紙類等が減っていったということがございます。

○外山三博委員 何か数字のマジックみたいで、実際はやっぱりそれだけ出ておって、その行き先が変わったということですね。

○飯田環境森林課長 ごみのですね。ごみがある物はリサイクル品として再生に使われるようになったというようなことで御理解していただければよろしいかと思います。

○外山三博委員 次に、水質の観測結果がさっき報告がありましたけれども、地下水で、延岡、日向、新富で3本だけ亜硝酸窒素等が達成しなかったというのがあるんですが、何年か前に、同じような報告の中で、宮崎で一番地下水が亜硝酸石灰等で汚染されておるのが、都城盆地、それから川南というのを報告で聞きました。それを受けてというか、そのころに、平成17年、都城盆地の硝酸性窒素削減対策実行計画、こういうものが出ておるんですが、今度の調査では、当時調査された地下水の井戸、同じ井戸の調査もした結果、クリアしておるといいますか。

○堤環境管理課長 今回の調査は、まず、概況調査が3本出ているんですけれども、これは県内を5キロメッシュに区切りまして、これまでやっていない井戸を調査した結果でございます。

都城盆地の実行計画に基づく調査は、別に県が約90本ほどモニタリングをしております。これはこの調査結果には上がっておりません。

○外山三博委員 その別個に90本やられたほうの調査結果はどうなんですか。

○堤環境管理課長 これは計画をつくって実行計画を始めた当初から、これまで基準を超えているようなところとか、できるだけ超えるところを今モニタリングしているんですけれども、超過率が12～13%ということで、実行計画でいろいろ施策を講じていますけれども、その効果があらわれている状況ではございません。

○外山三博委員 前、調査したときにこれだけ悪かったというところを、きちっと数字を出して、改善されたかどうかを確認していかないと、この実行計画で、例えば平成22年に生活排水処理率を、現況が35.8、これは平成15年ですね、22年に58.6にしましょうとか、それから、畜産の廃棄の処理をこうしましょうとあるんです。22年にこうしましょうと目標設定してあります。そこ辺の計画が進んでおるかどうかが等含めて、せつかくこういう計画をつくってやられたんだから、そこ辺の追跡調査とどういうふうに改善されてきたかということをはっきりしていかないと、こういう計画をつくっただけで終わってしまう、そういうふうに思うんです。現実はどうなんですか。都城の地下水はよくなっているんですか。

○堤環境管理課長 実行計画を17年につくりまして、その後、毎年、施策の実施状況、それから、鹿児島県まで入れると100本ほどありますが、地下水の状況、それぞれ幹事会を開きまして報告をして、そして次年度の計画を立てると。そういうことを実施してきております。現在の地下水の状況は、まだその効果があらわれてい

ないという状況でございます。最終目標年度は32年度ということになっておりまして、これまで畜産の素掘りとかございましたけれども、これは法律によって規制されましたので、現在はなくなりましたが、こういったことであるとか、施肥については、過剰な施肥がないように施肥基準を設けて農政水産部のほうで農家の方に指導していると。そういった状況があらわれるにはもうしばらくかかるのかなと考えております。

○外山三博委員 やっぱり畜産からの、堆肥含めて野積みとかそっちの処理がきちっとできないことには、地下水の汚染はよくなるかわけですね。ですから、畜産というか農政のほうとの連絡調整というか、そこ辺のところはきちっとやっておられるわけですか。

○堤環境管理課長 都城の協議会には農政も入っておりますし、振興局、保健所、私ども、それから農政の本課のほうですね、それから、農協とか、畜産農家とか、そういったところも入って進めております。

○外山三博委員 入って進めておられる中で、現状は決して芳しくないということですか。

○堤環境管理課長 施策は順次進めているんですが、地下水に影響が、対策の影響が、効果が出てくるには、やはり早くても6～7年かかるというのが宮大の先生方の、専門家の意見としてありますので、現在の状況では、まだ測定した年度によって上がったたり下がったりというようなことで、はっきりと効果が出ているという状況ではございません。

○外山三博委員 合併浄化槽も、平成15年段階で処理率が17.9、これを22年に26.8にしようという計画なんですね。19年、去年段階ではどのくらいまでいっているんですか。

○堤環境管理課長 県全体で64.7%——合併浄

化槽だけですね、合併浄化槽では、19年度、県全体で18.7%でございます。

○外山三博委員 今聞いているのは県全体じゃなくて都城盆地を聞いているんです。都城盆地を22年で26.8にしよう。15年が17.9なんです。だから、今どこら辺までいっているんですか。

○堤環境管理課長 都城盆地だけをまとめたのは今手元にはございません。

○外山 衛委員長 後日お願いします。

○堤環境管理課長 個別には実はわかるんですけども、例えば都城市ですと19.5%でございます。また、三股町が合併浄化槽が39.7%ということになっております。

○外山三博委員 これは鹿児島の一部も入っていますね。

○堤環境管理課長 入っております。

○外山三博委員 だから、この協議会で全部を合わせた数字は当然把握しておると思うんですね。そこ辺の資料。それから、川南がどういふふうに変わっておるかもあわせてお願いします。以上です。

○十屋委員 25ページのエコクリーンプラザみやざきで、先ほど写真でいただいて説明を受けたんですが、よく見ていると、遮水壁として矢板を打ち込んだと。その下に暗渠があったというふうに見えていいんですか。

○大坪環境対策推進課長 先ほどの資料の2ページが平面図になっておりますが、開いていただきますと、浸出水調整池、ちょうど全体の真ん中付近が一番谷になっていまして、そのところに直径1.5メートルの暗渠がずっと通っています。したがって、今回その矢板を打つときには、この暗渠に当たらないように、暗渠の部分は、暗渠の上部でストップするような格

好で施工する予定だったんですけれども、原因がどうなっているのかは実際に目視して再確認する予定なんですけれども、いずれかの理由によってこの施工中に暗渠が破損してしまっているということです。そこに大量の水と土砂が吸い取られるような格好で陥没が発生したのではないかとということをございます。

○十屋委員 間違っって打ち過ぎたんじゃないですか。

○大坪環境対策推進課長 そういった可能性も含めて調査をすることになります。

○十屋委員 業者さんはプロですから、その深さとかあれがあったら、経験則もあって打ち込み方とかわかるんですが、ここの部分だけでしょう、陥没したのは。

○大坪環境対策推進課長 そうです。

○十屋委員 ということは、完全に素人目の私たちが考えても、やっぱり打ち込み過ぎたんだろうなと単純に思うんですが、この場合、いろいろ調査して原因がわかったときに、工事の責任と申しますか、その施工の責任というのは業者になるわけですね。

○大坪環境対策推進課長 仮に、矢板がこの管に当たって破損したということになりますと、その矢板を施工した業者の責任なのか、あるいは全体のJVの責任なのか、もしくは設計をした業者の責任なのか、そういったことを検討することになるかと。

○十屋委員 原因がわかった場合には、やっぱり工事の追加が発生するし、手間暇が発生しますね。その場合は、その責任の所在が明らかになったところで負担していただくというふうに考えていいんですか。

○大坪環境対策推進課長 そこは、発注者である公社のほうと業者のほうとの協議ということ

になるかと考えております。

○十屋委員 最終的に今ストップして、水も入っていないんでしょうけど、特別にほかに影響するという事は問題ないんですね。

○大坪環境対策推進課長 本体のほうの工事は予定どおり別途進めています。遮水壁の工事だけはストップさせていますので、全体の工期に大きな支障は出ないだろうと、そんなふうにございます。

○鳥飼委員 エコクリーンプラザのことで関連して、告発ですね、不作為があったということで背任で告発をされて、いろいろあって、受理をしたということになっているんですけれども、聞くところでは、どうも立件はされないだろうというふうな声も聞こえてくるんですけれども、現状どのような状況なのかをちょっとお尋ねします。

○大坪環境対策推進課長 去る3月16日に公社が告訴をいたしました。当事者ですから、告訴ということになるんですけれども、そして翌17日に県警がそれを受理したということで、その後、県警のほうで捜査が進められているというふうに伺っています。ただ、その後の状況がどうなっているのかということにつきましては、県のほうには情報がないという状況でございます。

○鳥飼委員 あのかきは、17年の7月ごろから試運転に入ったと思うんですね。9月に大変大きな台風が来て、かなり小松付近を中心にして水に浸かった。大淀やらも浸かって、それをどうするかというようなこともあったりしまして、結局、エコクリーンで引き受けていただいたということもあるんですね。それと、児湯の処理がせっぱ詰まってきてどうにもならないというようなこともあって、開業を急ぐ声というのが

外部からもかなり市町村通じてあったという状況があって、私とすれば、例えば皆さん方が業務をしておられて、後でこれが違法だということと告訴・告発をされるというようなことと同じではないかという気がして、そこに明らかに金銭の授受とかがあれば、それはもう論外ですから、当然犯罪行為になるわけですが、そういうものもないわけで。やはり派遣をされる職員はそのために一生懸命やっていたのだらうというふうに思っているんです。そういう前提のもとでやはり派遣をした県としては事に当たっていただきたい。以前、私が告訴しますと知事が言っておられたこともあったんですけども、私は、論外ではないかなというふうに思っています、そういうふうな対応をお願いをしておきたいなと思っています。

それと、21ページに、森林・林業長期計画策定事業というのがございます。これは現在の計画というのが、平成17年度を初年度ということで、26年度を目標年とする10カ年計画ということですから、17、18、19、20、21年、だから、今年度ですね、見直しをして来年度からまた新しい5カ年計画といいますか、ものをつくるということになっていくだろうというふうに思っていたんですけども、今度の部分については、新みやざき創造計画というのは、19年から22年、19、20、21、22、非常に短い4年間ということで、これは新しい知事の考え方ということで任期でということになっているんですけど、そのこと自体、果たしてそれでいいのかということで本会議でもいろいろ議論が出たところでございますが、それに合わせていくというようなことになるのでしょうか。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○水垂計画指導監 議員おっしゃいましたよう

に、県の総合計画との整合性を図るということから、ここにありますように、計画期間を23年度から32年度までの10カ年とするということで、整合性を図るために取り組むというようなことでございます。

○鳥飼委員 前回の長計ができたときに、本当にこれは宮崎県の不幸だなとは思いますが、知事が、トップが変わるたびに長期計画をつくって、何をやっているんだろうかなと私ども思いますし、実際業務をしておられる皆さん方もそんな思いでおられるのではないかなというふうな気はするんですけども、そういう意味では、農業も林業もいじらなかつたわけですね、この間。それはいいことだなと、突っねたのかなというふうなことで私は見ておったんですが、今回こういうことでやっていくとなれば、ある程度やむを得ないかなという思いはするんですよ、向こうから言われりゃですね。しかし、環境森林部は環境森林部としてのいろんな思いとか、皆さん業務をやっていてあるわけですから、こういうことをやっていって宮崎の森をと、森林を、林業をとというのがあるわけですから、ぜひそういう思いにのっとったような、これに合わせるとしてもつくっていただくようにお願いします。後は余り言いませんのでよろしく願いいたします。

○緒嶋委員 27ページの確認書ですけど、問題は今後の公社組織のあり方ですね。やはり県は産廃の関係があつてこれだけ深入りしたというか、一般廃棄物は本当は市町村の責任ですね。いろいろなことについてすべてが県と折半だと、負担なんかというのは。これはある意味では、我々から見れば、それが本当に整合性があるかということ、やっぱり疑問があるわけです。そうなれば、今後の組織のあり方を含めて十分検討

していかにかいかなですよ。法律に基づく県と市町村の責任ということからスタートしていかんと私はいかんと思うんですが、このあたりは、ある意味では、理事会でということになると、理事の数から、全体からいったら、県の主張がどこまで、我々の立場での理解が得られるかというのがちょっと疑問なわけですけど、このあたりはどういうふうに考えればいいんですか。

○大坪環境対策推進課長 委員おっしゃいましたことは、4月の委員会のときもおっしゃられましたし、私ども、昨年、外部調査委員会を設置して議論したときも、全く同じような議論がありました。したがって、1つには、法律に基づきまして、県と市町村、当然、役割分担があっているわけですから、それに基づいて、実際に公社のごみ処理がどういう実態なのかを踏まえて整理するべきだろうと思っております。理事会は、確かに数からいいますと市町村のほうが11ですから多いんですけども、理事会は理事会として、それぞれの県とか市町村の看板だけを背負っているわけじゃございません。公社としてどうすべきかという、まさに公社の経営ということですから、そこはまた別にして、冷静に法律論とか踏まえて、責任論とか踏まえて議論をされるべきだというふうに考えております。

○緒嶋委員 そういう形態が最終的に決定する前に、我々にそういう経緯というのは報告をなされますか。

○大坪環境対策推進課長 本年度から本格的な議論に入りたいと思っております。ただ、これは大きな問題ですから、すぐすぐ結論が出る問題ではないのかなという気もしますので、そこはまた随時、議員の先生方にも御説明していきたいと思っております。

○緒嶋委員 お願いします。それと、総合評価方式、31ページ、これは環境森林部、農政水産部、県土整備部、すべて同じということですが、特に、今までは試行の段階で、環境森林部は地域企業育成型というのは20年度はゼロだったわけですね。こういうところからいうと、ある意味、環境森林部は取り組みがちょっと遅いんじゃないかなという気がするわけですが、21年度についてはどうですか。そういうことはありませんと答えられますか。

○徳永森林整備課長 確かに昨年は対象事業がなかったものですから、ゼロということになったものですが、本年度は、総合評価方式を60件、そのうち10件は地域育成型でやりたい。件数の率でいきますと、約5割は総合評価でやりたいというふうに考えております。今後とも努力してまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 それと、この前も一般質問等で出ましたが、この3,000万円というのが、地域育成は、Aも特Aも地域育成という一面もあるのではないかと。だから、3,000万円で区切るというのは、何というかな、整合性というか、その理由づけというか、それが何で3,000万かということになるわけですが、これはランクづけからそこで線を引いたんだろうと思っておりますけれども、この説明はどういうふうに我々は理解すりゃいいんですか。

○徳永森林整備課長 確かに地域貢献という話になれば、特AからDクラスまで同じような貢献をしております。地域ではなぜ難しいかといいますと、例えば市町村ごとにこれを評価するようにしているということになりますと、西臼杵であれば特Aが2社ぐらいしかいないとなりますので、その辺を、この地域育成型の考え方を網羅しながらどのようにして総合評価にして

いくかということは、今後検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

○緒嶋委員　そういう点のいろいろ意見は皆さんも聞いておられるだろうと思っておりますので、できるだけ皆さんが納得というか、なるほどというようなものを、これは試行錯誤の連続というかそういうことだろうと思っておりますので、今後とも、改めるところは改めながら、実態に即したというか、宮崎県らしい総合評価方式の確立のために努力してほしいということを要望しておきます。

○河野委員　ちょっと過敏かもしれませんが、23ページ、先ほど外山委員が、地下水の調査で3本の井戸から環境基準を達成しなかったということで、3つとも県北なんですけど、これは慢性的なものというか、前に調査はなく今回新規の調査であるということで確認していいですか。

○堤環境管理課長　新規の井戸の調査でございます。

○河野委員　これで環境基準を達成しませんでした。是正というのはどういうふうにやってくんですか。

○堤環境管理課長　硝酸性窒素は、過剰な施肥であるとか、あるいは畜産廃棄物のこれまでの不適正な処理、こういったものが地下のほうに浸透していったというようなことでございます。したがって、ほかの有害物質のように、工場が使われていて1カ所に発生源があるといったものではなくて、面的なといいますか、全体の施肥対策、こういったものが必要でございますので、対策としては、施肥基準に従って施肥をしていくとか、不適正な処理をしないとか、そういったことになるかと思っております。

○河野委員　ちょっと不安が残るんですが、次

の結果が出るまで6～7年かかると先ほど説明がありましたけど、その間、例えばこの井戸を使用をとめるとかそういうことはどうなんですか。

○堤環境管理課長　地下水調査で基準を超えた場合には、直ちに井戸の所有者に対して、もし飲んでおられたら、飲用をやめてくださいという指導を保健所を通じて行っております。

○外山 衛委員長　その他ございませんでしょうか。

○鳥飼委員　33ページ、総合評価のところなんですけど、特別簡易型の中で、企業の地域社会貢献度というのがありまして、ボランティア等のというのがございます。これは企業のボランティアというふうに理解すればいいんでしょうか。個人のボランティアと理解すればいいんでしょうか。

○徳永森林整備課長　企業のボランティアということになります。企業そのもののボランティアです。

○鳥飼委員　そうしますと、例えばA社というのがありまして従業員が10人いる。そこでいろんなボランティア活動で、草抜きがあったり、道路の整備があったりとかしますね。当然そこで働く社員の人に対しては出勤を命じることになるわけですから、賃金は支払われるべきだというふうに思うんです。普通の一般のボランティアというのは、皆さん方もそうですけれども、一般の市民、僕らもそうですけれども、自主的に行って河川の清掃をするとか、例えば市が提唱をする一ツ葉の清掃があるんですけれども、ああいうのをボランティアと言いますね。企業でこういうことをこの項目に入れるとしたときに、これはボランティアだから、支払いなしにやってくださいというようなことになっては本

末転倒かなというふうな気もするわけですが、その辺のチェックというのはされるんでしょうか。

○徳永森林整備課長 企業としてのボランティアの参加ということ由市町村長等に証明書をいただいでそれを提出していただくと。例えばA社のだれさんが個人的に行ったということではなく、企業としてそのボランティアに参加したという証明を、主催者、市町村長の証明に基づいて評価をしているところです。

○鳥飼委員 その際に、社員10人、社員全員ボランティアだったら、その企業のボランティアとなるんですね。そのときに社長命令で出ると。しかし、評価はボランティアですけれども、実際はボランティアではないという場合もあるから、そういうチェックはしっかりお願いしますよということです。

○徳永森林整備課長 わかりました。そういうことはチェックしていきたいと思います。

○外山 衛委員長 では、以上をもちまして環境森林部を終了いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩をいたします。

午後2時22分休憩

午後2時28分再開

○外山 衛委員長 では、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

○伊藤農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく申し上げます。

まずは、一言、開会に当たりましてお礼を申し上げます。

委員の皆様方には、5月の20日から21日にかけてまして県北地域を、それから、6月の2日から3日にかけてまして県南地域の調査を行っていただきました。まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げたいと思います。

それでは、恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただきまして、右側の説明項目をごらんいただきたいと思います。

本日、農政水産部からは、Ⅰの議会提出議案3件、Ⅱの議会提出報告3件、Ⅲの委員会報告事項としまして2つの項目を予定しております。

資料を1枚お開きいただきまして1ページをごらんいただきたいと存じます。

平成21年度6月補正予算についてでございます。

(1) 平成21年度歳出予算課別集計表につきましては、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」、議案第13号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」、いずれも経済・雇用対策の実施に伴う予算でございます。一括して計上をさせていただいております。

課別集計表の中ほどの列、6月補正額並びに6月の追加補正額の網かけをしております部分でございますけれども、一般会計の合計の欄にありますように、6月補正といたしまして8億5,035万円、6月の追加補正といたしまして7億3,971万5,000円、合わせまして15億9,006万5,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額ですけれども、補正後の額の欄でございますけれども、一般会計で421億9,419万6,000円となります。特別会計を合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、

一番下の網かけの欄でございますけれども、427億7,485万5,000円となります。

補正の詳細につきましては、後ほど関係課長から説明させていただきます。

次に、お手元の「平成21年6月定例県議会提出議案」でございます。表紙に議案番号が入っていないこの資料をお願いしたいと思います。21年6月定例県議会提出議案でございます。

これの37ページをお願いします。

議案第10号のところでございます。議案第10号の「みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例」につきましては、今回の南那珂地区の市町村合併に伴いまして所要の改正を行うものがございます。後ほど畜産課長のほうから詳細は説明させていただきます。

以上が議会提出議案でございます。

次に、議会提出報告についてでございます。恐れ入りますが、再び常任委員会の資料のほうにお戻りいただきまして、資料の2ページをお願いしたいと思います。

県有車両によります事故の損害賠償額が決定いたしましたので、御報告させていただきます。内容につきましては、ここに記載されておるとおりでございますけれども、農政水産部といたしましては、職員に対しまして、機会あるごとに交通安全に対する意識の啓発等に努めているところでございますが、今後さらに再発防止に向けまして厳重に指導してまいりたいと存じます。

続きまして、3ページをお願いいたします。3ページから6ページにかけては、県が出資しております農政水産部所管の2つの法人、社団法人宮崎県農業振興公社と財団法人宮崎県内水面振興センターの経営状況を記載しております。後ほど関係課長のほうから御説明をさせて

いただきます。

それから、資料の7ページをお開きいただきたいと思えます。

平成20年度宮崎県繰越明許費繰越計算書でございます。これは平成20年度に議会におきまして御承認いただきました繰り越し事業につきまして、繰越額が確定しましたので、御報告を行うものでございます。

表の一番下の欄に記載しておりますように、農政水産部全体では、20の事業で繰越額が31億9,396万4,000円、箇所数で91カ所となっております。なお、繰り越し事業の執行につきましては、関係機関との連携を図りながら、早期完了に努めてまいる所存であります。

以上が議会提出報告でございます。

続きまして、委員会報告事項でございます。資料の8ページをお願いしたいと思います。新たな「農業・農村振興長期計画」及び「水産業・漁村振興長期計画」の策定について、それから、資料の10ページになりますけれども、「農業農村整備事業独自の総合評価落札方式」につきまして、後ほど関係課長から御説明をさせていただきます。

なお、別冊で資料をつけさせていただいておりますが、茶色の資料とブルーの資料でございますけれども、第6次の長期計画に係ります20年度の取り組みの概要、水産のほうもあわせて提出をさせていただいております。実績あたりを取りまとめてございますので、また後ほどごらんをいただければありがたいと思えます。

最後に、資料は添付しておりませんが、2点ほど私のほうから御報告とお知らせをさせていただきます。

まず、畜産試験場の精液ストローの事案についてでございます。本事案につきましては、全

員協議会以降、犯人が逮捕されたといった数回の報道がなされてございますけれども、現時点では、我々のほうに警察から新たな情報は入手できておりません。報道の真意を含めましてまだ確認できないような状況になってございます。部といたしましては、最大限の捜査協力をしますとともに、捜査の推移を見守っているところでございます。また、新たな展開等が出てまいりましたら、情報入手をいたしましたら、御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それから、次に、第58回の全国農業コンクール全国大会みやぎ大会の開催についてでございます。本大会、農業経営面、生活面、高い収益と快適な生活を実現し、地域に大きな影響を与えている農業者が実績を発表し、これを広く紹介、普及するといったことを目的といたしまして、7月の9日から10日にかけて本県で開催され、県内外から約1,000名の参加者が予定されております。本大会には全国から20代表が選出されておりました、本県からも4代表が発表するということになってございます。県議会議長さん初め、委員長さんの御出席もお願いしておりますので、大変お忙しいかと思っております、御出席を賜りまして、また御指導いただければありがたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願ひします。

○上杉農政企画課長 農政企画課より、順次補正予算について御説明をさせていただきたいと思っております。

個別の事業に入ります前に、ごく簡単ではございますが、昨年からの国・県の経済対策の全容につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の環境農林水産常任委員会、「平成21年6月補正予算説明資料」の1ページをお開きいただきたいと思います。

資料の左の欄にございますとおり、国では、昨年度の二度にわたる補正予算、さらには本年度に入ってから経済危機対策、いわゆる景気対策三段ロケットによりまして、経済対策を実施しているところでございます。これにより、真ん中の欄に記載しておりますとおり、赤い字のふるさと雇用再生特別交付金、青い字の地域活性化・生活対策臨時交付金、さらに緑色で記載しています地域活性化・経済危機対策臨時交付金が設けられました。

資料の右下の二重線で囲んだ欄にありますとおり、今回の農政水産部の補正予算につきましては、これら3つの交付金を活用したものでございまして、総額で15億9,006万5,000円をお願いしているところでございます。

では、ここから個別の事業に入らせていただきたいと思います。まずは農政企画課の事業から御説明いたします。

資料が変わりまして、お手元の「平成21年度6月補正歳出予算説明資料」、こちらの資料でございます。これの青いインデックスの農政企画課、67ページをごらんいただきたいと思います。

農政企画課の6月補正額は、3,500万円の増額補正をお願いしているところでございます。この結果、6月補正後の予算額は23億9,835万5,000円となっております。

それでは、内容について御説明したいと思います。次の69ページをごらんいただきたいと思います。

1、新規事業の未来農業につなぐ「アグリ実践ラボシステム」導入事業についてでございます。資料の詳細につきましては、資料が戻って

大変恐縮でございますけれども、先ほどの「環境農林水産常任委員会平成21年6月補正予算説明資料」の2ページに飛んでいただきたいと思っております。

まず、事業の目的でございますけれども、他産業が持つ革新的な技術やノウハウなどを活用し、本県農業の発展に貢献できる実用性の高い技術開発を促進することを目的に、県の農業試験場などの敷地内に、貸し出し型の研究施設として研究ラボを設置しまして、農業参入に積極的な民間企業などの参入を促すとともに、共同研究などを通じた本県独自の技術開発を促進してまいりたいと考えております。

事業の具体的な中身でございますけれども、右にポンチ絵がございますけれども、こちらのほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、左上の1、「アグリ実践ラボ」導入事業といたしまして、例えば太陽熱利用によるハウス栽培において、蓄熱装置などの企業の持つ技術シーズを農業分野で開発していくために、ハウスを参入企業に貸し出しして実証試験を実施することとしております。

次に、左下の2、農商工連携による共同研究推進事業といたしましては、参入企業との共同研究検討会議の開催や、栽培管理面での技術指導、生産された農産物などの分析評価を行うこととしております。

このような事業を行うことによりまして、右側でございますとおり、新エネルギー活用や環境貢献など、本県の優位性が発揮できる分野での技術開発を他県に先駆けていち早く実用化することにより、本県農水産業のイメージの向上につながるものと考えてございます。

予算額につきましては、資料の2ページ目に戻りますけれども、3,500万円を予定しております。

す。

農政企画課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山之内地域農業推進課長 地域農業推進課の補正予算について御説明申し上げます。

お手元の補正予算説明資料の73ページをお開きください。こちらのほうの資料の73ページでございます。

地域農業推進課の6月の補正額は、一般会計で6億4,389万3,000円の増額補正をお願い申し上げます。いずれも経済・雇用緊急対策の実施に伴うものでございます。この結果、6月補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄にありますように、39億6,012万円となります。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。

まず、(事項)青年農業者育成確保総合対策事業費の3,284万1,000円の増額でございますが、これは農業大学校を核とした農業・農村を支える人づくり総合事業の拡充でございます。内容といたしましては、農業大学校で実施しておりますみやざき農業実践塾の定員を10名から25名に増員するため、研修用ハウスの増設等の経費をお願いするものでございます。

それから、下の欄の(事項)構造政策推進対策費の2件の新規事業でございますが、これにつきましては、補正予算説明資料により説明いたします。こちらのほうの資料の4ページをお開きください。

宮崎発・大地を活かす農商工連携ビジネスモデル創出事業でございます。

1の事業目的でございますが、この事業は、企業等の農業参入を支援するとともに、企業と農業法人あるいはJA等との連携強化を促進することによりまして、宮崎発の農商工連携ビジ

ネスモデルを創出いたしましたして、本県の農業・農村の活性化を図ろうとするものでございます。

2の事業の概要でございますけれども、5ページのフロー図により御説明いたします。カラー版のほうの資料でございますけれども、図の左側の上段でございますように、農業サイドが持つ生産力、農地、労働力等の資源と、下のほうの段の他産業の企業等が持つ資本、技術、経営力などの互いの強みを生かした連携の取り組みを進めるものでございます。

具体的には、中ほどでございますように、新規参入支援タイプ、連携強化タイプの2つのタイプを設定いたします。これら2つのタイプにつきまして、投資割額として、施設・機械等の整備等の投資経費の10%、これは1億円を限度といたしまして補助するものでございます。加えて、新規雇用者割といたしまして、新規雇用者1人に対して30万円を助成することとしております。また、企業等の農業参入に当たっては、農地の確保が重要でありますことから、農地の調整・集積につきまして、地元の活動に対しまして、農地の集積面積に応じた交付金により支援することとしております。

それから、左のほうの4ページに戻っていただきたいと思っております。2の(1)の予算額でございますけれども、予算額は5億円でございます。今年度、県の農業振興公社に基金として造成いたしましたして、これを取り崩すことによりまして事業を進めてまいりたいと考えております。

それから、6ページをお開きください。みやぎ農業経営力強化支援事業でございます。

1の事業の目的でございますけれども、この事業は、新たな人材確保によりまして、経営の規模拡大を实践しようとする農業法人に対しま

して、新規雇用に係る経費を支援いたしまして、農業法人の経営力強化を促進するとともに、農業分野での雇用を創出するものでございます。

2の事業の概要でございますが、予算額は1億1,105万2,000円でございます。国のふるさと雇用再生特別基金事業を活用したいと思っております。

それから、事業主体は県でございますけれども、この事業に取り組む農業法人等を公募いたしまして、人材雇用の業務を委託することとしております。雇用人員は年間70名を目標といたします。

それから、大変恐縮でございますけれども、再び資料が変わりまして、お手元の歳出予算説明資料(議案第13号)、こちらのほうの資料でございます。65ページをお開きください。これは追加の補正予算でございます。これもまた、経済・雇用緊急対策の実施に伴うものでございますけれども、一般会計で1億5,834万5,000円の増額をお願い申し上げます。この結果、追加補正後の予算額は41億1,846万5,000円となります。

この事業は、みやぎきフロンティア農地再生事業を拡充するものでございまして、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用いたしまして、耕作放棄地の再生整備に取り組む担い手に対しまして、県といたしまして助成を行うことにより、再生利用を加速化するものでございます。

地域農業推進課からは以上でございます。

○土屋 営農支援課長 営農支援課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料(議案第13号)の69ページをお開きください。

営農支援課の6月補正額は、経済・雇用緊急対策の実施に伴う一般会計で3,300万円の増額補

正でございます。この結果、6月補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄にありますように、24億8,589万5,000円となります。

次に、補正予算説明資料の8ページをごらんください。

事業名、鳥獣害自衛体制緊急整備事業でございます。

近年、野生鳥獣による農作物の被害は全国的にも増加傾向でございますが、農業者だけでは被害防止対策では限界があるために、広く地域住民一体となった取り組みが求められております。このため、本事業では、野生鳥獣の生態や被害の実態について、地域の非農家にも十分な理解を求めながら、住民みんなで野生鳥獣に対する自衛体制を整備することを目的としております。

具体的な内容につきましては、右のページをごらんください。

まず、右上の表にありますように、平成19年度の本県における農作物の鳥獣被害は約1億8,000万円となっております。そこで、対策といたしまして、県民への理解促進のために、県が研修会などを開催することといたしております。

次に、中ほどの自衛体制緊急整備の黄色で囲んだところでございますが、地域住民と一体となった自衛体制の構築でございますが、野生鳥獣を近づけない集落環境づくり事業では、えさ場となりかねない放任果樹園の伐採をすとか、耕作放棄地を刈り払うことによりまして隠れ家となっているやぶとか茂みをなくしたり、猿の群れを追い払う体制を整備することといたしております。

また、その下の黄色で囲んだところでございますが、集落全体の防護さくの設置でございま

すが、従来は、個々の圃場をさくで囲んでおりましたけれども、今回の大規模被害防止柵等設置事業におきましては、地域や集落といったまとまった大きな面積に被害防止さくを設置いたしまして、野生鳥獣の侵入を防止することとしております。このような地域が一体となった取り組みによりまして、鳥獣被害の軽減と農業経営の安定を図っていきたくと考えております。

左のページに戻っていただきまして、予算額でございますが、(4)の①、鳥獣被害啓発防止技術研修事業が100万円、②の自衛体制緊急整備事業が3,200万円、合計3,300万円をお願いいたしております。

営農支援課は以上でございます。

○郡司農産園芸課長 農産園芸課でございます。

お手元の議案第13号と書いてあるほうの資料の71ページをお開きいただけたらと思います。

農産園芸課の6月補正額は、一般会計分で2,650万円の増額をお願いしております。6月補正後の予算額は20億9,570万6,000円となります。

73ページを開いていただきますと、ここに(事項)元気みやざき園芸産地確立事業費ということで2,650万円の増額とあります。

事業内容につきましては、6月補正予算説明資料、今、皆さんが説明しているこの資料ですけど、こちらのほうにより説明させていただきます。資料の10ページをお願いいたします。

冬春ピーマン等生産体制再生支援モデル事業でございます。

まず、1の事業の目的ですが、本県の冬春ピーマンの生産量は、昭和53年に高知県を抜きまして全国1位になって以来、30年連続して日本一の座にありますが、近年、燃油高騰、肥料高騰等のことで経営が圧迫される中で、面積が減少

傾向にございます。このため、県の基幹野菜であります冬春ピーマンにつきまして、今後とも日本一の座を確保し、産地間競争に負けない生産体制を構築するために、総合農試が開発いたしました宮崎型養液土耕栽培技術のモデル的な導入を促進するものでございます。

養液土耕栽培技術につきましては、11ページ、次のページの下段に写真がございますけれども、ハウス内に点滴チューブを配管し、自動制御によりかん水と施肥を同時に行うシステムのこと、このシステムにより、必要な量を必要な場所にむらなくかん水・施肥できるということがポイントでございます。この結果、収量・品質の向上、作業の省力化、施肥量の削減による低コスト化、環境負荷軽減等の効果が期待されているところであります。宮崎型と申しておりますけれども、この宮崎型の特徴は、制御装置や電磁弁など市販の機材を組み合わせることで、従来のシステムに比べて、導入コストやランニングコストを大幅に削減したところがございます。

10ページのほうに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、予算額は2,650万円、事業期間は平成21年度単年度です。

事業内容でございますけれども、①は、養液土耕栽培設備の導入支援対策といたしまして、10アール当たり約50万円程度と、この導入経費の3分の1を助成するというもので、本県の冬春ピーマンの約5%に相当する13.5ヘクタールへのモデル的な導入を計画しているところであります。

②は、養液土耕栽培の導入・普及に必要な実証試験、その設置・運営に対する支援対策として、県内6カ所に実証圃を設置することとしております。

③は、これらのモデル的な取り組みを通してやられた実証データを取りまとめ、生産者にお返しするための県の推進事務費でございます。これらの支援によりまして、冬春ピーマンの生産構造の強化を図ってまいりたいと考えているところであります。

農産園芸課は以上でございます。

○山本畜産課長 畜産課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の75ページをお開きください。

畜産課の6月補正予算額は、一般会計で2,145万7,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は37億9,489万1,000円となります。

次の77ページをお開きください。

(事項) 養鶏振興対策費の新規事業、「みやざき地頭鶏」生産販売人材確保緊急対策事業であります。

補正の具体的な内容につきましては、補正予算の説明資料、縦型の先ほどから説明いたしております資料をごらんください。

資料の12ページをお開きください。ここで、大変申しわけございませんが、冒頭に資料の訂正をお願いいたします。12ページ、下から4行目に①販売先確保・PR事業の括弧書きの中の補助率10分の10は、委託ということで、委託に訂正をお願いします。それから、同じく下から2行目、②処理加工・製品開発対策事業の括弧書きの中、同じく補助率10分の10、これも委託に訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。

それでは、説明を続けさせていただきます。

みやざき地頭鶏は、事業の目的にありますとおり、平成2年にみやざき地鶏として供給が始まりまして、地鶏ブームや堅調な需要に支えら

れまして、昨年度はひなの供給羽数が55万9,000羽となっております。また、昨年10月には、生産者みずからがみやざき地頭鶏事業協同組合を設立いたしまして、さらに組合員の連携を密にいたしまして、生産・販売体制の強化を図ることといたしております。しかしながら、本年に入りまして、著しい景気の後退によりまして畜産物全体の需要が伸び悩む中で、みやざき地頭鶏も同じように需要の減退を懸念しているところでございます。

今後、さらなる規模拡大を図るためには、安定的な販売先確保や、処理加工、それから、製品開発が必要と考えております。このため、今回、新たな人材確保を緊急的に行いまして、販売先の確保などによるみやざき地頭鶏の規模拡大、生産者の所得向上及び全国トップブランドとしての定着化を目指すものでございます。

次に、右の13ページの概要図をごらんください。今回、左側の青色の部分に人材を確保する計画でございまして、具体的な配置といたしましては、図の左上にありますみやざき地頭鶏事業協同組合に1名を配置いたしまして、全体の総合調整、指導、フォローアップを行いますとともに、左下の青色の部分でございまして、事業協同組合員である3法人に対しまして、販売セールスのために2名、製品開発を行うために4名、合計6名の人材を確保することとしております。

目標といたしましては、中ほど下でございますように、新規開拓を年間20店舗、また、現在の指定店130店舗を3年後には200店舗を目指すこととしております。

左の12ページに戻っていただきまして、2の事業概要でございまして、

国のふるさと雇用再生特別交付金を利用いた

しまして、2,145万7,000円を計上しているところでございます。

事業期間は、平成21年度から平成23年度の3年間で、事業内容は、①の販売先確保・PR事業では、事業協同組合に確保する1名と法人に確保する2名の計3名で1,120万9,000円を、また、②の処理加工・製品開発対策事業では、3法人に確保する4名で1,024万8,000円をお願いしているところであります。

次に、6月補正の追加分について御説明いたします。別冊の議案第13号の75ページをお開きください。

追加分では、一般会計で1億3,359万円の増額補正をお願いしております。この結果、追加分も合わせました6月補正後の予算額は、39億2,848万1,000円となります。

77ページをお開きください。(事項)家畜保健衛生所費のみやざきの畜産を衛る家畜保健衛生所機能強化事業であります。現在、本県の家畜防疫体制の強化を図るために、家畜防疫施設の中核を成しております宮崎家畜保健衛生所の整備を行っているところでございます。昨年度の検査棟建設に引き続きまして、本年度は、大型焼却炉を併設した解剖棟を建設いたしますけれども、今回、現地防疫対策本部としての機能性を持たせた本館改修を行いますとともに、防疫資材の備蓄倉庫等の整備を行う経費の助成をお願いするものであります。

畜産課は以上でございまして、

○西農村整備課長 続きまして、農村整備課でございまして、

お手元の平成21年度6月補正歳出予算説明資料の79ページをお開きいただきたいと思っております。

当課の一般会計の補正予算としまして3,000万円の増額補正をお願いしております。その結果、

6月補正後の予算額につきましては、右から3番目の欄にありますように、157億8,781万3,000円となります。

補正の内容につきましては、1枚めくっていただきまして81ページをごらんいただきたいと思います。

4行目の(目)土地改良費の(事項)県単土地改良事業費で3,000万円の増額補正をお願いしております。これは、国庫補助事業の対象とならない小規模団地の土地基盤整備等を行うものでございます。

次に、別冊の議案第13号のほうをごらんいただきたいと思います。平成21年度議案第13号ですけれども、追加補正分になります。79ページをお開きください。

当課の追加補正予算としまして、1億5,850万円の増額補正をお願いしております。その結果、6月追加補正後の予算額につきましては、右から3番目の欄にありますように、159億4,631万3,000円となります。

主な補正内容につきましては、1枚めくっていただきまして81ページをごらんいただきたいと思います。

一番下の行になりますが、(目)土地改良費の(事項)県単土地改良事業費の中の3番目に、新規事業としまして、農地有効利用支援整備事業としまして5,850万円の増額補正をお願いしております。

事業の内容につきましては、「環境農林水産常任委員会平成21年6月補正予算説明資料」に基づきまして説明いたします。

14ページをごらんいただきたいと思います。

事業の目的につきましては、1にありますように、農地の有効利用により、耕地利用率や生産力の強化を図るために、地域で営農体系の見

直しを行う際に、部分的な農地の排水条件の改良や用排水施設の変更、または施設管理省力化のための対策などについて支援するものでございます。

なお、平成21年度につきましては、耕作放棄地の未然防止を図るため、農業水利施設の更新整備や補修を実施できることとなっております。

事業の概要につきましては、2にありますように、予算額としまして5,850万円、事業期間が平成21年度、事業主体は市町村、土地改良区等となっております。

事業の内容につきましては、右のほうの資料の15ページの中ほどにありますように、営農上の阻害要因を除去するためのきめ細やかな基盤整備を実施し、地域の取り組みを支援することにしております。ポイントにありますように、営農体系の変更に当たって生じる基盤面の課題、直営作業による整備、1カ所当たりの工事費が200万円未満となる簡易な整備を対象として支援することにしております。補助率につきましては、国庫補助は50%になっております。それから、支援の例にありますように、大豆や新規需要米の集団作付のために、赤い部分で着色されておりますけど、山手側のほうの排水のための暗渠の整備とか、赤い丸印でありますけれども、大型の農作業機械の進入路の整備、それから茶色の着色がされておりますように、新規需要米を作付けるために取水口を取りつけるなどの簡易な整備に支援をすることにしております。

農村整備課からは以上でございます。

○鹿田水産政策課長 水産政策課でございます。

6月追加補正予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料、議案第13号の冊子の83ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で293万円の増額補正をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、一般会計と沿岸漁業構造改善資金特別会計を合わせまして18億4,064万2,000円となります。

それでは、この補正の内容につきまして御説明いたします。同じ冊子の85ページをごらんください。

漁業基本対策費の説明欄の1、離島漁業再生支援交付金事業でございます。こちらは293万円の増額となっております。この事業は、離島集落の維持及び離島漁業の再生を図るために、離島集落の行う植林、魚つき林の整備、海岸・海底清掃などの漁場の生産力向上に関する取り組み、その他、低利用・未利用資源の活用などの新たな取り組みなどを支援するものでございまして、本県では、延岡市の島浦島の漁業集落が対象となっております。今回の補正につきましては、国の当事業の交付額に関します規則改正がございまして、その交付金の増額分に係る補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○山田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

平成21年度6月補正予算につきまして御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料の83ページをお開きください。

漁港漁場整備課の6月補正は、一般会計で1億2,000万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、40億8,852万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。次の85ページをお開きください。

(事項) 県単漁港維持管理費の3,050万円の増額ですが、これは漁港の機能回復を図るために、北浦漁港において泊地のしゅんせつ工事を行うほか、南浦漁港の防舷材取りかえや、油津漁港の集水ふたの取りかえなど、各漁港で必要な補修工事を行うこととしております。

次に、(事項) 県単漁港調査費の8,950万円の増額ですが、これは漁港事業を実施するための基本調査等を行うもので、北浦漁港ほか2港で深淺測量を行うほか、各漁港で必要な静穏度解析や構造物調査、事業計画作成などの調査委託を行うこととしております。

次に、別冊の歳出予算説明資料(議案第13号)の87ページをお開きください。

漁港漁場整備課の6月補正追加分は、一般会計で2億2,685万円の増額補正をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、43億1,537万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。89ページをお開きください。

(事項) 栽培漁業定着化促進事業費の1億2,127万3,000円の増額ですが、これは、つくり育て管理する漁業を推進するための稚魚等を育てる栽培漁業施設において、老朽化した加温システムの改修工事や重油タンク等の更新工事などを行うものであります。

最後に、一番下の(事項) 県単漁港建設事業費の4,700万円の増額ですが、これは青島漁港などにおいて、部分的に県単でなければ対応できない箇所の漁港施設の公共関連工事を実施するものであります。

漁港漁場整備課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山本畜産課長 畜産課でございます。

条例改正の御説明をさせていただきます。お手元の「平成21年6月定例県議会提出議案」の37ページをお開きください。

議案第10号のみつばち転飼取締条例の一部を改正する条例についてでございます。

当条例では、県内で区域を越えてみつばちを移動、いわゆる転飼をしようとするときには、知事の許可を得るように定めておりますけれども、今回の改正は、日南市、北郷町及び南郷町が合併し、新たな日南市が設置されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。以上でございます。

○山内連携推進室長 続きまして、社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

まず、1の公社の沿革については、記載のとおりでございますけれども、2の組織につきましては、今年度より、耕作放棄地の再生・整備体制の強化を図るために、工務課を農地課に統合するとともに、農商工連携の具体化を支援いたします新農業支援課を新設しております。

次に、3の出資金等につきましては、まず、県が3分の1を出資いたしました出資金6,000万円と、農地の事業基金総額3億3,370万円、さらに農業後継者育成基金協会との統合により引き継ぎました農業担い手確保育成基金9億6,950万円の基金であります。

次に、4ページの4の事業についてであります。公社の事業は大きく4部門から成っております。

まず、(1)の農地部門は、規模を縮小する農家等の農用地等を一たん公社が中間保有し、認定農業者等に利用集積する農地保有合理化事業

を核にいたしまして、農地の面的集積を推進する事業や、耕作放棄地の再生・整備を実施しております。

(2)の担い手部門につきましては、農業担い手確保育成基金の運用益と国・県の補助事業等を活用いたしまして、就農希望者への相談活動や先進農家等での研修を支援するとともに、認定就農者の技術習得に必要な資金を無利子で貸し付けます就農支援資金貸付事業を実施しております。

(3)の畜産施設部門は、畜産環境総合整備事業の指定機関として、草地、飼料畑等の造成整備や家畜ふん尿処理施設、畜舎等の施設整備などを実施しております。

(4)の農商工連携部門は、当公社が、本年4月に経済産業省の地域力連携拠点として指定を受けたことから、農業法人等が取り組みます農商工連携活動のコーディネートとか、業務加工用農産物の契約取引の拡大等を支援しております。

また、下のほう、参考の(1)長期保有地につきましては、農地保有合理化事業で買い入れたものの、売り渡し予定者の事情で5年以上売り渡すことができない公社保有農地の状況でございます。ピーク時の昭和63年度には56.3ヘクタールありましたが、20年度においても、売却推進に取り組んだもののまとまらず、昨年同様に3地区で0.9ヘクタールが残っております。

次に、(2)の一般正味財産期末残高につきましては、畜産施設部門の事業地区が1地区増加したことや、経営全般にわたるコスト削減に取り組んだ結果、3年ぶりに当期一般正味財産増減額が3,800万円余の黒字に転じたことから、一般正味財産期末残高は1億200万円余に増加しております。

しかしながら、いまだ2,100万円余の累積欠損金がございます。また、依然として退職給付引当金の積み立てが不足していることから、今後、経営安定に向け、一層の経営努力を図る必要があるところでございます。

それでは、公社の平成20年度事業報告及び平成21年度事業計画につきまして御説明いたします。

資料は、「平成21年6月定例県議会提出報告書」をお願いいたします。この報告書の129ページをお開きください。

1の事業概要は、ただいまの説明と重複いたしますので、省略いたします。

2の事業実績につきましては、農地の買い入れが計画よりも少なかったものの、(2)の担い手支援部門関係事業、次のページ、130ページでございますけれども、畜産施設部門関係事業、さらに(4)の工務部門関係事業など、各事業につきましては、おおむね計画に沿った実績となっております。

次に、131ページをごらんください。

3、貸借対照表の(1)の総括表でございます。表の右端の中ほどの資産合計は36億8,628万円余で、その3つ下の負債合計は22億1,623万円余となったことから、正味財産合計は14億7,004万円余となっております。

132ページをお開きください。(2)の一般会計でございます。Ⅰ、資産の部の1の流動資産合計は、中間保有してございます用地費が中心で20億6,674万円余、2の固定資産と合わせまして、一番下の資産合計は26億524万円余でございます。

133ページをごらんください。Ⅱ、負債の部の1、流動負債は、畜産施設等整備や耕作放棄地の再生・整備などの工事が年度末までかかりま

したことから、3月末時点で未払いであったもので、合計は12億1,843万円余となっております。2、固定負債は、農地の買い入れ経費や退職給付引当金などで、合計は9億360万円余となっていることから、その下の負債合計は21億2,204万円余となっております。

この結果、当期の一般会計の収支をあらわします下から2番目の正味財産合計の増減につきましては、3,031万円余のプラスとなっております。

134ページをお開きください。(3)の就農支援資金貸付事業特別会計でございます。Ⅰ、資産の部の主なものは、(2)のその他固定資産でございます。Ⅱ、負債の部の主なものは、2、固定負債の資金貸し付けの原資となります。長期借入金9,328万円余で、今年度収支をあらわす下から2番目の正味財産合計の増減は、49万円余のプラスとなっております。

135ページをごらんください。(4)基金事業特別会計でございます。Ⅰ、資産の部の主なものは、中ほどの(1)特定資産の農業担い手確保・育成基金でございます。有価証券と定期預金で運用してございます。一方、負債の部は、事業未払い金30万円余であることから、今年度収支をあらわします下から2番目の正味財産合計は、9億8,634万円余となりますが、このうち9億7,035万円余は基本財産でございますから、実質的な収支は1,599万円余のプラスとなっております。

136ページをお開きください。

4、正味財産増減計算書で、(1)総括表でございます。公社事業活動に関連いたします1、経常増減の部の(1)経常収益の計は、右端の合計欄にありますように、13億2,275万円余で

ございます。それに対します(2)経常費用の経常費用計は、12億8,430万円余で、当期経常増減額は3,844万円余となっており、これに退職金積み立てなどの2、経常外増減の部を加味いたしました当期一般正味財産増減額は、3,850万円となっております。

一方、出資金や基金等のⅡの指定正味財産増減の部は、下から4行目の右端にありますように、マイナス1,179万円余となっております。これは、近年の低金利の影響で、新規就農者の支援を行っております農業担い手確保・育成基金が、基金利息だけでは事業費用を賄い切れないことから、一部基金の取り崩しを行ったことによるものでございます。

平成20年度の事業報告は以上であります。

続きまして、ページが飛びますが、143ページをお開きください。

平成21年度の事業計画書につきましては、記載のとおりでございますけれども、平成21年度は、先般6月17日、国会で可決されました農地制度改革の普及定着を図るとともに、担い手への農地の面的な集積を支援する事業とか、耕作放棄地の再生・整備など、大型の事業が措置されますことから、これら事業の実行機関といたしまして公社の役割は大きく、活動強化していくこととしております。また、本年度より新設いたしました新農業支援部門につきましては、表一番下のところにありますように、経済産業省の地域力連携拠点事業や、県のみやざき発・業務用農産物生産拡大事業を受託して取り組むこととしております。

次に、144ページの3の収支予算書でございます。公社は、昭和35年に発足以来、時代が求めます農政サービスを担う機関として、農地等担い手の支援に取り組んでまいりました。そうい

たことで、平成20年度は、新たに農商工連携の推進にも取り組んでまいりますけれども、その収支は、右端の合計欄の下から3行目の当期収支差額にございますように、242万円余ということでございます。厳しい経営が見込まれているところでございます。

なお、145ページから148ページにつきましては、会計別の収支予算書となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況についての報告を終わります。

○鹿田水産政策課長 財団法人宮崎県内水面振興センターの平成20年度の事業報告並びに平成21年度の事業計画についてであります。

まず、センターの概要についてですが、委員会資料の5ページをお開きください。

1の沿革についてでございますが、当センターは、内水面におきます漁業及び養殖業の振興、水産動植物の保護培養等を目的に、平成6年11月に設立されております。

2の組織ですが、現在、役員が18名、そのうち理事長と専務理事の2名が常勤の役員となっております。また、これ以外の常勤職員数が11名となっております。

続いて、3の出捐金等でございますが、基本財産3,000万円のうち、1,500万円を県が、残りを市町村、社団法人シラスウナギ協議会、内水面漁連、内水面漁協が出捐しております。

次に、次のページの4の事業内容でございますけれども、事業内容につきましては後ほど御説明させていただきますが、下の(1)の表に、センターの主要事業でありますウナギ種苗の供給実績の推移をお示ししております。次の(2)の表でございますが、こちらは正味財産の赤字額の推移となっております。これはセンター設

立当初、暴力団等の排除のために予想外の警備費が必要となりまして、このため多額の債務が生じております。このため、平成17年度から経営改善に取り組んでおりまして、平成19年度には、宮崎県の公社等改革指針を踏まえた経営改善計画も策定しております。これまで、事業の効率化や役職員の削減によりまして経費の節減等を行ってきております。この経費節減の結果、ピーク時には5億円を超えておりました正味財産赤字額が、平成20年度末には3,000万円まで削減されているところでございます。

それでは、事業報告及び計画について御説明いたしますので、先ほどの定例県議会提出報告書の149ページをお開きください。

まず、平成20年度事業報告についてでございます。

1の事業概要につきましては、内容が重複しますので、2の事業実績から御説明いたします。

まず、(1)の内水面の増養殖用種苗の採捕・供給等に関する事業についてでございます。これは、大淀川及び一ツ瀬川におきましてウナギ種苗の採捕を行い、県内養鰻業者に供給する事業でございます。平成20年度のセンターのウナギ種苗採捕量は392キログラムとなりまして、1億2,531万1,000円の採捕収入を確保しております。

(2)の内水面における秩序維持対策に関する事業については、河川の巡回パトロールを実施しまして、河川環境の監視と密漁情報の収集等を実施しております。

(3)の内水面における水産動植物の違法な採捕及び流通の防止に関する事業であります。センターがウナギ種苗の採捕を行っております。大淀川と一ツ瀬川のほか、その周辺河川におきまして、県が実施しております取り締まり活動

の補助的業務、また、次のページの一番上ですけれども、「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」に基づきます書類調査等を実施しております。

最後に、(3)の内水面の水産動植物の保護・培養及び環境保全に関する事業でございますが、資源の保護・培養のためにアユ、ウナギの放流を実施しております。

続きまして、151ページの3の貸借対照表でございます。

まず、Iの資産の部でございます。1の流動資産は、現金預金の1,163万円となっております。2の固定資産につきましては、(1)の基本財産3,000万円、(2)の特定資産が1億655万円、(3)のその他の固定資産が1,055万円余りとなっております。これは合計が1億4,711万円となっております。1と2の資産の合計ですが、1億5,874万円となっております。

次に、下のほうのIIの負債の部でございます。まず、宮崎県信用漁業協同組合連合会、以下、県信用漁連としますが、こちらからの短期の借入金等から成ります流動負債が1億7,106万円、宮崎県シラスウナギ協議会からの長期借入金と退職給付引当金から成ります固定負債が1,755万円、次のページですが、負債合計としまして1億8,861万円となっております。

次に、IIIの正味財産の部でございます。ただいま御説明いたしました資産合計から負債合計を引いたものが、下から2行目の正味財産合計でありまして、マイナスの2,987万円となっております。

以上の結果、負債及び正味財産合計額は、資産合計と同額の1億5,874万円となっております。

続きまして、次のページの4の正味財産増減計算書について御説明いたします。

まず、Ⅰの一般正味財産増減の部でございます。1の経常増減の部でございますが、(1)の経常収支の合計は、表の中ほどにありますように、2億2,181万円余となっております。その内訳の主なものは、種苗販売事業の収益が1億2,531万円、県からの受託補助金5,084万円、同じく県からの受託金収益が4,279万円となっております。続きまして、(2)の経常経費でございますが、ウナギ種苗の採捕事業等の各種事業に係ります事業費が1億4,978万円となっております。次のページですけれども、中ほどより少々上の括弧書きの数字ですが、センターの活動に係りますその他の管理経費が3,435万円となっております。

このため、経常費用の合計が、このページの下のほうにございます1億8,413万円となっております。この結果、当期の経常増減額は3,768万円となっております。

続きまして、2の経常外増減の部でございます。こちらは、シラスウナギ協議会からの債権放棄による経常外収益が200万円ございまして、そのほかに車両2台を処分しておりますので、その残存価格に当たります29万円がマイナスとなっております。それらを相殺しまして、当期の経常外増減は170万円となっております。

この結果、当期経常増減額と当期経常外増減額を合計しました当期の一般正味財産増減額が3,939万円となり、一般正味財産期末残高は、横にあります前年度の期末残高に当期の増額を加えまして、マイナスの1億987万円となっております。

次のⅡの指定正味財産増減の部でございます。これにつきましては増減がございませんでしたので、期末残高は期首残高と変わらず8,000万円となっております。このため、一般正味財産の

期末残高のマイナス1億987万円と指定正味財産期末残高8,000万円を合わせまして、一番下の段でございますが、正味財産期末残高はマイナスの2,987万円となっております。このマイナス幅は毎年縮減しておりますので、今後とも経営改善に努めるよう適切に指導すると考えております。

次に、156ページの5の財産目録につきましては、3の貸借対照表と内容が重複しますので、説明は省略させていただきます。

次に、158ページをお開きください。平成21年度の事業計画並びに収支予算書についてでございます。

今年度の事業につきましても、養鰻業や内水面漁業の振興を目的としまして、2の事業計画に記載している事業を引き続き実施することにしております。

159ページの3の収支予算書でございます。

1の事業活動収支につきましては、収入総額を、中ほどにあります1億7,171万円と見込みまして事業を実施する計画となっております。事業活動収入の主なものとしましては、中ほどにありますウナギ種苗の販売事業収入を8,000万円と見込んでおります。次に、その下の補助金等収入でございますが、内水面秩序維持のための警備取り締まり、流通調査についての補助金が4,571万円、及び受託金が4,134万円の、合計8,706万円を計上しております。

2の事業活動支出でございますが、事業費支出として1億1,668万円、これと、次のページでございますが、上のほうの括弧書きの数字ですけれども、管理費支出として3,373万円を合わせまして、表の下のほうにあります事業活動支出計として1億5,041万円の支出を見込んでおります。これらの差額ですが、2,130万円となる見込

みでございます。

続きまして、下のⅡの投資活動収支でございます。こちらにつきましては、退職給付引当資産取得支出としまして130万円を計上しております。このため、投資活動収支差額は、マイナスの130万円となる見込みでございます。

次のページのⅢの財務活動収支の部でございますが、県からの借入金の償還の一部としまして、年度末に1億4,000万円を県信用漁連から借り入れることとしております。続きまして、その下でございますが、借入金返済支出1億6,000万円ですが、こちらにつきましては、年度当初の県の信用漁連への返済に充てるものでございます。これらによります財務活動収支差額がマイナス2,000万円となりまして、これが今年度の債務の圧縮額となる予定でございます。

また、予備費支出につきましては、計上されておられません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○上杉農政企画課長 それでは、委員会報告事項に入らせていただきたいと思っております。お手元の資料の環境農林水産常任委員会資料のほうに戻っていただきたいと思っております。これの8ページ目でございます。

新たな「農業・農村振興長期計画」及び「水産業・漁村振興長期計画」の策定についてでございます。

1、次期計画策定の目的にありますように、本県農水産業施策の基本指針であり、新みやぎ創造計画の部門別計画に位置づけられる現在の農業・農村振興長期計画、水産業・漁村振興長期計画につきましては、平成17年度を初年度として、平成26年度を目標年度とする10カ年計画として策定しておりますが、その中で具体的

な施策展開を示した基本計画は、平成21年度までの5カ年を計画期間として計画の最終年度であります本年度に見直し作業を行い、来年4月からスタートする新たな振興長期計画を策定する予定でございました。

一方、本県の農水産業及び農山・漁村を取り巻く環境は激変をしております、資料中央にありますように、現行計画の策定後にも、原油・飼料価格高騰や地球温暖化の影響など多くの課題が発生する一方で、農商工連携など産業間の垣根を越えた新たな取り組みも見られるという状況でございます。

また、国におきましても、先般、国会で成立いたしました農地制度改革を初め、大きな政策の転換が図られようとしております。また、平成21年度末、来年3月末でございますけれども、新たな食料・農業・農村基本計画が国において策定されるということになっております。このような動きも十分に見きわめながら、我々の振興長期計画の見直し作業に反映させていく必要があるというふうに考えております。

こうした中、県全体につきましては、現在の新みやぎ創造計画につきまして、中長期的なビジョンを示した形で本年度から新たな計画策定の検討を行うとの方針が示されており、農政水産部の振興長期計画につきましても、これまで以上に県の総合計画との整合性や他部局が策定する部門別計画との連携が求められている状況でございます。

このような状況を踏まえまして、県全体の計画、または他部局の計画と足並みをそろえつつ、本年度、来年度の2カ年をかけまして、計画期間を平成23年度から32年度までの10年間とする新たな振興長期計画を農業、水産業のそれぞれで策定したいというふうに考えております。

次に、9ページの2、次期計画策定の概要についてでございますけれども、まず、速やかに部内の策定プロジェクト体制を整備し、本年度、来年度にかけて、農政審議会や農水産業者を初めとする県民の皆様、関係者や専門家の皆様から幅広く御意見をいただきながら、現行計画の検証・評価に取り組むとともに、新たな振興長期計画に反映させてまいりたいと考えております。

策定スケジュールにつきましては、具体的には今後詳細を詰めてまいるところでございますけれども、平成21年12月までに計画の骨子を、22年6月までに計画の素案を、11月までに計画の原案をそれぞれ策定して、平成23年2月の議会に議案として提出をさせていただきたいというふうに考えております。

常任委員会の皆様におかれましては、節目節目で御報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

農政企画課からは以上でございます。

○矢方農村計画課長 農村計画課でございます。

同じく、常任委員会資料10ページをお開きくださいませ。

農業農村整備事業独自の総合評価落札方式についてであります。

次のページから13ページにつきましては、公共三部の総合評価落札方式の改正等についてでございます。先ほど環境森林部のほうから説明が行われたとお聞きいたしておりますので、説明は省略させていただきます。

それでは、10ページにお戻りいただきたいと存じます。総合評価落札方式のうち、特別簡易型における農業農村整備事業独自の評価項目につきまして御説明いたします。

下の表の県土整備部と農業農村整備事業の相違点につきまして、異なる評価項目等を網がけで表示いたしております。表の中断の企業の地域社会貢献度につきまして、農業農村整備事業におきましては、事業費に対しまして一部の農家負担が伴うこと、また、事業完了後は、土地改良区などの地元みずからその造成施設を管理することなどの特性がありますことから、県土整備部の公共土木施設保全への取り組みにおける道路パトロールや緊急施工工事等の評価項目につきまして、農家や土地改良区に対する台風時の災害活動への支援や、渇水時の用水確保に対する支援を行います農村地域防災活動の実績、水路やため池の清掃等に対する支援を行います農地・農業用水等の資源保全活動の実績や、地域がみずから工事を行う場合に指導・支援を行います住民参加型直営施工への支援活動の実績に変更をいたしております。

また、そのウエートにつきましては、農業農村整備事業の特性を踏まえまして、地域の企業の地域社会貢献度のウエートの高い県土整備部の災害工事のウエートを参考にして設定しているところでございます。

説明は以上でございます。

○外山 衛委員長 お疲れさまでございました。では、時間も詰まってきましたので、きょうはこの委員会を終了します。

明日10時から再開いたします。きょうはお疲れさまでございました。

午後3時46分散会

平成21年6月25日（木曜日）

午前10時0分再開

出席委員（9人）

委員 長	外山 衛
副委員 長	松村 悟郎
委員	緒嶋 雅晃
委員	外山 三博
委員	十屋 幸平
委員	鳥飼 謙二
委員	凶師 博規
委員	河野 哲也
委員	濱 砂 守

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	伊藤 孝利
農政水産部次長 （総括）	緒方 哲
農政水産部次長 （農政担当）	原川 忠典
農政水産部次長 （水産担当）	関屋 朝裕
農政企画課長	上杉 和貴
ブランド・流通対策室長	加勇田 誠
地域農業推進課長	山之内 稔
連携推進室長	山内 年
営農支援課長	土屋 秀二
農業改良対策監	井上 裕一
消費安全企画監	小川 雅行
農産園芸課長	郡司 行敏
畜産課長	山本 慎一郎
家畜防疫対策監	児玉 州男

部参事兼 農村計画課長	矢方 道雄
国営事業対策監	三好 亨二
農村整備課長	西 重好
工事検査監	溝口 博敏
水産政策課長	鹿田 敏嗣
漁業調整監	成原 淳一
漁港漁場整備課長	山田 卓郎
漁港整備対策監	坂元 政嗣
総合農業試験場長	村田 壽夫
県立農業大学校長	米良 弥
畜産試験場長	荒武 正則
水産試験場長	那須 司

事務局職員出席者

議事課主査	本田 成延
政策調査課主査	坂下 誠一郎

○外山 衛委員長 おはようございます。委員会を再開いたします。

まず、議案、報告事項についての質疑がございましたら、お願いしたいと思います。

○外山三博委員 議案の第10号、提出議案の37ページなんですけど、業としてミツバチを飼うときには、区域を越えて転飼をしようとするときは知事の許可を受けなければならないと。改正後は地域が変わるということですね。これはもう少し砕いて、何で許可が要るんですか。

○山本畜産課長 済みません、ちょっと質問の意味があれなんですけど、転飼の許可がなぜ要るかという話でございますか。

○外山三博委員 そういうこと。

○山本畜産課長 養蜂振興法という法律がございまして、この法律は、ハチみつとかみつろうですね、こういったものを安定的に確保するこ

と、それと、最近言われておりますポリネーション、農作物の花粉受粉ですね、これの効率化を図るということで制定されておまして、その中で、転飼養蜂の規制ということで、ほかの都道府県に行く場合、あるいは県内で転飼をする場合には、都道府県知事の許可が要ということになっておまして、これは分布調整と申しますか、適正な養蜂の配置というようなことが根底にあるのではないかとこのように考えております。

○外山三博委員 養蜂に関してほとんど私も知識はない。しかし、ハチみつは健康志向ということで非常に注目をされてきていますね。議会でほとんど議論がなかったと思うので、この際、少しその周辺の部分を含めて聞いていきたいんですが、テレビの映像等見ると、日本でも花の開花がずっと上がってきますね。それを追っかけて養蜂業者がハチみつの箱、ミツバチの箱を持ってずっと上がっていく映像なんか見るんですが、これは当然、県境を越えて行くときには許可申請を出す。申請を出せば大体許可になるんですか。

○山本畜産課長 ある程度継続的にこういった転飼、例えば県内でも転飼をされる方はいらっしゃる。県内だけの転飼の方もいらっしゃいますし、今おっしゃいましたように、南は沖縄から北海道までずっと季節ごとに上がって、最終的には北海道まで上がっていかれるような比較的大規模の養蜂業者の方もおられます。こういった方々については、過去からそういった経緯もありますし、ある程度どこに置かれるかというのは決まっておるといえるか、そういう過去の経緯等もあるものですから、そういうことで比較的、安定的に許可が下りているというような状況でございます。

○外山三博委員 ということは、冬場になると北の業者が宮崎あたりにおりてくる。そして県に許可願というのが当然出てくるわけですか。

○山本畜産課長 そんなに多い数ではございませんけれども、幾つかやっぱり北海道とか県外の方が県内に採みつに来られる、あるいは越冬に来られるということがございます。

○外山三博委員 ところで、県内の養蜂業者というのかな、養蜂業者は何人ぐらいおられるんですか。

○山本畜産課長 統計的な数字で申し上げますと、平成21年度、直近の数字でございますけれども、これは法律によりまして、必ず1月1日現在の飼育届、養蜂業者の方々は今、何群持っているというような届けを出すことになっておまして、その数字で申し上げますと、平成21年度が県内で66戸、約3,000群の飼養がございます。

○外山三博委員 66戸というのは、66人が3,000幾つかの巣箱を持っているということですか。

○山本畜産課長 はい、そうでございます。

○外山三博委員 過去から現在、この数の推移です、ふえているのか減っているのか。それとあわせて、採取するハチみつの数量ですね、増減。そして、現在どのくらいの金額、生産額というのかな、わかっておたらちょっと教えてほしいんですが。

○山本畜産課長 御案内のように、やはり養蜂業も、かつては、昭和55年の数字でちょっと申し上げますと183戸、これは県内でございますけれども、9,854群の数がございまして、当時は約7,700ヘクタールぐらいの採みつ面積がございました。早期水稻も余りなかったということで、半分ぐらいはレンゲ、そのほかがミカンとかそういうものが多うございました。現在は、先

ほど申しましたように、66戸で3,001群ぐらいというふうになっておりますけれども、面積につきまして、21年度はまだ出ておりませんが、19年の数字が直近の数字ということで、1,969ヘクタール、約2,000ヘクタールということで、4分の1近くに減っております、現在は早期水稲が採みつの時期に多いということで、レンゲそのものは約2,000ヘクタールの中の243ヘクタール、残りがミカンということになっております。

採みつの生産量ですけれども、本県の場合は、平成19年の数字で2万2,787キログラムでございますので、約23トンでございます。金額のほうは今手元でございますので、金額はちょっとわかりません。そのほかにみつろう、これはろうそくとかハンドクリームとか、それからワックスですね、こういったものに使われるというふうに聞いておりますけれども、県内で521キロの生産がございます。そのほかにローヤルゼリー、これが約32キロ程度の生産がございます。ちなみに国内の生産量が約2,815トン、そして、実は圧倒的に多いのが輸入でございまして、輸入が3万7,887トン、これは平成19年の実績ですけれども、約3万8,000トンほどが輸入されておまして、その90%が中国から入っております。残り1,500~1,600トン程度がアルゼンチンから輸入をされているという状況でございます。以上でございます。

○外山三博委員 22トンとちょっとですね。宮崎の今の数量は。金額ですね、ちょっとわからないということ。細かい数字はいいんですが、ざっと、今、キロどのくらいなのかな。大体どのくらいか、アバウトでいいんですよ、1億なのか10億なのか。

○山本畜産課長 市販のハチみつ、いわゆる国産のハチみつが、大体1キロ幾らでしょう

か、2,000円とかそのぐらいのものかなと思いますが、それに掛けないと……。日本養蜂はちみつ協会というのがございまして、そこで、ちょっと幅がございまして、1キロ1,500円から4,000円ぐらいの範囲になっているようでございます。1キロ当たり2,500円から3,000円ぐらいが平均的な価格ですので、掛け算をしないと出ない状況です。

○外山三博委員 その間に。今、地方を視察なんかですと回りますと、道の駅とか地域のそういう直販店には、地どれ、生産者のハチみつが大概ありますね。だから、割とこれは根強い需要があると思うんです。そこで、一番気になるのは、私も大概使う。そうすると、純粋か、あめが、糖分が入っておるかどうか。私が見る範囲では、全部純粋と書いてあるんですね。ところが、私の昔からの経験でいうと、純粋なハチみつは冬場は固まって夏は溶ける。今のハチみつは、ほとんど冬でも溶けた状態なんですね。純粋ハチみつという表現をする場合に、法的に、ある量のそういうまぜ物というか、あめというのか、そういうものが入っていてもいいんですか。それとも全く純粋じゃないと純粋と言ったらいけないんですか。

○土屋営農支援課長 ハチみつの場合は、みつ源によりまして、例えばレンゲとかほかの花とかいろいろみつ源がありますけれども、そのみつ源によりまして、ハチみつに含まれている糖の成分、これは果糖とブドウ糖らしいんですけども、この成分の比率によって固まりやすいものと固まりにくいものがあるらしいです。例えば、アカシアをみつ源とするハチみつがあるんですけども、これは果糖が多いものですから、固まりにくい、結晶化しにくいと。逆にソバをみつ源にしているものもあるんですけど

も、これはブドウ糖のほうが多いもんですから、結晶化しやすいと。それと保管している温度です、大体13度から14度で一番結晶化しやすいというふうに言われておりますので、それによっても固まるものが違うというふうに言われております。

それから、純粋という表示なんですけれども、これは、ハチみつ以外のもの、例えば、先ほど先生おっしゃった水あめとかそういうものを加えたものは、純粋ハチみつというふうには表示できないことになっております。

○外山三博委員 ということは、市販のハチみつのラベルを見ると、純粋と書いてあるものは水あめ等の混入が全くないと信じていいわけですね。

○土屋営農支援課長 本来ならばそうであるはずでございます。

○外山三博委員 地方に行って、物すごく高いのがあるんですよ。同じ容器で1万円ぐらい。値段が安いのもある。国産で3,000円台から4,000円。一番高いのは、聞いたら、これは純粋ですと。こっちは純粋じゃないのかと言ったら、こうしてはっきり言わないんですが、どうもまぜ物があるハチみつが店頭にあるような気がしてならないんですね。そこ辺の調査というのはされたことはありますか。

○土屋営農支援課長 うちのほうで調査したことはないんですけれども、純粋ではなくて、はちみつという名称を使うのは、純粋のハチみつに糖を加えたり、あと、花粉を加えたり、ビタミンを加えたりしても、はちみつという表示はしていいようになっております。ですから、純粋というものは100%ハチみつのみなんですけれども、純粋ハチみつはですね、はちみつという表示がされているものは、いろいろ糖類なんか

がまぜてあるものもございます。ただし、その場合には表示が決められておまして、こういう糖類をまぜているとか、あるいはビタミンをまぜているということを表示する義務はございます。

○外山三博委員 ちょっとわからなくなったんですが、純粋はちみつと書いてあったら何もまぜてはいけないと。はちみつだったら、水あめもまぜてもいいということなんですか。

○土屋営農支援課長 はい、そうです。

○外山三博委員 それは量は制限ないんですか。

○土屋営農支援課長 60%以上がハチみつというふうに定められております。重量比でです。

○外山三博委員 60というのは、ハチみつが60以上であればいい。40%がまぜ物でもハチみつと。純粋と書いていないハチみつは、大体まざっておると思ってもいいんですね。

○土屋営農支援課長 裏の表示を見てみないとわかりませんが、そうだと思います。

○山本畜産課長 先ほどの金額でございますが、ざっと、一応キロ3,000円ということで試算をいたしますと、6,836万円程度になります。

○外山三博委員 もう一件、常任委員会の補正の資料の10ページ、ピーマン等生産体制再生支援モデル事業についてちょっとお尋ねをします。これは、きのうの説明で、ピーマンを対象にという話だったですね。これはピーマン以外の例えばキュウリとかトマトとか、これにはこの事業は適用しないということですか。

○郡司農産園芸課長 仕組みは御説明したようなことなんですけれども、キュウリ等ほかの作物でもこのシステムは利用は可能だと思われま。しかし、今回、冬春ピーマンということに焦点を絞ったのは、ピーマンが昨今の重油高騰というものの影響を最も受けるというふうなこ

とで、面積も減少しているという中で、この消費にまずは焦点を絞ってやってみようということで、こんな事業にしているところであります。

○外山三博委員 ということは、ことしのこの予算の範囲での事業というのは、ピーマンに限るというふうに考えていいんですね。

○郡司農産園芸課長 一応はピーマンにまず限ってやりたいと思っております。あわせて、キュウリとかトマトとかメロン等についても、仕組みとしては品目が変わっても当然効果は期待できるわけで、一方では実証試験みたいなものをやりながら、しっかりと効果測定をして、その普及も視野に入れながら進めていきたいと思っております。以上です。

○外山三博委員 一応はということは、キュウリとかトマトも場合によっては試験として取り組んでもいいというふうに理解をしていいんですね。

○郡司農産園芸課長 本事業の希望状況、本議会が終わりましたら、市町村を通じてピーマン農家に当たりたいと思っておりますけれども、その状況等々も踏まえて、もちろんキュウリ、トマト等も非常に大事な品目でありますので、視野に入れて対応したいと思っております。

○外山三博委員 具体的にこれを実行して事業を始めるときの窓口は、市ですか、それもJA、どこが窓口。生産者が取り組もうというときにどこに申し込みをすればいいということになるんですか。

○郡司農産園芸課長 この事業については、関係技術者でつくります園芸振興協議会、これにはJAも市町村も技術者全部集まっているんですけども、その中で一緒になって推進していくということで打ち合わせをさせていただいているところです。具体的には、JAには共計

委員会というピーマンの部会がございますけれども、ここでも情報を流しますし、計外の方もおられるということで、市町村にも周知はお願いしたいと思っておりますけれども、一義的には地域にある園芸振興協議会、これを通じて多くの生産者にこういう事業をやるということの通知はしていきたいというふうに考えているところです。

○外山三博委員 もう一点。きのうの説明で、反当50万ぐらいが頭かなという話だったですね。この上限ですよ、1反、10アールじゃなくて3反とか4反やっていますね、この事業の限度はどのくらいを考えておられますか。

○郡司農産園芸課長 個人のということですか。

○外山三博委員 個人。

○郡司農産園芸課長 10アール当たり50万ぐらいでいけるだろうと。その3分の1を補助しようということで、単純に13.5ヘクタールということで進めたいと思っておりますけれども、委員御指摘のとおり、平均でピーマン農家3反歩、規模の大きい方は70アールぐらいの方もおられると思いますが、これも少し実際の希望の状況等々を見ながら判断をしたいと思っておりますが、希望が多ければ、個人へどれくらいまでという制限を設ける必要はあるかなという気はいたします。以上です。

○外山三博委員 これは省力化という意味で、そして、今まで民間がやっておった同じようなシステムとすると非常に安いと。それから、養液も市販の安いのが使えるということですから、実験をやっておるハウスの人にも聞いたんですが、非常にいい。ただ、技術的に、機械はいいけど、やっぱりレベルというか、相当熟達しないと、技術的にそう簡単にだれでも入れてもいいというもんじゃないよという話を聞きました。

しかし、それは別として、非常にいい事業だから、これがうまくずっといくようであれば、ふえるようであれば、また9月あたりで補正も当然考えていくべきじゃないかと思しますので、以上申し上げて終わります。お願いします。

○十屋委員 1つ、2つ。資料の6月補正の2ページで、未来農業につなぐ「アグリ実践ラボシステム」のことで、もともと基本的にこういう事業を考えられたのは県の発想なのかというのがまず1つと、それから、技術開発をするので、事業期間が21年度のみですね。あとそんなにないんですけど、これは共同研究とかいろいろする場合であれば、3,200万、アグリラボの場合ですともう少し期間的なものが必要じゃないかと思うんですが、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○上杉農政企画課長 アグリ実践ラボシステムの事業、まず、こういった事業を考えたのが県の発想かどうかという話ですけれども、経緯を申し上げれば、昨年からの一連の燃油高騰、また地球温暖化とかいろいろ問題になっている中で、こういった民間企業が持っているノウハウを農業分野に適用したいというのは、もともと行政側の意識としてもありました。あと、実際問題、今、宮崎がいろんな面で注目をされている中で、宮崎県でこういった技術の開発をしてみたいといったような民間企業側の動きというものも、それはそれであった中でこういったような事業を仕組んだというところでございます。

あと、事業期間の話でございすけれども、21年度ということになってございすけれども、21年度でやりますのは、とにかく試験場または農業大学校などにハウスを設けると。そういったものを民間企業に貸し出していく。実際には公募をして企業を募るわけですけれども、ハウス

の建設とか施設の整備は21年度でやって、実際民間企業との共同研究は引き続きやっていきますので、そういった形で21年度という形になっております。

○十屋委員 ということは、この3,200万は直接ハウスをつくる経費と。その後、300万使っている民間の方を募ってやるということで、書類上は21年ですけど、おおよそどのくらいのスパンをこの事業としては考えていらっしゃるんですか。

○上杉農政企画課長 実際、技術をまず固めて現場に普及できるまでにどのぐらい期間がかかるかというのは、実際応募してくる民間企業側の、どんな開発をしたいんだとかに影響されてきますので、一概に何年かかるとはなかなか申し上げられないんですけども、できるだけ早く現場に普及できるようにやっていきたいというふうに考えております。

○十屋委員 わかりました。次に、6ページの経営力強化支援なんですけれども、きのういただいた資料に、農業生産法人が21年が290で、26年までに390にふやしたいと。その経営の安定と雇用というところだと思うんですが、これは70名という中で、法人が多いわけですけど、これは3年間掛ける70というふうに見ていいのか。そして、1法人に対して例えば1人とか2人とかそういう枠があるのかというのをお聞かせいただけますか。

○山内連携推進室長 まず、法人関係でございすけれども、資料で7ページのフロー図を見ていただきたいんですけども、現在、調査では587法人で、現状といたしまして、これは推計でございすけれども、常時雇用者が4,300人ほどおられるというぐあいに試算してございす。それを産出額で3,400億の平成26年度の目標を考

えてみました場合、農業生産法人は720ほど伸ばしていこうという考え方の中で、既存法人の経営拡大と新規参入等によりまして、真ん中ほどにゴシック体で書いてございますけど、1,300人ほど法人の雇用が伸びていくと。いわば、こういった経営力強化を図っていけば、1,300人ほどの雇用も創出できるという考えになってございます。

そういった中で、70名ということ、今回、ふるさと雇用再生特別事業を使いながら3年間でやっていくわけですが、考え方といたしましては、70名掛ける3で、1,300人のうち210名の雇用創出等についてこの事業で見ていこうというふうに思っています。

それと、法人関係のあれにつきましては、この事業は、本議会を通させていただきましたら、7月早々に募集をかけていきたいと思っております。中心的には、対象法人は587、あるいは経営拡大を考えておって法人を目指そうとする認定農業者等も対象に加えようと思っておりますので、かなりの応募が上がってきまして、経営強化内容の審査を経て人数等の制限というものもあるかというふうに考えております。

○十屋委員 素朴な質問、私は質問のときに、これを見て農業生産法人のみを言ったんですが、今説明があった587法人との、申しわけないんですけど、違いをちょっと教えてもらえませんか。

○山内連携推進室長 この橙の資料でいきますと、4ページですね、農業法人は、いわゆる一般法人と農地を活用する農業生産法人という形で分かれておりますけれども、農業法人自体は587ということで、このうち農業生産法人が290ということなんです。

○十屋委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

では、次に8ページなんですけど、鳥獣害自衛体、自衛体の「体」が、我々の期待する「タイ」は別な「タイ」だったんですけど、そういうものであればいいんですが、きのうもですね、基本的に、シカなりの害があったときに、山からおりてくるから、人間がそれを防御しなきゃいけないということになって、対処療法的にはいいんですけども、環境森林部のほうにも言ったんですけど、山の上のほうにえさがあるようなそういう仕組みづくりをしないと解決はできないというふうに思っているところと、それとこういうのとで抱き合わせていかなきゃいけないんですが、最初の「県民への理解促進」というところは、どの県民を対象に、被害に遭っている方ではないと思うんですけども、ある程度理解されているのかなというふうに正直なところ思っているんですが、この理解促進というのはどういう方を対象にされるんですか。

○土屋営農支援課長 一番被害を受けておられる地域でも、農家の方あるいは非農家の方が混住されておられるわけなんですけれども、農家の方は実際に被害を受けておりますので、どうにかしないといけないという意識はあるわけなんですけれども、それ以外の方は、例えば、自分のところのごみを放置しておったりとか、あるいは庭先に果樹を植えておったりして、そのままになっているところもあるというふうにも聞いておりますので、そういうところをまず除去したいというようなこともあります。そういう意識を集落あるいは地域の方々みんなに御理解いただかないと、このような大きな、例えばフェンスを張るとかというようなことは難しいと思いますので、これは県のほうが主催しまして研修会などを開いて、生態なり被害なりを知っていただくということがまず第一の目的でござ

います。

○十屋委員 実際、県のほうから振興局等を通じて、その集落とか地域に行き、公民館とかそういうところでその方々を集めてされるところまでやられるんですか。

○土屋営農支援課長 9ページに書いてございます一番上の「県民への理解促進」というのは、この研修の開催と申しますのは、県北、県中、県南の3カ所で、ちょっと大き目の、一般の方々も含めて研修会を開こうというふうに考えておりまして、例えば地域の公民館あたりで開くといいますのは、下のほうの自衛体制緊急整備の中の野生鳥獣を近づけない集落環境づくり事業の中の①、地域での課題解決研修の中で合意形成を図るということで、振興局あたりから集めていただくというようなことは、地域段階ではこの下のほうでやろうというふうに考えています。

○十屋委員 いつやるのかによっても違うんですね。昼やるか、夜やるか、どういう広報の活動をするか。よくあるパターンで、文書を流すなり何かして、来てくれる方が少なかったというのは、今先ほど言われた農家に関する方々は意識が高いので多分来られると思うんですが、そういう集落に住んでいらっしやって、働いていらっしやる、別な会社で働いていらっしやる方とかが、自分の庭先の果樹をそういうふうに、何というんですか、撤去しなきゃいけないとかになってくるとまた別な話かなというふうに思うんですね。そのあたり、何というのかな、もう少し抜本的に考えないと、人間が守っている場合だけではなくて、もっと別な方法があるような気がするんですが、それはもうやるんならしようがないんですけど。

それともう一つ、地域全体で……、これ、も

う少し具体的に説明していただけないですか。地域住民と一体となった自衛体制の構築というのは、草刈りとか、猿が来ないようにしましょうというところと、最後の③で追い払い、接近警報システムの導入とか、さくとか、いろいろ考えていらっしやるんですけど、具体的に今やっけていらっしやることプラス何か新しくされるというのであれば。

○土屋営農支援課長 まず、集落の人、地域の人全員でやっていただくというのは、地域住民と一体となった自衛体制の構築の②のところなんですけれども、やぶになっているところとか、耕作放棄地あたりをきれいにしていただいて、えさ場とか隠れ家をなくすということ。それから、山と集落の間を、緩衝地帯というんですか、そこを見晴らしのいいようにして鳥獣が集落のほうまで出てきにくくするということは、農家の方だけではなくて、非農家の方にも御協力を願わないといけないことが多いと思われまして、ここをみんなでやっていきたいというふうに考えています。

それから、追い払い体制と申しますのは、これは猿に限ったことなんですけれども、猿の群れを追い払うためには、雌猿をつかまえて発信器をつけないといけないということらしいんですが、実際につかまえることの労力が非常に大変だということもございまして、そこらあたりの人件費なんかも見ているところでございます。

それから、今までもネットとか張ったりしているんですけども、これは圃場単位に3反とか5反とかその程度のものであったんですけども、それだけではなかなか難しいということもございまして、もうちょっと大きな単位でくくると、囲むということなんですけれども、よその県の事例をちょっと言わせていただきますと、

例えば長崎県でビワを栽培しているんですけども、そこはビワ畑と山を完全に分離するという意味で、直線で連続して27キロのフェンスを張りめぐらしております。それでほとんど被害がなくなったということも聞いておりますので、宮崎県の場合、もちろん地域によって、地形によって異なると思いますけれども、ある程度大きな面積で囲うというようなことを考えているところです。

○十屋委員 今、最後に言われましたように、相当数の距離数をやったときに、単年度じゃないんでしょうけど、予算的には大丈夫なのかなという気がするんですけど。

○土屋宮農支援課長 これは単年度なんですけれども、ほかの国の事業もございまして、来年度以降は国の事業のほうにのせていこうという計画もございまして。それから、長崎県の27キロのフェンスなんですけれども、このフェンスの設置費が27キロで約6,000万でございまして。そんなに高いものではございませんので、不可能な数字ではございません。

○十屋委員 正直なところ、農家の方に言わせると、もう少しこまめに、自分の田んぼだけを囲っていたりとかするので、お米をつくる分とs作代と相殺したら割に合わんというような話やいろいろあるんで、補助はきちんとそういうところまで手厚くといいますか、目配り、気配りをしていただければありがたいなというふうに思っていますので、お願いしたいと思っております。

最後に、報告書の内水面のウナギの関係なんですが、151ページで、最初の現金預金というところが昨年度より400万ほど少なくなっているところの御説明と、それから、152ページの指定正味財産の補助金、これは県というふうに理解してよろしいんですか。その2点。

○鹿田水産政策課長 先に、2つ目の補助金ですけれども、こちらは県からの補助金でございます。

あと、先ほどありました現金のほうですけれども、こちらの職員に支払われるべき退職金ですとか、センターが本人にかわって支払います社会保険料等ありますので、そちらが支払われて減っているということでございます。

○成原漁業調整監 152ページの補助金について補足をさせていただきます。5,000万ということで計上されておりますけれども、この件につきましては、従来、経営が非常に悪かったということで、経営対策の一環として、シラスウナギ協議会のほうから県に寄附をいただきまして、それをもとに、県が内水面振興センターのほうに経営安定のための積立金を積み立てるということをやったございました。このものがたまっているということでございます。

○鳥飼委員 何点かお尋ねをしたいと思います。まず、歳出予算説明資料の13号のほうの77ページに、家畜保健衛生費の1億3,300万が出ております。これについてちょっとお尋ねをいたします。宮崎家畜保健衛生所は、昨年でしたか、長年の懸案事項であったんですけども、ようやく整備をされて、検査棟等と、居住棟といいますか、事務棟と分離がされたということで大変よかったなと思っておりますし、それまでは死亡牛等が搬入をされても、それを解体をして焼却をしないといけないというような、極めて問題のあるところだったろうと思っております。んですけども、まだ現場を私は見せていただけないもんですから、どういうふうになっているか、後ろのほうに行っていないんですけど、また近いうちに見せていただきたいと思います。今回、同様のということで、

私、きのうちちょっと聞き漏らしたんですけれども、恐らく延岡をやられるのかなというような感じ。ちょっとここをもう一回御説明をお願いしたいと思います。

○山本畜産課長 御案内のように、今、委員おっしゃいましたように、宮崎家畜保健衛生所につきましては、平成19年に鳥インフルエンザが本県で発生したときの検査体制等の問題もございまして、平成19年度から平成22年度、4年間かけて検査施設等を中心に整備をするという事業を展開いたしておりまして、平成19年度には一部周辺の土地を取得させていただきまして、今、委員おっしゃいましたように、昨年度はメインとなります検査棟を完成させて、もう既に稼働しているところでございますが、今年度、大型焼却炉をつけました解剖棟の建設、そして、実は来年度は、4年間計画ということで最終年度で、残されました今あります本館、これの改修工事等を含めてやるということにいたしておりましたけれども、防疫体制を緊急にやはり確立する必要があるということで、今回こういった事業を組ませていただきまして、1年前倒して本館改修等やらせていただきまして、早期に防疫体制を確立するというところでございまして、延岡の家保の整備とは全く別のものがございます。

○鳥飼委員 宮崎ということですね。本当に悲惨な現場だったんですね。獣医の皆さん方に大変な御苦勞をいただいて、血まみれになりながら死亡牛を切断をして焼却をするというようなことだったんですから、非常によかったなと私は思っているんですけど、延岡もかなり老朽化をしていますし、市街地の住宅地にあるんですけれども、延岡の家畜保健衛生所についての検討状況といたしますか、改築に向けての検討状

況、それがありましたら、お尋ねします。

○山本畜産課長 御案内のように、延岡の家畜保健衛生所も、たしか昭和54年だったと思いますが、建設をされまして、30年程度たっております。建物そのものはまだ老朽化というかそこまでいっておりませんが、御案内のように、周辺が住宅地でありますとか、スーパーマーケット、あるいは隣接するところに保育園、そういったものがございまして、特に死亡した家畜を病性鑑定と申しますか、解剖したり、焼却をしたりすることによりまして、周辺の方々に迷惑をかけないように形で今やらせていただいておりますけれども、基本的には全く燃やさないというわけにはいかないものですから、時間帯でありますとか風向きを考えて、必要最小限の今、焼却をいたしておりまして、大きなものにつきましては、解剖の後に解体をいたしまして、今、小さな冷凍ストックを解剖室に併設をいたしておりまして、定期的に宮崎家畜保健衛生所のほうに搬入いたしまして焼却をしている現状でございます。ただ、なかなか現在の財政状況の中で、以前から延岡家畜保健衛生所につきましても、移転というようなことでいろいろと検討は進めさせていただいておりますけれども、現状ではなかなかまだ財政的な問題もありまして、今回こういった形で、今のところまだ宮崎家畜保健衛生所の予算だけを組ませていただいておりますけれども、何とか早目に延岡家畜保健衛生所につきましても、移転新築というような形でできればいいなというふうに思っておりますけれども、現状ではなかなか厳しい状況でございます。

○鳥飼委員 ないそでは振れないところはあるんでしょうけど、しかし、現場も皆さん方も十分御承知でしょうけれども、あえて申し上げ

ば、死亡牛なりを切断をして解体をしてということになると、血まみれになるわけですね。感染の危険性もありますし、そこはやはり財政当局との問題もありますけれども、早急に対応していただくようお願いをしたいと思っております。都城は、高崎はもう既に整備をされて、ちょっと奥まったところですから、よろしいかと思っておりますけれども、ぜひお願いをしておきたいと思っております。

それから、関連しまして、獣医師の方の確保ですね、これが、6年制になったということもありまして、そして、新しい卒業生が小動物、ペットですね、民間で開業するなり、そういうところに行かれる方が多くなったということで、これは食肉検査所も同様なんですけれども、家畜保健衛生所も、やはり獣医師さんをどう確保していくのかというのが大きな課題となっているんですけれども、現状についてちょっとお尋ねいたします。

○山本畜産課長 今、委員御指摘のとおり、近年は、小動物、いわゆる犬・猫のペット動物病院を開設したり、そこに診療するというような獣医さんが非常にふえておりまして、全国で今、国公私立16の獣医系の大学がございまして、約1,000名程度の学生が毎年獣医ということで卒業いたしておりますけれども、新規の就業をいたしておりますけれども、直近でも約半数が犬・猫、ペット関係の診療に行くということもございます。どうしても定員の約7割近くを占めます私立系の大学が首都圏に集中をいたしております、大学教育の中でも、入ってくる学生の志向にこたえる形で授業を行うということで、どうしても小動物の診療に向けた授業が非常に多くなっているように聞いております。したがって、畜産あるいは家畜に触れる機会も非常に

少ないという状況の中では、産業動物の獣医師あるいは私ども含めて地方公務員等になる獣医師の数がかなり減ってきております。県内で申しますと、一般開業の診療をされております産業動物、いわゆる畜産の獣医師の方の高齢化が非常に進んでおりまして、個人開業の方は少しずつやはり減っております。

そういった中で、農業共済組合はかなり独自の努力もされておりました、奨学金制度を取り入れたりして、その分を今、農業共済の組合のほうで少し肩がわりをしながらやっている状況でございます。それと、私ども地方公務員獣医師につきましても、宮崎県で申しまして、ここ数年、募集をかけましても定員割れの状態が続いております、昨年もしか12名の募集に対しまして10名の応募で、結果的に国家試験に2人落ちまして、10名合格はしたんですけれども、国家試験に2人落ちて8名の採用ということで、欠が出ているような状況でございます。今年度、宮崎のほうでも、国の事業等も活用いたさせていただきまして、奨学金制度を活用いたしまして、早期に公務員獣医師あるいは産業動物に係る獣医師の確保を図っていく体制をとろうということで事業を開始したところでございます。以上でございます。

○鳥飼委員 私、総務の委員会にずっといたものですから、待遇とかそういうところを見て進路を決めるということだろうと思っておりますし、公務員の場合は、大動物を相手にする長時間立ちっ放しの検査というようなこともあったりして、非常に労働条件が厳しいということもあって敬遠をされているだろうと思うんです。宮崎県も41歳までに引き上げられたということなんです、聞くところでは、秋田県なんか59歳の人も採用しますよというようなこともやっている。必死

なんですね。ですから、ぜひ、総務のほうとの関連になりますけれども、厳しくやっぱりその辺は申し入れといいますか、協議をしていただいて、必要な人材を確保していただくようお願いしたいと思っておりますし、現状、先輩の方が、後輩が困っておるからということで非常勤で来ていただいているんですけれども、その手当も安いということで、私も本会議で何回か取り上げましたけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○上杉農政企画課長 獣医師の確保の問題につきましては、農政水産部だけじゃなくて、福祉保健のほうも含めて大きな問題だと思いますので、人事当局のほうにつきましては、ほかの都道府県の取り組みも研究しながら要望していきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 頑張ってください。遠慮したらいかんですよ。

それで、続けて、4ページ、宮崎発・大地を活かす農商工連携ビジネスモデル事業につきましてお尋ねをしたいと思います。これは、ここに目的が書いてございますし、予算額は5億ということで、21年度から5年間ということでございます。3年の分もあるようですが、新規農業参入支援タイプと連携強化促進タイプということで、右のほうにわかりやすいといえますか、絵もかいてあるようなんですが、当初予算で農商工連携の基金をつくりましたね、あれとの関係は何かあるんでしょうか。産業支援財団に基金をつくってというのがあったと思うんですけど。

○山内連携推進室長 当初、産業支援財団に基金を積みましたのは、20数億円のファンドを生かした、いわゆる農商工連携の新商品開発とかそういったソフト活動等を行う基金等ござい

まして、この5億円の事業とは全く別でございます。

○鳥飼委員 そうしますと、それを活用するということはこれには全く入ってこないんですね。私が申し上げたのは、例えば、2つタイプがありますけど、進出するところが決まったら、支援財団のも使うことができるというようなことではないわけですね。

○山内連携推進室長 この事業は、今回5億円を農業振興公社に積みまして、5年間かけて、こういった進出企業とか、コラボに対する施設投資とか雇用経費とか、あるいは農地集積等に対して助成を行うものでございます。もちろんこういった事業展開を行う場合には、やはりソフト活動と一体的に取り組みないといけないと思っておりますので、今申し上げました商工サイドのファンドを活用した基金とはうまく連携をとって事業を推進していくということになろうかと思っております。

○鳥飼委員 新規参入支援タイプと農地の連携強化タイプと2つありまして、これでは投資額割補助10%、限度額1億円、国内補助事業等と組み合わせた場合、最大60%の補助というのが書いてありますけれども、限度額1億円ですから、10億円の事業もできる、事業といえますか、事業ですね、ということになると思うんですけども、何件程度とか、どのようなものを想定をしている。そこ辺まで何かありますか。

○山内連携推進室長 幅広くこの事業等の対象にしたいと思っておりますので、下限は設けておりません。上限的に1億円ということでございます。ですから、これから採択等の要望等受けていきますけれども、予算の範囲の中で適切な執行をしていきたいというふうに思っております。

○鳥飼委員 かなりあるだろうなというふうにも思うんです。あってもらわなくちゃいけないんですけど。

そこで、農業振興公社に委託をされるということなんですけれども、県が出資している法人の経営状況等ということで書いてありますので、ちょっとお尋ねをいたしますが、公社等の改革案というのが、19年か18年でしたか、定められて、あしたその分の特別委員会があるんですけれども、その中で、振興公社の位置づけといたしますか、どういうふうになっていたかわかりましたら、教えていただくといいんですが。

○山内連携推進室長 農業振興公社につきましては、基金協会との統合を行いながら、農政全体をスリム化したことで機能強化を図っていくということで、統合につきましては19年に完了したところでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、公社等改革の案の中では、一応それはクリアしているというふうに思っているんですね。

○山内連携推進室長 そういうことでございます。

○鳥飼委員 そこで、振興公社の事業概要等ということで、別冊の資料の3ページにあるんですけれども、これは農業開発機械公社から農業開発公社になりまして、いろいろと経緯も書いてございますし、組織もこういうふうにして書いてございます。職員の19名というところなんですけれども、新たに新農業支援課というのが21年度できましたよということで御説明があって、2人配置をされたということなんですけど、県職員の出向者というのはかなり多いのかなというふうに思うんです。現状、数字、今おわかりでしたら。わからなかったら結構なんですけれども。

○山内連携推進室長 現在、職員が4月1日現在で19名おりますけれども、県からの派遣は6名になってございます。

○鳥飼委員 意外と少ないんですね。わかりました。前の部長が言っておられますけれども、公社がかなり重要な役割を果たしてくるだろうと思うんです。先ほど公社等というのをお聞きしたのは、公社等が縮小、縮小にというふうにかかっていますし、本当は県がやるべきことをここにやってもらっていただいているというわけですから、そこをしっかりと支援をしていく必要があるなということでお尋ねをしたところでございます。

この問題点にもありましたけれども、例えば退職積立金問題とかありますので、ここは答弁は結構ですけれども、しっかりと対応していただくようお願いをしたいと思います。公社等はどこもそんな感じなんですけれども、プロパーの人たちは本当に心配しておられるようですから、そこは十分対応をお願いをしておきたいと思えます。

それから、次のページの、先ほど出ましたみやざき農業経営力強化支援事業なんですけれども、ふるさと雇用再生特別基金事業というのはこれは長期の分だったと思うんですね。この人たちの身分ですね、常勤か非常勤かというようなことについてちょっと御説明を。今後の推移といたしますか、展開といたしますか、そこもあわせてお願いします。

○山内連携推進室長 ふるさと雇用再生特別基金の活用事業につきましては、基本的に継続的な雇用を目指すということを前提に置いておりますので、今回は、県が事業主体となりまして、農業法人が雇い入れる雇用に対する経費を支援するというところでございます。したがって、

本事業は1年間という形での経費助成になりますけれども、基本的には助成以降もその法人の正規職員として活躍いただくということを念頭に置いております。

○鳥飼委員 再確認しますと、農業生産法人、農業法人等で常勤として雇用された人たちに対して、人件費の支援をしていくということで理解していいんでしょうか。

○山内連携推進室長 そういうことであります。

○鳥飼委員 それと、この農業生産法人、集落等もあるんですが、587というのがあるんですけども、品目ですね、約3,300億ぐらい農業産出額があると思うんですけど、そのうちの1,100か1,200ですから、3分の1強かなというふうに思うんですけども、これの連絡協議会ということで、例えばですよ、宮崎市の住吉にトマトをつくっているところがあるんですけども、ああいうところとか、1年こうあって、どういうふうな農産物がつくられているとか、それをまとめたようなものはあるんでしょうか。

○山内連携推進室長 農業法人ですね、生産法人も含めまして、これにつきましては、毎年、1月1日現在で市町村を通じた調査を図っております。そういった実態は把握しております。ちなみに、現在、先ほど申し上げましたけれども、農業法人は587ということで、平成21年1月1日現在で587法人ございます。去年は560法人でしたので、1年間で27法人、着実に伸びてございます。

現状といたしまして、587法人のうち、畜産が301法人ということと、それから野菜ですね、こういったものが123というのが主なものであります。近年の特徴として、従来は、本県の場合、畜産法人が主体であったんですけども、土地を活用したということで農業生産法人の伸びが

かなり多うございまして、近年の伸びのかなりのところを農業生産法人が伸びているというような状況です。

○鳥飼委員 そういうのは公表か何かしているんですか。資料でもいいんですけど、私、最近、何か所か農業生産法人に行ったりとか、委員会で集落営農の高木に行きましたけれども、やはり日本の農業、宮崎の農業を大きく変えていくといいますか、引っ張っていくところになるだろうと思うんです。そういうのがあればいただきたいな、見てみたいなというのがあったものですから、何か公表しているのがあるんでしょうか。

○山内連携推進室長 公表しているのは、今申し上げた生産法人の形態別の数とかそういったものにつきましては、一応当課の資料の中でオープンにしております。概況でございますけれども。ただ、企業名とかそういったところは個人情報的なところ等も、経営概況等がございしますので、それについては市町村段階で把握しているという形でございます。

○鳥飼委員 例えば、都城に行ったらハウレンソウをかなりつくっておられる。鹿児島県の大隅町というんですか、隣の町まで行って、全部合わせたら、自社有地と車庫を借りているのを合わせたら120ヘクタールとか130とか大規模なやつで、農業のイメージも変わってくるようなものがあるものですから、そういうのを知ってもらって農業への理解を深めてもらうというのが大事ではないかなと思っておりますので、ぜひまたこの場で教えていただくところがあればお願いをしたいというふうに思っております。

○山内連携推進室長 確かに法人関係につきましては、委員御指摘のとおり、現在、私どもの試算でございますけれども、産出額の大体32%

ぐらいを占めておるかなど。ただ、これもやはり担い手の急激なリタイア等が進んでいけば、法人の占めるウェイトというのはかなり重要な問題となってくると思います。その辺のところを4割ぐらいまで高めたいということで今回の事業等もお願いしているんですけども、そういった面では、やはり法人の実態ですね、そういったところを十分把握しながら適切な施策をやっていくことが大切だと思いますので、そういった取り組みは十分展開をしていきたいと思っています。

○鳥飼委員 わかりました。時間があればまた後ほど。

○河野委員 鳥飼委員がおっしゃられた部分が僕も大半だったんですが、みやざき農業経営力強化支援事業の中の人材確保の必要性という部分で、非常に明確に計画を立てられているということで、例えばピーマンなり地頭鶏なり、その品目の中でそれを強化しているということが、今回の事業で非常に大事な点として挙がっているなということで理解しているんですが、それでちょっと別個なところへ行くんですけど、14ページ。ということで、結局そういう人材確保等含めて大事な事業であるかという視点でちょっと確認していく中で、ここの農地有効利用支援整備事業ということで、集落営農に関しての整備事業だと考えるんですが、まず、実態として、19年度、この集落営農組織というのは幾つあって、20年度、だから、19年と20年の推移を確認したいと思うんです。

○山之内地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。集落営農組織につきましては、手元の資料では、平成19年度が79、平成20年度が95ということになっております。

○河野委員 ということは、集落営農そのもの

はふえているということで理解していいと思うんですが、その79あった組織で、解体されたという実態はありますか。その79の中で解体、なくなっただけというんでしょうか。

○山之内地域農業推進課長 集落営農組織につきましては、近年多く設置されたものでございまして、解体したというような事例は特に聞いておりません。

○河野委員 今回この事業が組まれているんですけど、候補地というか、ここら辺ではないかというものは挙がっているんでしょうか。

○西農村整備課長 14ページの農地有効利用支援整備事業関係でございまして、現在のところ、市町村とか土地改良区、県出先の振興局等を通じまして、事業内容の周知徹底を図っているような状況でございまして、取りまとめにつきましては、6月いっぱいぐらいということで、第一弾としてですね、取りまとめる予定でございまして、以上です。

○河野委員 予算額はどういうふうな基準か、どういうものをもとにしてこれだけの予算額を組んだのかなというのがちょっと確認したくて質問したんですけど、そこら辺何かあるんでしょうか。

○西農村整備課長 1地区当たりが、簡易な整備のものにつきましては200万未満ということになっております。それから、新しく地域での営農体系等を変えていくために、例えば、転作作物であります大豆とかバレイショとか、そういうものの作付のために必要な暗渠排水というものを新設するような事業につきましては、1,000万以下というような事業費が対象になるということでございまして、

○河野委員 僕も農業関係を勉強し始めたばかりという状況の中で、集落営農がうまくいくと

非常に効果的なものなんですけど、失敗しちゃうと耕作放棄地を加速させるものになってしまうという問題点も全国的にあるというのがあって、宮崎はどのような状況なのかなということでもちょっと確認したんですが、効果的な事業になるようにまた御努力をお願いしたいと思います。以上です。

○緒嶋委員 きのうちちょっと言いませんでしたので、重複した質問になるかと思うんですけど、基本的に、今度国なんかは、ロケットとすれば4段ロケットというような形の中でやっておる中で、県の予算の取り組みが、今度でも15億でしょう、補正2つ合わせて。国の予算は補正だけで1兆超すわけですよ、農政関係は。ふるさとの基金関係もあるわけなんですけど、このあたりが、景気・雇用対策と言いながら、何で予算が真水の分がふえないのか。九州各県は物すごくふえているわけですよ、予算的に、補正としての対策。景気・雇用という大命題があって予算を組んでおるわけだから、そのあたりの取り組みは宮崎県は、農業も厳しいわけですね、実態は、取り組みの予算的なものが目に見えていないと。これはそれぞれすばらしい予算であるけど、金額的に本当にそのニーズにこたえるだけの予算規模かという、そうはいっていないというふうに思うんですけど、そのあたりをどのように考えておるのか。

○上杉農政企画課長 部全体の予算の取り組みの話でございます。まず、先ほど御指摘のありました今回のこの経済危機対策を含めて、九州各県、補正予算を組んでおるわけでございますけれども、それに比べて宮崎県全体も、例えば福岡県とかは673億円も組んでいると。佐賀県が311億、隣の熊本県801億。そういった中で宮崎県が今回183億円という額になっていると。こ

れは県全体の予算ということなんですけれども、1つ要因として考えられますのは、お手元の資料の6月補正予算説明資料の1ページ、横の絵でございますけれども、この中で、左の欄の経済危機対策、4月10日に決定した中で、一番下のほうに地域活性化・公共投資臨時交付金というものがございます。これは実はまだ我が県への配分額または詳細がわからないという状況で、今回この6月補正の中では入れられなかったという中で、なかなか額が伸びなかったというのがあるかと思えます。

あと、農政水産部そのものについて言いますと、ここ数年特にこういった傾向があるわけでございますけれども、1つは、国のほうの事業の仕組み方といたしまして、いわゆる県を通さない、地域に各協議会、任意協議会、例えば担い手協議会でありますとか水田協議会でありますとか、そういった各種協議会がございまして、そういったものに、地方分権の関係でありますとか、または最近、政府全体の取り組みといたしまして、公益法人には予算を流さないと、削減する方向がございまして、そういった任意協議会に直接ダイレクトに予算を流すと。特に耕作放棄地対策とか今、国を挙げてやっているわけでございますけれども、大きな部分が直接行ってしまっているという中で、県の農政水産部としても、予算の額からいえば伸び悩んでいるという状況があるかと思えます。

○緒嶋委員 それなら、九州各県の農政関係の予算を比較して、それはどこでも同じことだと思うんですよ、宮崎県だけストレートに行っておるというわけではないから。そういう点を比較して、宮崎県はそういう説明が通用するかどうかということです。

○上杉農政企画課長 特に今回の経済危機対策

との関係で申し上げますと、先ほどの地域活性化・公共投資臨時交付金のほうですね、これは本県は今回6月における補正に組み込むことはできなかったわけですが、ほかの県は入れているところもあるというやに聞いておりますので、その辺でちょっと違いが出てきているのかと。あと、今回の補正事業に限らず、いわゆる一般の毎年毎年の農政水産関係の予算ですね、これが各県とどんな比較になるのか、ちょっと今手元にないのでございますけれども、今回の補正事業について言えばそういうことかなと考えております。

○緒嶋委員 特に経済・雇用対策ということだから、最終的には何の予算でも2月補正で減額やら国の国庫補助関係はあるわけだから、やっぱりこういうときこそ前向きに予算を組んで、最終的には収入がなきゃ減額せざるを得んのはやむを得んわけだから、そういう積極性を持って予算を組んでこの厳しさを乗り切るんだと、そういうような気持ちでいかにや、知事は総理大臣にでもなろうかというのに、こういうような予算では総理大臣にはなれんわ。そういうような前向きの姿勢を農政水産部は、特に農業は厳しいわけだから、そういう気持ちで財政当局と対応していかにやいかん。これは環境森林部にも私は言ったんですけども、向こうからこれだけで抑えられて、見込みがまだ明確でないから予算組めんじゃないかというのも一つの理屈だけど、厳しいときだからこそ、これはことしと来年しか対応できんような予算もあるわけですね、3年間とか。だから、そういう意味では、できるだけ先手先手で対応すると、そういう姿勢が農政水産部全体になれば、農業の活性化、農商工連携も含めて前に進まんのかなというふう思うので、9月補正ではもう

ちょっと肉づけをびしゃっとして、それも半年過ぎた予算ですよ、9月になれば。そういうことでいいのかなという気がするので、もうちょっと頑張ってほしいということの一つ申し添えておきます。

○上杉農政企画課長 9月補正とかに向けて大変心強いお言葉をいただきましたので、頑張っていきたいと思っております。

○緒嶋委員 それと、有害鳥獣対策なんですけれども、先ほどちょっと出ましたが、私は、自衛体も、国の自衛隊でやれと前から自衛隊にも言っておるわけです。外国に行って国際貢献するのもいいけど、日本国民を守るためにはそこまでやらんともうどうにもならん。ネットを張るといのはいいんですけども、高千穂で国庫補助をもらってやった。ところが、道路がある、農道があると、そこから入ってきて、今度はネットがあるので山に帰れない。そういう逆効果も出てくるわけです。そこ辺の対策が難しいわけです。車で通ればそこをどう遮断するか。そして、ちょっとそれを忘れておると逆にそこから村里のほうに入ってきた。今度は逃げ場がなくて、かえって食害を広める、逃げられる、そういうような逆効果もあるんですよ。長崎の場合ほうまくいっておるというけど、すべてがうまくいくという保証はないわけで、そのあたりをどう考えるかというのもあるので、私は、やはり最終的には個体を減らす、それしか本当はないと。これはどこかに追っ払うといつても、数を減らしたわけじゃないわけですね。どこかで食べるわけだし、どこかで生息するわけだから、被害は極端に言えば減りゃしない。どこかで食べる。だから、適正個体をどこまで減らすか、その対策には個体を減らすほかないわけだから、そのための対策というのも考えて

いかなければ、今後、人間のほうがネットの中で生活して、有害鳥獣のほうがネットの外で、広いところで生活する。逆に言えば、人間のほうが動物園の中で生活するような感じになるわけです。地域によっては。そういうことでありますので、やはり環境森林部ともあわせて対策を国のほうにも強く要望してほしいし、市町村の職員で有害鳥獣班でもつくってそこでやるとか、私は、極端に言えば自衛隊が一番いいんじゃないかと。これが専門だから。そういうぐらいに思うんですけど、この対策については真剣に取り組まなければ、農政だけで1億8,000万、シカの害だけで8,000万ぐらい出てないですか。それに猿の害とかそのほかのタヌキの害とか入れたら、恐らく4億以上になるだろうと思うんです。これは毎年減りやしません。今のままの対策では。鉄砲を持っておる、狩猟をする人が高齢化して、それを返納する人も出てくるので、つえつきながら鉄砲を撃つ人は、それは動物から見れば何の抵抗にもならんわけですよ。だから、これはもうちょっと深刻に考えていかんと農山村ではもう生活はできないと。被害を被るというのは、これは、何というか、収穫する直前にやられるわけですよ、皆。それが一番ショックなんです、皆さん。だから、この有害鳥獣については真剣に今後対策を立てていただきたいと思いますが、根本的な対策があるかどうかをお伺いいたします。

○土屋営農支援課長 今、委員のおっしゃったとおりだと思うんですけども、やっぱり根本的な対策というのは、個体数を減らさないとうとうしようもないということだと思います。それと自衛隊のことも、それがいいなと思ったんですけども、自衛隊法を見てもみますと、いろんな災害のときの活動、ネットを張るとい

自衛隊にさせていただくことも可能だというふうに書いてあるんですけども、ただ、鉄砲を撃つことは法律上禁じられているということだそうです。

○緒嶋委員 法律を改正すれば外国にも行かれるわけだから、これは我々の努力でもあるわけですけれども、そこまで深刻に追い込まれておる実態だけは御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○濱砂委員 まず、先ほど緒嶋委員からもありました予算の件なんですけど、今回の99億円の配分額ですね、配分額はいいんですけど、積極予算を取り入れていただくということを含めて、現在、地方公共団体への配慮ということで2兆3,790億円が、全体の13兆9,000億についてはこれは決まった問題で仕方がないんですけども、これがどうかという、将来にどういうものを及ぼすかというのは別議論にして、ここではこの予算が配分されたものとして1兆円が配分された。99億円が宮崎県分として配分されてきたわけですが、それによってこういった計画が組まれているんですけど、言われたように積極的にもう少し今度はこれを利用した予算額をふやしてほしいというのは、これは当然なことでありまして、それともう一つ、あと残された1兆3,000億円が、1兆3,790億円が配分をされると思うんですけど、それを含めて、今後また宮崎県独自の予算を組んでいくということになるんですけど、今、それを見たときに、平成20年度の繰越明許費ですが、これは本会議でも話をしたんですけど、農政水産部関係は91件の31億9,300万円が繰り越し明許に上がっているわけですね。今回補正されたものが、これは予算執行していくわけですけれども、これを含めて、あと1兆3,000億が、幾らになるかわかりませんが、宮

崎県にも配分されてくる。そうしたときに、緊急雇用・経済政策のいわゆる交付金でありますので、これによって宮崎県の雇用・経済をどのように浮揚させていくかというのがことしの課題なんですけど、それについて、まだこれだけの繰越明許費が残されておる。そして、新年度予算と1次補正、2次補正が追加された。今後また1兆3,000億が見込まれておるといふ状況なんですけど、これでこの年度内に消化をしていく。中には2年にかけてと、23年までかけてというのがありますけど、どれだけかというのが、これがやっぱり宮崎県の経済浮揚につながっていく。農業の経済浮揚につながっていくことなんですけど、これは全部消化できますか。

○上杉農政企画課長 まず、繰り越し明許の話全般につきましては、これはもうとにかく、事業執行につきまして、関係機関に早期完了という形でやっていかざるを得ないというふうに考えております。こういった中で、また、先ほど御指摘ありました公共投資臨時交付金のほうです、どのぐらいの額に配分がなるのかわかりませんが、いづれにしても、職員の負担にならないよう、なおかつ経済対策として効果が発せられるように、この2つを両立する形で適切に対応していきたいというふうに考えております。

○濱砂委員 今回の1号補正、2号補正を含めてなんですけど、このうち県単事業で使えるというのはどのぐらいの割合になるんですか。全部使えるというわけじゃないんですか。

○上杉農政企画課長 4月の経済危機対策に基づいて配分されています99億円の地域活性化・経済危機対策臨時交付につきましては、これは県単で使えるというふうになっております。

○濱砂委員 全額県単ということですか。

○上杉農政企画課長 はい、そうです。

○濱砂委員 そうすれば、この際、県単事業で今まで取り残した部分、使えない部分をぜひ積極的に伸ばしていただきたい。ただ、県単ばかりで使うと補助公共が使えんから予算額が減るということなんですか。そういうことなんですか。つまり、県単事業でこれを真水のまま使ってしまうと、補助事業に充当する分が少なくなって事業全体が膨らまないということになるんですか。

○上杉農政企画課長 地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、県単公共でやるべきものについてプラスで仕組んだという状況でございます。補助公共につきましては、これから配分されます地域活性化・公共投資臨時交付金でやっていくという話になります。

○濱砂委員 わかりました。それを含めて、今後交付されるであろう、いつ、幾ら配分されるかちょっとわからないんですが、この部分で大型予算を組んで、行き渡っていないところに、そして経済浮揚につなげてもらうようにぜひよろしく願いいたします。以上です。

精液のもちょっと聞きたいんですけど。

○外山 衛委員長 関連でですね。

○濱砂委員 その他ですか。じゃ、後からでいいです。

○十屋委員 今回の補正で水産関係は2億2,400万ぐらいはあるんですが、ちょっと少ないような気がするんですけど、その理由というのは何かあるんでしょうか。

○山田漁港漁場整備課長 水産関係で大きな事業と申しますのは、補助公共関係がございますけれども、先ほど企画課長から御説明のあるとおり、9月補正のほうでしたいと考えております。今回お願いしておりますのは、御説明いた

しました栽培漁業推進のための栽培協会の募集事業を1億2,100万ほど、あとは漁港整備関係事業を今回取り組ませていただいております。

○十屋委員 ということは、9月補正で新たに補正を組んで大きくやるということですね。

○山田漁港漁場整備課長 補助公共につきましては9月でさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○十屋委員 今、漁業の方も非常に厳しいということで、漁業の経営安定という面もありますので、いろいろとそのあたりも含めて、新しい国の補助制度といいますか、そういうのもあるみたいですから、9月に期待をしておきたいというふうに思っております。

○鳥飼委員 内水面振興センターのことでお尋ねしておきたいと思います。5ページに報告書の概要が書いてありますけれども、県内のシラスの需要ですね、何トン程度が必要なのか、ちょっとお尋ねします。

○鹿田水産政策課長 県内のシラスの需要ということですが、センターが供給しておりますシラスが、県内の池入れの10%ほどを占めているということですので、大体この10倍程度が実際に池入れされていると考えております。ただ、そこには、県内産のものもセンターが採捕したもの以外に含まれておりますし、その他国産の他県産のもの、あとは外国産の種苗というものが含まれております。

○鳥飼委員 そうしますと、ウナギ種苗の供給量は20年度でいいますと392キロというふうになっていますから、3,920キロ、約4,000キロ、4トン程度とってよろしいのでしょうか。

○鹿田水産政策課長 正確な数字は……、少々お待ちください。

○成原漁業調整監 平成20年の実績で申し上げ

ますと、池入れ総量が4,209キログラムです。

○鳥飼委員 大体4.2トンというところなんですけど、平成6年に内水面振興センターがスタートしたわけですが、当初の年が0.5トンぐらいだったかなと記憶しておるんですけども、当初このセンターが発足したときに、県内需要のどの程度、私の記憶では1.5トンぐらいだったのかなと思っているんですけども、どの程度センターで供給しようという計画でスタートをされたんですかね。あればお答えいただきたいと思います。

○成原漁業調整監 センター設立当初のセンターが採捕する予定といいますか、予想数量というのは、3トンを計画しておりましたけれども、その当時の需要量自体も大体3トン程度ございましたので、ほぼ全量をとということだったわけですが、現実はそうではなかったということでございます。

○鳥飼委員 そうすると、当初は全量を採捕しようということをして、当時の課長は水産庁に帰られたというふうに思っているんですけども、スタートをしたんですが、なかなかこれが採捕できないというふうな状況には、いろんな自然環境の面もあるだろうと思うんですけど、ですから、自然環境に文句言うてもしようがないんですけども、ただ、見通しそのものはちょっと甘かったのではないかなという気はいたしますよね。全需要量を賄おうということからスタートしたわけですから。

そこでちょっとお尋ねしたいのは、報告書の153ページに、当年度の実績のところ、事業収益の種苗販売事業収益が、当年度は1億2,500万、前年度が1億3,000万ということで、500万減収になっております。ところが、採捕の推移を見ますと、ほぼ倍増しているわけなんで

すけれども、この辺の事情はどういうふうになっているんでしょうか。

○鹿田水産政策課長 単価は、毎年そのときの需給状況に応じまして変化しておりますので、前年度は全国的に種苗がとれなかったということで単価が高かったと。ですから、採捕量は低かったんですが、全体の収入というか売り上げ自体は、販売規模自体は大きくなったということでございます。

○鳥飼委員 全国的に種苗の採取量がふえたと。だから、単価が減ったということだということですがけれども、しかし、ふえたといっても、宮崎の場合は減ったままなんですね。なぜこんなにも減ったんだろうかというような気もいたしますし、それと、去年の委員会で報告があったと思うんですがけれども、警戒といいますか、出ておられた方が死亡する事故がありましたね。去年の委員会で報告はあったらと思うんですがけれども、こういう採捕量が減ってきたこととやはり何らかの関係があるんじゃないかというふうな気も私、しまして、現場でそういう警戒といいますか、警備に当たっておられる方たちの中にもそういうものが影響しているのかなというふうな気がいたしましてお尋ねをするんですがけれども、今後、採捕の見込みとしてはどういふふうなことを見込んでいるのか。宮崎県だけでなく全国的なもの一つあるでしょうけれども、そこ辺をわかっておりましたら、お答えをお願いしたいと思います。

○鹿田水産政策課長 この採捕の見通しですがけれども、採捕活動自体は、これまでどおりの規模で継続していくということなんですけど、稚魚の来遊動向につきましては、年変動もありまして、科学的な知見もないということで予測ができないという状況ですので、今後どの程度の採

捕を見込むのか、予想されるのかをはっきりお答えすることが難しいんですが、センターとしては、センターの運営にもこの採捕量がかかわってきますので、運営に支障がない規模を何とか維持できればと考えております。以上です。

○鳥飼委員 よろしくお願ひしますね、まあ天候が相手ですから。しかし、ある程度供給見込みというのは、それはそれで全国的なものもあるけれども、立てていくべきだと思いますので、それはよろしくお願ひしておきたいと思ひます。

○外山 衛委員長 では、次に、その他の報告事項2点ございましたが、その件に関しての質疑をお願いいたします。

○濱砂委員 一般質問で時間がなくて省いてしまったんですけど、牛の精液ストロー盗難について先日お話がありましたので、その中でちょっと教えていただきたいんですが、今回盗難に遭ったのは、精液ストローが143本ということの報告だったんですけども、その場には143本だけしかなかったということだったんですか。

○荒武畜産試験場長 盗難に遭ったボンベには、そのほか約350本ほど入っておりまして、そのうちの143本が紛失しているということでございます。

○濱砂委員 それは、350本のうち143本が優良牛の精液だったということなんですか。

○荒武畜産試験場長 試験場で使用しております精液でございますので、すべてが優良な精液だと考えております。

○濱砂委員 種雄牛ですが、種雄牛は現在県には何頭保有されているんですか。

○山本畜産課長 種雄牛は、高鍋にございます家畜改良事業団というところに、今年度63頭の種雄牛が県有牛としております。

○濱砂委員 そのうちの優良牛というのは何頭

ですか。

○山本畜産課長 種雄牛の造成過程はかなり長期間、1頭つくるのに6年ほどかかるということで、その過程でいろいろと選抜をしながら、かなりいろいろな評価をしながら選抜をしてきておりますので、基本的にはその63頭は、一般的に使える優良な種雄牛だというふうに考えております。

○濱砂委員 その63頭は全部優秀な牛だということなんですか。いわゆる人気の高い。

○山本畜産課長 優秀というところがちょっと誤解を招いたかもしれませんけれども、種雄牛そのものは、先ほど申しましたように、かなり選抜過程を経て厳しい選抜の中で選ばれておりますので、一般に供用できる体制にある63頭ということですが、人気種雄牛ということになりますと、その中の5～6頭とかそういったところはかなり集中はしている状況にございます。

○濱砂委員 人気牛ですね、5～6頭。それで、先般の一般質問でもちょっとあったんですが、6年かかるということですが、この63頭を6年飼育した場合、購入価格等含めてどのくらいの予算をかけているんですか。

○山本畜産課長 毎年毎年いろんな状況の中で選抜をしていきますので、毎年選抜される頭数も異なってくることから、一概に言えないところがございますけれども、年間に今、種雄牛を造成するための予算といたしましては、県予算で1億7,000万円程度かかっております。

○濱砂委員 牛の購入金額を含めてそうですか。63頭は、大体1頭幾らぐらいで買ってこられるんですか。優秀な牛を見きわめて買ってこられるんですか。

○山本畜産課長 63頭をすぐ即買うというわけ

ではなくて、種雄牛をつくるためには、例えば農家段階で試験種つけと申しますか、交配をして、その中から選ばれてきた牛を何段階かに分けて検定をしながら選抜をしていくことになっておりまして、その中で、ある一定期間、雄子牛を県有牛として買い入れる期間がございますけれども、その時点で一応県有牛として買い上げるということで、その後、種牛候補牛の直接のその牛そのものの能力の判定と、その中で選んだ種雄牛候補牛から精液を取りまして、人工授精を県内の農家にいたしまして……。

○濱砂委員 いや、だから、牛の購入、県有牛にするときの購入価格は1頭どのくらいかということなんです。

○山本畜産課長 県外から買ってくるということではないですね。

○濱砂委員 63頭の牛の価格、県がそれを買ったわけでしょう。

○山本畜産課長 済みません、ちょっと調べます。

○濱砂委員 私もよく知らなかったんですが、ここを調べてみればみるほど何か興味深い話で、精液を薄めるんですね、精液をとって。私、それも知らなかったんですけど、精液を取る採取牛ですね、これは1頭の牛で年間何本ぐらい、どのくらいの精液を採取して何本ぐらいのストローができるんですか。資料を見てみると、希釈率がそれぞれ違うんでしょうけど、牛の場合は7ccぐらいとって、希釈倍数が10倍から50倍ということで書いてあるもんですから、ここは相当な本数になる。しかも週1回、2回精液をとってこれだけの希釈をして出すということでしょう。

○山本畜産課長 先ほど63頭いるということをお申し上げましたけれども、その中でも中心的に

使われておりますのは6頭とか7頭とかそれぐらいの頭数でありまして、先ほど委員おっしゃいましたように、1回の採精に大体平均すると7ccぐらいとれまして、もちろん精子の数あるいは活力等によって希釈倍数が異なってまいりまして、基本的には、ちょっと幅がございまして、10倍から50倍程度の幅がございまして、それを卵の黄身を使った卵黄液で希釈をいたしまして、最終的には1本のストローに0.5cc注入をするということになりますので、計算いたしますと、少ないもので1回に350本、多い場合で800本ぐらいですか。平均しますと1回当たり400～500本。それで、今県内で一番使われております種雄牛の本数が、年間約4万本ぐらいになっておりまして、県内全体では昨年度は約14万本程度だったと思いますが、家畜改良事業団のほうで採精をいたしまして供給をいたしております。

○濱砂委員 先ほどの牛の買い上げ単価は幾らだったですか。

○山本畜産課長 先ほど直接検定ということで申しあげましたけれども、直接検定牛ということで買い上げる価格は、81万9,000円を1頭当たり買い上げておりまして、その後、飼養管理、えさとかそういったものでかかっていますので、その数字はちょっと単純には出せない状況にあります。

○濱砂委員 人気牛というのも81万円ぐらいで買えるんですね。

○山本畜産課長 当初はすべて同じような形で買い上げまして、その後の評価によって選抜をしていくことになりますので、それがまたすべて種牛になるということではございません。

○濱砂委員 続けてお願いします。ですから、優秀な牛が5～6頭と言われましたね、人気の

ある牛が。この牛から採取をして、希釈をしてストローにする本数が1年間に14万本ということですね。14万本のその数ですね、ちょっと意地悪なことを言いますけど、試験用とか研究用とかそういった保存しておく精液ですね、そういったものは登録はされていないんじゃないですか。それはないんですか。いわゆる、優秀な牛、人気牛なり、そういうのをとっていきますね。それを残しておいて、将来のために研究用とかそういったものを残しておく、いわゆる登録以外のものというのはいないんですか。

○荒武畜産試験場長 ちょっと意味が違うかもしれないかもしれませんが、試験場では、精液が特定の、今おっしゃったとおり人気の牛に集中しているものですから、これは全国的な傾向なんですけれども、それで非常に血液が濃くなるというんですか、均衡が高くなってきている状況があります。そういうこともありまして、それを解決するために遺伝資源を確保しておかないといけないというようなことで、それについては別途遺伝資源として確保しております。

○濱砂委員 だから、つまり、ここには、登録された以外の精液というのが別にはないんですか、あるということですね。

○荒武畜産試験場長 現在、試験場では、そういう遺伝的な、さっき申した遺伝資源ですね、そういうものを約5万点ほど確保しております。

○濱砂委員 そこ辺ですよ、今回捜査の段階ですからよくわからないんですが、素人から考えた場合ですよ、希釈があるというのを私は全く知らなかったんです。希釈倍数でこれほどの、14万本もの年間に生産をする。これがどういう形のルートかわからないが流れて出ている。流れているのが、もちろん県内にこれだけの牛は生まれんでしょうから、県外にもかなり出るん

でしょう。それはどうなんですか、全部県内用なんですか、これは。

○山本畜産課長 県内の農家で使っていただくための県有牛でございますので、基本的には県内で使っていただいております。ただ、一部県外から改良用に欲しいというような譲渡の申し込み等がありますので、それにつきましては、県の改良委員会という生産者団体の方々も入った委員会がございますので、そこで吟味をいたしまして、必要なものについては出したりするということがございます。

○濱砂委員 済みません、教えてください。だから、牛は大体、私、そこも素人でわからないんですが、県内に年間何頭ぐらいできるんですか。

○山本畜産課長 母牛が約10万頭ちょっとおりますので、競り市への上場頭数が年間約7万頭ちょっとぐらいになります。7万5,000頭ぐらいです。

○濱砂委員 つまり7万頭の子牛が生産されるのに、精液は14万本年間にいわゆるできるということでしょう。

○山本畜産課長 授精が1回で100%成功するわけではありませんので、2回、あるいは場合によっては3回種つけをして1頭生まれるということがございますので、約10万頭の母牛に平均しますと1.5回程度の授精が必要になってくるので、大体15万本程度が必要かなというふうに考えております。

○濱砂委員 受胎率が低いと。薄めるからということではないんですね。わかりました。済みません、意地悪なことを言って。というのが、どうも調べていくと、何でこんなに余計精液ができて、しかも県内で消化し切れんはずなのに、その精液はどこに行っているのかと。そういう

疑問があったもんですから。それと、この精液をとった時点で、人気のある牛は後に遺伝子を残したいということで当然に保存していくでしょうし、例えば、ストローというか、採取した精液を希釈をするときに、残りのものとかいろんなものが出てくるんじゃないかなという気がしたもんですから、そういったものがもし盗難に遭ったらそれはもうわからんと。そういう状況もあるんじゃないかなと思って意地悪なことを言いましたが、そういうことはないんですか。

○山本畜産課長 家畜改良事業団では、そういうことがないようにしっかりと精液の管理をしておりますし、できた精液についても、事業団そのものも、今、管理体制をしっかりとするようにしておりますので、基本的には事業団そのもので余ったりとかそういったことはございません。

○濱砂委員 ありがとうございます。

○外山 衛委員長 よろしいでしょうか。

では、お疲れさまでございました。以上をもちまして農政水産部を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時52分休憩

午前11時54分再開

○外山 衛委員長 委員会を再開いたします。

採決の時間についてでございますが、本日午後1時半でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛委員長 では、そのように決定いたしましたので、暫時休憩をいたします。

午前11時55分休憩

午後1時29分再開

○外山 衛委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛委員長 では、一括して採決をいたします。

議案第1号、第10号、第13号、第17号及び報告第1号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第10号、第13号、第17号及び報告第1号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等ございましたら、お願いいたします。

○緒嶋委員 私も、濱砂委員も言われていたが、補正の額そのものが、熊本なんか600何十億しているんです。そうするとこちらは微々たるもの。農林なんかでも10何億とかあれで、そういう金額的なもののタイムラグが生じるようなおそれもあるんです。それから、熊本で126億農林水産費なんかを今回補正しているわけですね。宮崎県の姿勢そのものが、何を目指して補

正したのかという基本的なものがわからんわけです。国の流れの中で確定せんから補正を組んでおりませんと。何か消極的な、本当に受け売りみたいな感じで、そういう意味では、もうちょっと積極的にこの厳しさを乗り切るための対策を十分考えるべきじゃないかと、予算的にも。そこ辺を強く要望してもらいたいんです。

○外山 衛委員長 執行部に聞くと、手法の違いだとか事務の違いと言いましたけど、そうじゃない気がしますね。

○濱砂委員 県単事業費だけしか組み込んでいないんです。補助公共事業を含めていないんです。ほかの県は、今度の新たな公共事業の分を当て込んでそれを組んでいるから、ぐっと膨れているんです。緒嶋先生はそれを言われるんです。金はどうせ入ってくるんだから、それを見込んで予算化せないかんじゃないかという言い分です。当然なことですよ。

○外山 衛委員長 そうですね、それを抑えますね。

○緒嶋委員 当初予算は皆そうですよ。見込みで組むわけですから。内示があつて組むというわけじゃないわけだから。そういう発想がないわけですよ。

○外山 衛委員長 その部分はいれたいと思います。そのほかに何かございますでしょうか。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛委員長 あとは御意見を集約してつくってみたいと思います。

では、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時32分休憩

午後 1 時43分再開

○外山 衛委員長 では、委員会を再開します。

7月22日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおりの内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査についてであります。県外調査につきましては、8月19日から21日にかけて、これも休憩中の協議内容について実施することとして、詳細につきましては正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛委員長 では、そのように決定をいたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日御連絡をいたしますので、よろしく願いをいたします。

そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛委員長 以上で委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後 1 時45分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 外山 衛

